法律第百二号（昭三八・六・一二）

◎総理府設置法等の一部を改正する法律

（総理府設置法の一部改正）

第一条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中農地被買収者問題調査会の項を削り、同表宇宙開発審議会の項中「調査審議する」を「調査審議し、並びにこれらの事項に関して内閣総理大臣に意見を述べる」に改める。

第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

2　総務長官の任免は、天皇が認証する。

第二十三条中「四千二十九人」を「三千八百三十六人」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5　第二十三条中「三千八百三十六人」とあるのは、昭和三十九年三月三十一日までの間は、「三千九百六十一人」とする。

（宮内庁法の一部改正）

第二条　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「管理部」を「管理部　臨時皇居造営部」に改める。

第一条の八中「事務」の下に「（臨時皇居造営部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の九　臨時皇居造営部においては、皇居の造営に関する事務をつかさどる。

第十一条の表中「一、一八一人」を「一、一九二人」に、「一、二〇三人」を「一、二一四人」に改める。

（内閣法の一部改正）

第三条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。

第十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣官房長官の任免は、天皇がこれを認証する。

（内閣法制局設置法の一部改正）

第四条　内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六十九人」を「七十二人」に改める。

附則

この法律中第一条から第三条までの規定は公布の日から、第四条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中総理府設置法第二十三条及び附則第五項の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百三号（昭三八・六・一二）

◎港湾整備促進法の一部を改正する法律

港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　貯木場の建設、改良又は復旧

附則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百四号（昭三八・六・一二）

◎港域法の一部を改正する法律

港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の部天売港の項中「太郎兵衛埼」を「天売港船だまり北防波堤燈台（N44°26′19″E141°19′58″）」に改める。

別表福島県の部江名港の項中「海面」を「海面中磐城市大字江名字江ノ浦と同市大字折戸字岸浦との境界海岸（N36°57′36″E140°57′31″）から136度に引いた線以北の部分」に改め、同項の次に次の一項を加える。

中之作	折戸山三角点（83.4メートル）を中心とする半径1,500メートルの円内の海面中江名港に属する部分を除いた海面

別表茨城県の部港名の欄中「日立」を「会瀬」に、「久慈」を「日立」に、「磯浜」を「大洗」に改める。

別表大阪府の部大阪港の項中「境川運河」を「境川運河、岩崎運河」に改める。

別表岡山県の部水島港の項中「から270度1,900メートルの地点」を削り、「2,000メートル」を「3,500メートル」に改める。

別表山口県の部宇部港の項中「宇部岬から260度に引いた線、本山岬から110度に引いた線」を「黒埼から本山燈標（N33°52′42″　E131°15′08″）まで引いた線、同燈標から280度に引いた線、本山岬から160度に引いた線」に改める。

別表愛媛県の部新居浜港の項を次のように改める。

新居浜	新居浜市と西条市との境界海岸（N33°56′41″　E133°14′18″）から351度30分に引いた線、大島虎埼から270度3,000メートルの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山埼から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに念仏橋下流の尻無川水面

別表熊本県の部本渡港の項中「五色島三角点（17.8メートル）からそれぞれ90度及び270度」を「須森南端から271度」に、「今釜橋」を「大矢橋」に、「舟橋」を「市安橋」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭三八・六・一五）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「会計事務職員研修所」を「会計事務職員研修所　関税中央分析所」に改める。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（関税中央分析所）

第十六条の五　関税中央分析所は、輸出入貨物に関し、高度の専門技術を要する分析を行なうとともに、分析に必要な試験、研究及び調査を行なう機関とする。

2　関税中央分析所は、横須賀市に置く。

3　関税中央分析所の組織は、大蔵省令で定める。

第十七条第一項の表中臨時しよう脳事業審議会の項を削る。

第二十四条の表門司税関の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第四十九条第一項の表中「一五、九一六人」を「一六、○三七人」に、「六六、八六七人」を「六六、九八八人」に改める。

附則第四項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、大蔵省設置法第四十九条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

2　大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、一万六千四十四人とする。

3　金融機関資金審議会は、この法律の施行の日に新たに置かれるものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六号（昭三八・六・二〇）

◎行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行なうこと。

第三条第三項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭三八・六・二〇）

◎観光基本法（衆法）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　国際観光の振興（第六条―第八条）
第三章　観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等（第九条―第十五条）
第四章　行政機関及び観光関係団体（第十六条・第十七条）
第五章　観光政策審議会（第十八条―第二十三条）
附則

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における名誉ある地位の保持にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まつて、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図ろうとするわれら国民の解決しなければならない課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章　総則

（国の観光に関する政策の目標）

第一条　国の観光に関する政策の目標は、観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献することにかんがみ、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護、育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発達を図り、もつて国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする。

（国の施策）

第二条　国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。

二　国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。

三　観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。

四　家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。

五　観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。

六　低開発地域につき観光のための開発を図ること。

七　観光資源の保護、育成及び開発を図ること。

八　観光地における美観風致の維持を図ること。

（地方公共団体の施策）

第三条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第四条　政府は、第二条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第五条　政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、観光政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　国際観光の振興

（外国人観光旅客の来訪の促進）

第六条　国は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の充実強化、国際交通機関及びこれに関連する施設の整備、外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善等に必要な施策を講ずるものとする。

（外国人観光旅客に対する接遇の向上）

第七条　国は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、宿泊施設、食事施設、休憩施設、案内施設その他旅行に関する施設（以下「旅行関係施設」という。）で外国人観光旅客の利用に適するものの整備、通訳案内、旅行あつせんその他国際観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光みやげ品等の品質の改善、わが国の産業、文化及び家庭生活の紹介の強化等に必要な施策を講ずるものとする。

（国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成）

第八条　国は、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図るため、外国人観光旅客の観光に適する観光地及びその観光地間を連絡する経路につき、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場、旅客船その他の観光の基盤となる施設（以下「観光基盤施設」という。）及び外国人観光旅客の利用に適する旅行関係施設の総合的整備等に必要な施策を講ずるものとする。

第三章　観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等

（観光旅行の安全の確保）

第九条　国は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、観光に関する事業を営む者の不当な営利行為の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の利便の増進）

第十条　国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、公共的旅行関係施設の整備、観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光に関する事業の健全な育成、旅行知識の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

（家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化）

第十一条　国は、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図るため、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行に適する旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光旅行者の過度の集中の緩和）

第十二条　国は、観光旅行者の一の観光地への過度の

集中の緩和に資するため、観光旅行者が利用することが少ない観光地又は観光地として開発するのに適する地域で、その観光地の利用の促進又はその地域の観光地としての開発が観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和に効果があると認められるものにつき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（低開発地域の観光開発）

第十三条　国は、低開発地域でその地域内に観光地として開発するのに適する地域を含むものの開発を図るため、当該観光地として開発するのに適する地域につき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（観光資源の保護、育成及び開発）

第十四条　国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源の保護、育成及び開発を図るため必要な施策を講ずるものとする。

（国土の美化）

第十五条　国は、観光地における美観風致の維持を図るため、屋外広告物等に関する規制その他国土の美化に必要な施策を講ずるものとする。

第四章　行政機関及び観光関係団体

（観光行政に関する組織の整備及び運営の改善）

第十六条　国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（観光関係団体の整備）

第十七条　国は、国際観光の発展、観光地の開発の円滑な推進、観光旅行者の利便の増進及び観光に関する事業の健全な発達を図ることができるよう観光に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第五章　観光政策審議会

（設置）

第十八条　総理府に、附属機関として、観光政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第十九条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二十条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第二十一条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第二十二条　審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

（委任規定）

第二十三条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中「観光事業審議会　観光事業に関する基本的計画及びその他重要事業を調査審議すること。」を

「観光政策審議会　観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

◆

法律第百八号（昭三八・六・二一）

◎麻薬取締法等の一部を改正する法律

（麻薬取締法の一部改正）

第一条　麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　監督（第五十一条―第五十八条）」を「第六章　監督（第五十一条―第五十八条）
第六章の二　麻薬中毒者に対する措置（第五十八条の二―第五十八条の十八）」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、麻薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行なうとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行なう等の措置を講ずることにより、麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条第五号中「第二十四号」を「あへんアルカ

ロイド系麻薬の項第二十一号」に改め、同条第十五号中「処方せん」の下に「（以下「麻薬処方せん」という。）」を加え、同条に次の二号を加える。

二十二　麻薬中毒　麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒をいう。

二十三　麻薬中毒者　麻薬中毒の状態にある者をいう。

第三条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者」を「、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「この法律、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）若しくはあへん法に違反する罪又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪を犯し、」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三　前二号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）、あへん法、薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）、薬事法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

第十一条第一項第一号中「二千円」を「四千円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「二千円」に改め、同項第三号中「二百円」を「五百円」に改め、同項第四号中「百円」を「五百円」に改め、同項第五号中「百円」を「三百円」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

4　何人も、第一項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十四条第十項中「前九項」を「前各項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）」を「麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものを除く。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第二項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、施用のため交付される麻薬が第二十七条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して交付されるものであるときは、適用しない。

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付される麻薬が次条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方せんがこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十七条中第四項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　何人も、第一項、第三項又は第四項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十七条第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、第五十八条の八第一項の規定に基づく厚生省令で定める病院において診療に従事する麻薬施用者が、同条の規定により当該病院に入院している者について、四・四―ジフェニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘプタノン、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七条第二項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、精神衛生鑑定医が、第五十八条の六第一項の規定による診察を行なうため、エヌ―アリルノルモルヒネ、その塩類及びこれらを含有する麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが前条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第三十条第四項、第三十一条及び第三十二条第一項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十六条第二項中「譲り渡す場合」の下に「（麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては、当該失効した免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は、麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。）」を加え、同項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第四十七条から第四十九条までの規定中「十月十六日」を「十月一日」に、「十月十五日」を「九月三十日」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四条第一項中「百名」を「百二十名」に改める。

第五十八条の次に次の一章を加える。

第六章の二　麻薬中毒者に対する措置

（医師の届出等）

第五十八条の二　医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生省令で定める事項をその者の居住地（居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。）の都道府県知事に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（麻薬取締官等の通報）

第五十八条の三　麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官は、麻薬中毒者又はその疑いのある者を発見したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者の麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

（検察官の通報）

第五十八条の四　検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し、執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。）が確定したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

（矯正施設の長の通報）

第五十八条の五　矯正施設（監獄、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、帰住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の帰住地（帰住地がないか、又は帰住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。）の都道府県知事に通報しなければならない。

（麻薬中毒者等の診察）

第五十八条の六　都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、精神衛生鑑定医をして、その者を診察させることができる。

2　前項の場合において、精神衛生鑑定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第五十八条の八の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第六項の規定による入院期間の決定が行なわれるまでの入院期間として、三十日をこえない範囲内で期間を定めなければならない。

3　精神衛生鑑定医は、第一項の規定により診察を行なうため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行なおうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行なう場所にとどまることを求めることができる。

4　都道府県知事は、第一項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5　精神衛生鑑定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行なうため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6　第五十三条第二項及び第三項の規定は、前項の立入りについて準用する。

7　精神衛生鑑定医は、第一項の規定による診察を行なう場合には、受診者の名誉を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第二項に規定する事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

8　都道府県知事は、第一項の規定による診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であると診断されたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

9　厚生大臣は、第二項の政令について、その制定又は改廃に関する閣議を求めるには、あらかじめ、精神衛生審議会の意見を聞かなければならない。

（精神衛生鑑定医の職務等）

第五十八条の七　精神衛生鑑定医は、精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第二項に規定する職務を行なうほか、都道府県知事の監督のもとに、前条に規定する職務を行なうものとする。

2　精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

（入院措置）

第五十八条の八　都道府県知事は、第五十八条の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めたときは、その者を厚生省令で定める病院（以下「麻薬中毒者医療施設」という。）に入院させて必要な医療を行なうことができる。

2　麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規定により当該麻薬中毒者医療施設に入院した者（以下「措置入院者」という。）につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間をこえて入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を都道府県知事に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知し、その適否に関する審査を求めなければならない。

4　麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、すみやかに、当該事項の適否を審査し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、麻薬中毒審査会は、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間の経過前に当該措置入院者を退院させることが適当であると認めるときは、その退院させるべき期日を都道府県知事に通知しなければならない。

5　麻薬中毒審査会は、前項の審査をするにあたっては、当該措置入院者及び当該麻薬中毒者医療施設において当該措置入院者の医療を担当した医師の意見を聞かなければならない。

6　都道府県知事は、第四項の規定により通知された麻薬中毒審査会の決定に従い、当該措置入院者を退院させ、又は当該措置入院者に係る入院期間を決定して当該麻薬中毒者医療施設の管理者及び当該措置入院者に通知しなければならない。

7　麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間内に前項の通知がないときは、当該措置入院者を退院させなければならない。

8　第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から三月をこえることができない。

（入院期間の延長）

第五十八条の九　前条第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこえない範囲内で、毎回二月を限度として延長することができる。

2　前条第二項から第七項までの規定は、前項の入院期間の延長について準用する。

（行動の制限）

第五十八条の十　麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、その医療に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行なうことができる。

（所持品の保管）

第五十八条の十一　都道府県知事は、措置入院者の所持品中にその者に対する医療の妨げとなる物があるときは、その者の入院中、当該職員をして、これを保管させることができる。

（退院）

第五十八条の十二　都道府県知事は、措置入院者につき入院を継続する必要がないと認めるときは、すみやかに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該麻薬中毒者医療施設の管理者の意見を聞くものとする。

2　麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者の症状等に照らして入院を継続する必要がなくなったと認めるときは、すみやかに都道府県知事に通

知しなければならない。

（麻薬中毒審査会）

第五十八条の十三　第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2　麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。

3　委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4　前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額）

第五十八条の十四　措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なう医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2　前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が精神衛生審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（社会保険診療報酬支払基金への事務の委託）

第五十八条の十五　都道府県は、措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なつた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに麻薬中毒者医療施設の開設者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告等）

第五十八条の十六　厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者医療施設の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、麻薬中毒者医療施設の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、麻薬中毒者医療施設の管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　麻薬中毒者医療施設の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬中毒者医療施設に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

（麻薬中毒者の相談に応ずるための職員）

第五十八条の十七　都道府県は、麻薬中毒者の相談に応ずるための職員を置くことができる。

2　前項の職員は、麻薬中毒者及び麻薬中毒者であつた者につき、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行なうものとする。

3　第一項の職員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する職務を行なうに必要な熱意と識見をもつている者のうちから、都道府県知事が任命する。

（秘密の保持）

第五十八条の十八　精神衛生鑑定医、麻薬中毒者医療施設の職員、麻薬中毒審査会の委員又は前条第一項の職員は、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第五十九条を次のように改める。

（都道府県の支弁）

第五十九条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　第五十四条第一項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用及び第五十六条第一項の規定により当該都道府県の区域外において麻薬取締員が行なう職務に直接要する費用

二　第五十八条の六第一項の規定により精神衛生鑑定医に診察を行なわせるために要する費用

三　第五十八条の八の規定により行なう麻薬中毒者の入院に要する費用

四　第五十八条の十三第一項の規定により設置する麻薬中毒審査会に要する費用

五　第五十八条の十七第一項の規定により設置する職員に要する費用

第五十九条の次に次の三条を加える。

（国の負担）

第五十九条の二　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一　前条第一号の費用については、全額

二　前条第三号の費用については、その十分の八

（国の補助）

第五十九条の三　国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、次に掲げる費用について、その十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が支弁した第五十九条第五号の費用

二　都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する麻薬中毒者医療施設の設置に要する費用

（費用の徴収）

第五十九条の四　都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六十条の次に次の一条を加える。

（犯罪鑑識用麻薬に関する適用除外）

第六十条の二　厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、麻薬に関する犯罪鑑識の用に供する麻薬を製造し、又は譲り受けることができる。

2　厚生大臣は、前項の規定により製造し、又は譲り受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識を行なう国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3　前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができる。

4　第二項の規定により厚生大臣から麻薬の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、麻薬に関する犯罪鑑識のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　第十二条第一項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を輸入し、輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　第十二条第一項又は第四項の規定

に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、若しくは廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条　第十二条第二項若しくは第三項、第十三条、第十七条又は第二十条の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条　第二十二条、第二十四条第一項若しくは第三項から第十項まで、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第三項から第五項まで又は第二十八条第一項若しくは第三項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七条　第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条中「前四条」を「前五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二　情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条の三　第十二条第一項又は第二十四条及び第二十六条の規定により禁止される麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七十条中「三万円」を「五万円」に改め、同条第二号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

十四　第五十八条の十八の規定に違反した者

第七十一条中「第五十条第一項」を「第五十八条の二第一項」に、「一万円」を「三万円」に改める。

第七十二条中「五万円」を「十万円」に改める。

第七十三条中「一万円」を「三万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第五十八条の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第五十八条の六第三項の規定により出頭を求められて出頭せず、又は同項の規定によりとどまることを求められてとどまらなかつた者

三　第五十八条の六第五項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第七十四条中「第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項又は第六十九条から前条まで」を「第六十四条第二項若しくは第三項、第六十四条の二第二項若しくは第三項、第六十五条第二項若しくは第三項、第六十六条第二項若しくは第三項又は第六十九条から第七十三条まで」に改める。

第七十五条中「一万円」を「三万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条　第十二条第一項に規定する麻薬であるか、同条第二項に規定する麻薬であるか、又はこれらの麻薬以外の麻薬であるかを知ることができない麻薬は、この章の規定の適用については、同条第一項及び第二項に規定する麻薬以外の麻薬とみなす。

別表を次のように改める。

別表

あへんアルカロイド系麻薬

一　モルヒネ及びその塩類
二　ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類
三　コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類
四　ノルモルヒネ及びその塩類
五　モルヒネ－エヌ－オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体
六　エヌ－アリルノルモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類
七　六－メチル－デルタ－六－デオキシモルヒネ及びその塩類
八　ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類
九　六－メチルジヒドロモルヒネ及びその塩類
十　十四－ヒドロキシジヒドロモルヒネ及びその塩類
十一　ジヒドロデオキシモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類
十二　ジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類
十三　メチルジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類
十四　ジヒドロヒドロキシモルヒノン及びその塩類
十五　六－ニコチニルコデイン及びその塩類
十六　ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類
十七　ジヒドロコデイノン、そのエステル及びこれらの塩類
十八　ジヒドロヒドロキシコデイノン、そのエステル及びこれらの塩類
十九　テバイン及びその塩類
二十　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
二十一　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のもの。ただし、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号並びに次項及び合成麻薬の項各号に掲げる物を含有しない物を除く。

コカアルカロイド系麻薬

一　コカ葉
二　エクゴニン及びその塩類
三　コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
四　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつ

て、政令で定めるもの

五　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

合成麻薬

一　四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

二　一—メチル—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エステル及びその塩類

三　一—メチル—四—（三—ヒドロキシフェニル）—ピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

四　一—（二—（パラ—アミノフェニル）—エチル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

五　一—（二—（二—ヒドロキシエトキシ）—エチル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

六　一—（二—ベンジルオキシエチル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

七　一—（三—ヒドロキシ—三—フェニルプロピル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

八　一—（三—フェニルアミノプロピル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

九　一—（三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十　一—（二—モルフォリノエチル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十一　一—（二—テトラヒドロフルフリルオキシエチル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル及びその塩類

十二　四—（三—ヒドロキシフェニル）—一—メチル—四—ピペリジルエチルケトン及びその塩類

十三　アルファー一・三—ジメチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十四　ベーター一・三—ジメチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十五　アルファー一—メチル—三—エチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十六　ベーター一—メチル—三—エチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十七　三—アリル—一—メチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十八　一・二・五—トリメチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシピペリジン及びその塩類

十九　四—シアノ—一—メチル—四—フェニルピペリジン及びその塩類

二十　四・四—ジフェニル—六—ジメチルアミノ—三—ヘキサノン及びその塩類

二十一　四・四—ジフェニル—五—メチル—六—ジメチルアミノ—三—ヘキサノン及びその塩類

二十二　四・四—ジフェニル—六—ジメチルアミノ—三—ヘプタノン及びその塩類

二十三　四・四—ジフェニル—六—ピペリジノ—三—ヘプタノン及びその塩類

二十四　四・四—ジフェニル—六—モルフォリノ—三—ヘプタノン及びその塩類

二十五　四—モルフォリノ—二・二—ジフェニルエチルブチレート及びその塩類

二十六　二・二—ジフェニル—三—メチル—四—モルフォリノブチリルピロリジン及びその塩類

二十七　四・四—ジフェニル—六—ジメチルアミノ—三—ヘプタノール及びその塩類

二十八　アルファー六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール及びその塩類

二十九　ベーター四・四—ジフェニル—六—ジメチルアミノ—三—ヘプタノール及びその塩類

三十　四・四—ジフェニル—六—ジメチルアミノ—三—アセトキシヘプタン及びその塩類

三十一　アルファー六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—アセトキシヘプタン及びその塩類

三十二　ベーター六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—アセトキシヘプタン及びその塩類

三十三　四—シアノ—二—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニルブタン及びその塩類

三十四　（±）—アルファー三—アセトキシ—六—メチルアミノ—四・四—ジフェニルヘプタン及びその塩類

三十五　二—メチル—三—モルフォリノ—一・一—ジフェニルプロパンカルボン酸及びその塩類

三十六　ジメチルアミノエチル—一—エトキシ—一・一—ジフェニルアセテート及びその塩類

三十七　四—ジメチルアミノ—一・二—ジフェニル—三—メチル—二—プロピオンオキシブタン及びその塩類

三十八　三—ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

三十九　三—ヒドロキシ—エヌ—メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

四十　三—メトキシ—エヌ—メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

四十一　三—ヒドロキシ—エヌ—フェネチルモルヒナン及びその塩類

四十二　三—ヒドロキシ—エヌ—フェナシルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類

四十三　三—ジメチルアミノ—一・一—ジ—（二—チエニル）—一—ブテン及びその塩類

四十四　三—エチルメチルアミノ—一・一—ジ—（二—チエニル）—一—ブテン及びその塩類

四十五　三—ジエチルアミノ—一・一—ジ—（二—チエニル）—一—ブテン及びその塩類

四十六　一・三—ジメチル—四—フェニル—四—プロピオンオキシヘキサメチレンイミン及びその塩類

四十七　一・二・三・四・五・六—ヘキサヒドロ—八—ヒドロキシ—三・六・十一—トリメチル—二・六—メタノ—三—ベンザゾシン及びその塩類

四十八　一・二・三・四・五・六—ヘキサヒドロ—八—ヒドロキシ—六・十一—ジメチル—三—フェネチル—二・六—メタノ—三—ベンザゾシン及びその塩類

四十九　二—（パラ—クロルベンジル）—一—ジエチルアミノエチル—五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

五十　二—（パラ—エトキシベンジル）—一—ジエチルアミノエチル—五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

五十一　エヌ—（一—（一—メチルピペリドー二'—イル）—エチル）—プロピオンアニリド及びその塩類

五十二　エヌ—（二—（メチルフエネチルアミノ）—プロピル）—プロピオンアニリド及びその塩類

五十三　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

五十四　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

（大麻取締法の一部改正）

第二条　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

三　大麻から製造された医薬品の施用を受けること

第九条中「六十円」を「百円」に、「五十円」を「百円」に改める。

第十一条中「十円」を「五十円」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、これを七年以下の懲役に処する。

一　第三条第一項の規定に違反して、大麻を栽培した者

二　第四条の規定に違反して、大麻を輸入し、又は輸出した者

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　次の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役に処する。

一　第三条第一項の規定に違反して、大麻を所持し、譲り受け、譲り渡し、又は使用した者

二　第三条第二項、第十三条、第十四条又は第十六条の規定に違反した者

三　第四条の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

第二十五条第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十六条中「五千円」を「一万円」に改める。

第二十七条中「第二十四条から前条まで」を「前二条」に改める。

（あへん法の一部改正）

第三条　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「十月十六日」を「十月一日」に、「十月十五日」を「九月三十日」に改める。

第四十六条第一号中「五百円」を「千円」に改め、同条第二号中「三百円」を「五百円」に改め、同条第三号中「百円」を「三百円」に改める。

第五十一条から第五十三条までを次のように改める。

第五十一条　第四条から第六条までの規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条　第七条、第八条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の徴役及び百万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第五十三条　第五十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の次に次の二条を加える。

第五十四条の二　情を知つて、第五十一条第一項又は第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三　第七条の規定により禁止されるあへん又はけしがらの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十五条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十六条中「、第五十三条」を削る。

第五十七条中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十八条中「一万円」を「三万円」に改める。

第五十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

第六十条中「一万円」を「三万円」に改める。

第六十一条中「第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項」を「第五十一条第二項若しくは第三項、第五十二条第二項若しくは第三項」に改める。

第六十二条中「一万円」を「三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　昭和三十八年においては、この法律による改正後の麻薬取締法第四十七条から第四十九条まで及びあへん法第四十条第二項中「十月一日」とあるのは、「十月十六日」とする。

（地方財政法の一部改正）

4　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号の二中「麻薬取締員」の下に「並びに麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

5　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の三の規定により、同条」を「精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の三又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

6　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の見出し中「覚せい剤等」を「覚せい剤」に改め、同条中「、麻薬若しくはあへん」を削り、「慢性中毒」を「覚せい剤の慢性中毒」に、「「慢性中毒者」」を「「覚せい剤の慢性中毒者」」に改める。

（地方税法の一部改正）

7　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「若しくは結

核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）若しくは麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは結核予防法」を「、結核予防法若しくは麻薬取締法」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

8 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号中「又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を「、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・運輸・自治大臣署名）

法律第百九号（昭三八・六・二一）

◎輸出硫安売掛金経理臨時措置法

（取立不能見込額の繰延）

第一条 日本硫安輸出株式会社に対して硫酸アンモニアを売り渡し、その売渡しに係る売掛金を有している者は、当該売掛金のうち取り立てることができないと見込まれる額に相当する金額（以下「取立不能見込額」という。）を、この法律の施行後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、この法律の施行後最初に到来する決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定により取立不能見込額を計上する場合には、輸出硫安繰延損失という名称を用いなければならない。

（配当の限度）

第二条 前条第一項の規定により取立不能見込額を計上した者は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から前条第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

2 商法第二百六十六条第一項第一号（違法配当に関する取締役の責任）及び第二百九十条第二項（違法配当の場合の債権者の返還請求）の規定は、前項の場合に準用する。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭三八・六・二一）

◎外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第二条第三項中「募集をする者の店舗」の下に「（以下「支店等」という。）」を加える。

第二章の章名中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第三条の見出しを「（免許等）」に改め、同条第一項中「外国保険事業者が」の下に「日本に支店等を設けて」を加え、同条第二項中「日本において免許」を「前項の免許」に改め、同条に次の五項を加える。

3 日本に支店等を設けない外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約を締結してはならない。ただし、次項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

4 日本に支店等を設けない外国保険事業者に対して日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行なう時までに、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

5 大蔵大臣は、左の各号の一に該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不公正であること。

二 当該保険契約の締結に代えて、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又はこの法律に基づき免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。

三 当該保険契約の条件が、前号に規定する免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常附せられるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。

四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険事業の健全な発達に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

6 前三項の規定は、当該保険契約が再保険契約である場合その他大蔵省令で定める場合には、適用しない。

7 第一項の免許を受けた外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、大蔵省令で定める場合を除き、日本においてこれを締結しなければならない。

第五条中「外国保険事業者」の下に「（第三条第一項の免許を受けたものに限る。以下第二十九条までにおいて同じ。）」を加える。

第九条第一項中「含む。」を「含み、第三条第一項の免許を受けたものに限る。」に改め、「（昭和十四年法律第四十一号）」を削る。

第十四条中「外国生命保険事業者は」を「外国生命保険事業者（第三条第一項の免許を受けたものに限る。）は」に改める。

第十五条第一項中「外国損害保険事業者は」を「外

国損害保険事業者（第三条第一項の免許を受けたものに限る。）は」に改める。

第二十一条第一項中「日本において事業を営む」を「保険業法又はこの法律に基づき免許を受けた」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二　第三条第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条の三　第三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十五条第一項中「前条」を「前三条」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭三八・六・二二）

◎国家公務員法の一部を改正する法律（衆法）

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十七号中「決定」の下に「並びに同条の規定による国会及び内閣に対する報告」を加える。

第百三条に次の一項を加える。

人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第二項の人事院規則で定める国の機関における官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。

2　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第九十五条」の下に「、第百三条第九項」を加える。

（内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭三八・六・二四）

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項に定める場合を除くほか、財務規定等の一部（財務規定等のうち第十七条の二以外の規定をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の経営する企業のうち政令で定める事業で、常時雇用される職員の数が百人以上のものに適用する。

第八条第一項第四号中「及び証書類」を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

（事務の委任）

第十三条の二　管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができる。この場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（長期貸付け）

第十八条の二　地方公共団体は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2　地方公営企業の特別会計は、前項の規定により長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、翌事業年度以降において、予算の定めるところにより、一般会計又は当該他の特別会計に償還しなければならない。

第十七条中「特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」を「特別会計を設けて行なうものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（独立採算）

第十七条の二　地方公営企業の特別会計においては、その経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2　地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

第二十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、現金取扱員は、置かないことができる。

第三十条中第二項を削り、第三項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3　地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

4　地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたつては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて提出しなければならない。

第三十四条の二見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条本文中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「財務規定等」を「財務規定等又は財務規定等の一部」に改める。

第三十九条の三第三項中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「財務規定等」を「財務規定等又は財務規定等の一部」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律の規定中第十三条の次に一条を加える改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第二項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の第十七条から第十八条の二まで及び第三十条第二項から第五項までの規定は、昭和三十九年度の事業年度の予算及び決算から適用する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

3　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「政令で定める公営企業」を「公営企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業を除く。）で政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「地方公共団体が行う事業」の下に「（地方公営企業法第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定により同法の規定の一部が適用される企業を除く。）」を加える。

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

4　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

5　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭三八・六・二七）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項を削る。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の二十二」を「百五十分の二十五」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第二十二条第三項中「第六十五条第二項から第六項まで」を「第六十五条第二項から第五項まで」に改める。

附則第二十三条第六項中「と読み替えるものとし、同条第三号の規定により百五十分の五十から所要最短在職年数に不足する一年ごとに減ずる率は、警察監獄職員にあつては百五十分の三・五、その他の一般公務員にあつては百五十分の二・五とし、同号ただし書の率は、百五十分の二十五とする」を「と、「百五十分の三・五」とあるのは、「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五）」と読み替えるものとする」に改める。

附則第三十一条中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

附則第四十三条を附則第四十四条とし、附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（外国特殊法人職員期間のある者についての特例）

第四十三条　前条の規定は、日本政府又は外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の事業と同種の事業を行なつていたもので政令で定めるものの職員（公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「外国特殊法人職員」という。）として在職したことのある公務員について準用する。この場合において、同条中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊法人職員」と、同条第四項において準用する附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和三十八年十月一日から」と、前条第四項において準用する附則第四十一条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和三十八年十月」と読み替えるものとする。

（昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正）

第三条　昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条中「前二条」を「第一条」に、「第一条」を「同条」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第四条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に、「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条」を「同項」に改める。

第四条中「第二十三条第二号」を「第二十三条第一項第二号」に、「同条」を「同項」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第十三条第三項中「及び附則第七条」を削る。

附則第十五条中「、附則第七条」を削る。

附則第十六条中「から第八条まで」を「、附則第八条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

（増加恩給の加給年額の改定等）

第二条　昭和三十八年九月三十日において現に改正前の恩給法第六十五条第五項本文に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同条第二項から第四項までの規定による年額に改定する。

2　昭和三十八年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同月分までの加給の年額の計算については、改正後の恩給法第六十五条の規定にかかわらず、改正前の同条の規定の例による。

（普通恩給及び扶助料の年額の改定等）

第三条　昭和三十八年九月三十日において現に改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十四条第三号（同法附則第十八条第二項又は附則第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十八年十月分以降、その年額を改正後の同法附則第十四条第三号の規定により計算して得た年額に改定する。

2　昭和三十八年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の同月分までの年額の計算については、改正後の法律第百五十五号附則第十四条第三号の規定にかかわらず、改正前の同条同号の規定の例による。

第四条　昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と従前の年額との差額の停止については、昭和三十八年九月分までは、改正前の同法第二条又は第三条の規定の例による。

2　前項の規定は、第五条の規定による恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の改正に伴う経過措置について準用する。

（改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給与）

第五条　改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第百七十七号」という。）に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和三十八年十月から始めるものとする。

（扶助料の改定）

第六条　恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十八年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

（職権改定）

第七条　附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第八条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用）

第九条　附則第五条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける権利を取得した者のうち、昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（遺族年金を受ける権利を取得した者については、婚姻の届出をしないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）であつたことによりその権利を取得した者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

（内閣総理・厚生大臣署名）

◆

法律第百十四号（昭三八・六・二七）

◎旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第一条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第七条の三」に、「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第七条中「前条、」を「前条の規定又は」に、「第一条若しくは第二条又は」を「第二条若しくは」に改め、「第一条若しくは第二条の規定」の下に「（以下第七条の三第四項において「各年金額改定法の規定」と総称する。）」を加える。

第二章中第七条の二の次に次の一条を加える。

第七条の三　連合会は、旧海軍共済組合の組合員（旧共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する給付（以下第三項において「長期給付」という。）に関する規定の適用を受けていた者に限る。以下この項及び次項において同じ。）で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員で昭和二十年四月一日以後職務上の傷病により死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

2　連合会は、旧海軍共済組合の組合員であつた者のうち、昭和十六年十二月八日から昭和二十年三月三十一日までの間における旧海軍共済組合の組合員であつた期間内に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより旧海軍共済組合から公傷病年金の支給を受けていたもので、その職務上の傷病によらないで同日までに死亡したものの遺族に対しては、昭和三十八年十月分以後、旧海軍共済組合の組合員であつた者で昭和二十年四月一日以後公傷病年金の支給を受けること

となつた後その支給の事由となつた職務上の傷病によらないで死亡したものの遺族に対して第三条の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

3　連合会は、旧海軍共済組合の組合員のうち、長期給付に関する規定の適用を受けなかつた者（恩給法（大正十二年法律第四十八号）の適用を受けていた者を除く。）で、昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間に戦時災害により職務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより廃疾となり、若しくは死亡し、又は廃疾となつた後その職務上の傷病によらないで死亡したものが、旧海軍共済組合の長期給付に関する規定の適用を受けていたものとすれば第三条又は前二項の規定により年金の支給を受けるべきこととなるときは、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に対して、第三条又は前二項の規定により支給する年金の支給の例により、当該年金に相当する年金を支給する。

4　前三項の規定による年金の額は、これらの年金を支給すべき事由の生じた月のその者の俸給につき、第六条第一項第二号及び各年金額改定法の規定を適用して得た仮定俸給を俸給とみなし、同条第三項及び各年金額改定法の規定により算定した額とする。

5　前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による年金の支給について準用する。

第八条第二号中「第七条の二」を「前二条」に改める。

第十七条第一項中「並びに第七条の二の規定により年金及び一時金」を「第七条の二の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた後並びに第七条の三の規定により年金」に、「若しくは第七条の二」を「、第七条の二若しくは第七条の三」に改める。

第十九条第一項中「引き続き」を削る。

第二十条中「及び第七条の二」を「、第七条の二及び第七条の三」に改める。

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項を削る。

第二条第三項中「第五項並びに」を削る。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第三条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第一条の二第二項中「及び第三項」を削る。

第二条第二項後段を削り、同条第七項中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「、第三項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「、同条第三項の規定は第三項第二号若しくは第三号又は第五項の規定による年金額の改定の場合について」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第三条第四項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第二項、第四項及び第五項」を「第二項から第四項まで」に、「同条第二項、第三項及び第五項」を「同条第二項及び第四項」に改め、「並びに同条第七項中同条第三項及び第五項に係る部分」を削り、「第一条第五項」を「第一条第四項」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ中「第四十三条」を「第四十四条」に改め、「適用を受ける者」の下に「（新法又はこの法律の規定による年金たる給付を同条に規定する年金たる恩給とみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるべき者を含む。）」を加え、同号ニ中「第四十二条第一項第三号」の下に「（第四十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条第三号中「第四十二条第一項」の下に「又は第四十三条第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加える。

第十五条第三項中「「恩給法」とあるのは、」を「「十一万円」とあるのは「九万五千円」と、「五十五万円」とあるのは「五十万円」と、「恩給法」とあるのは」に改め、同条第四項中「、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額」を削る。

第五十一条の二第四項第二号中「第四十二条第一項」の下に「又は第四十三条第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加え、同条第五項中「地方の職員等であつた長期組合員」の下に「（政令で定める者を除く。）」を加える。

別表の備考第六号を削る。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「一年以内」を「二年以内」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第十七条の改正規定、第四条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条第三項及び第四項並びに第五十一条の二第五項の改正規定、第五条、附則第四条並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

第二条　この法律の施行の際、現に戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下この項において「遺族援護法」という。）第二十三条第二項の規定により遺族給与金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由により第一条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（以下「改正後の特別措置法」という。）第七条の三の規定による年金を受ける権利を有する者があるに至つたものに支給する遺族給与金については、遺族援護法第三十二条の二の規定にかかわらず、当該年金を受けることができる者があることを理由とする支給の停止は、行なわない。

2　前項の場合においては、改正後の特別措置法第七条の三の規定による年金を受ける権利を有する者に昭和三十八年十月一日以後支給すべき当該年金の額は、同条の規定にかかわらず、前項に規定する遺族

給与金を受ける権利を有する者に当該遺族給与金が支給される期間、同条の規定による年金の額から当該遺族給与金の額に相当する額（当該年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、その額をその者の数で除して得た額）を控除した額とする。

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の改正に伴う経過措置）

第三条　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律により年金額を改定された退職年金又は遺族年金の改定年金額と従前の年金額との差額の支給の停止については、昭和三十八年九月分までは、第二条の規定による改正前の同法第一条第五項又は第二条第三項の規定の例による。

2　前項の規定は、第三条の規定による旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の改正に伴う経過措置について準用する。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置）

第四条　更新組合員（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第二条第一項第七号に規定する者をいう。以下同じ。）及び再就職者（同法第四十一条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「法」という。）第三十八条に規定する組合員期間の計算につき第四条の規定による改正後の施行法（以下「改正後の施行法」という。）第七条、第九条第三号又は第五十一条の二第四項第二号の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2　前項の場合において、同項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、第四条の規定による改正前の施行法（以下「改正前の施行法」という。）若しくは法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）であるときは、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3　昭和三十八年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条の規定を適用するとしたならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。

4　改正後の施行法第五十一条の二第五項の規定は、昭和三十七年十二月一日からこの法律の公布の日の

前日までの間に退職し、又は死亡した更新組合員又は再就職者についても適用する。

5　昭和三十八年九月三十日において現に改正前の施行法別表の備考第六号の規定による金額の加給をされた公務による廃疾年金（施行法第二条第一項第三号に規定する公務による廃疾年金をいう。）の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条及び同法別表の備考の規定による年金額に改定する。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第五条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十九条」の下に「、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十六条第二項」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条に次の一号を加える。

四　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十四号）附則第二条第一項の規定の適用を受ける者

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用）

第七条　昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより改正後の特別措置法第七条の三第一項の規定により支給される年金（同条第三項の規定により同条第一項の規定の例により支給される年金を含む。）を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三八・六・二七）

◎公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号ロ中「恩給公務員期間」の下に「（法律第百五十五号附則第四十四条の規定の適用を受ける者（この法律の規定による年金たる給付を同条に規定する年金たる恩給とみなしたならば同条の規定の適用を受けることとなるべき者を含む。）のその適用に係る期間を除く。）」を加え、同号ヘ中「第四十二条第一項第三号」の下に「（第四十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第十一条第一項第六号中「外国政府」の下に「又は同法附則第四十三条に規定する法人」を加える。

附則第十六条第三項中「当該退職一時金に係る退職一時金基礎額」を「当該退職一時金」に、「当該退職一時金基礎額に相当する金額」を「その金額」に改める。

附則第二十四条第十項中「若しくは第三項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

（控除に関する経過措置）

第二条　更新組合員（転入組合員及び更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつた者を含む。以下同じ。）が、昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに退職した場合において、その者がこの法律による改正前の公共企業体職員等共済組合法附則第十六条第三項の規定によりその者が受ける退職年金又は減額退職年金の額から控除を受けたものであるときは、この法律の施行の日において、当該退職に係る退職一時金控除額に相当する金額に、当該退職年金又は減額退職年金の支給を受けることとなつた日の属する月の翌月からこの法律の施行の日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加算した金額をその者に支給する。この場合において、利子に相当する額の算出は、公共企業体職員等共済組合法第六十一条の三第三項後段の規定の例によるものとする。

（更新組合員の組合員期間の計算に関する経過措置）

第三条　更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に退職し、又は死亡した場合において、当該退職又は死亡の日以前に恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、その者の組合員期間の計算につきこの法律による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）附則第五条第一項第一号の規定を適用するとしたならば、除算されていた期間がその者の組合員期間に算入すべきこととなるときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

2　更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第百五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した後退職し、又は死亡したときは、当該退職又は死亡に係る長期給付は、新法の規定の例によるものとする。

3　更新組合員が昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、法律第百五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、この法律の施行の日から起算して九十日以内に、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

（除算されていた実在職年の算入に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員（前条第一項に規定する者を除く。）につき、法律第百五十五号附則第四十四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、新法附則第五条第一項第一号の規定により除算されていた期間が同号の期間に該当することとなつたのに伴い、その期間をその者の組合員期間に算入すれば、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月（その者の当該退職又は死亡の日及びその該当することとなつた日が昭和三十七年十月一日前であるときは、昭和三十七年十月）分から、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2　この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員につき、法律第百五十五号附則第四十四条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより、新法附則第五条第一項第一号の規定により除算されていた期間が同号の期間に該当することとなつたのに伴い、その期間をその者の組合員期間に算入すれば、その者又はその遺族がその支給を受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は遺族年金の額を改定すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月（その者の当該退職又は死亡の日及びその該当することとなつた日が昭和三十七年十月一日前であるときは、昭和三十七年十月）分から、当該年金の額を改定する。この場合において、既に年金として支給された金額があるときは、当該金額は、改定後に支給すべき年金の内払いとみなす。

3　新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の規定による退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定の適用を受ける者について、同項の期間のうち、公共企業体職員等共済組合法附則第十八条第一項に規定する重複期間に該当する期間があるときは、第二項の規定する日において、同条の規定の例により算定した金額の一時金を、同条の規定による一時金として、その者に支給する。この場合において、同条の規定により既に支給された金額があるときは、当該金額は、その支給すべき金額の内払いとみなす。

5　第一項及び第二項の規定は、更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族であつて、当該更新組合員又は更新組合員であつた者の死亡後に恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した者については、適用しないものとする。

（軍人普通恩給等との調整）

第五条　この法律の施行前に更新組合員が退職し、又は死亡したことにより、その者又はその遺族が退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した後において、法律第百五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したときは、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算して、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日の属する月の翌月（その者の退職又は死亡の日が昭和三十七年十月一日前であり、かつ、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日が同日であるときは、昭和三十七年十月）分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2　前項ただし書の場合において、当該更新組合員であつた者（更新組合員で死亡した者を含む。以下同じ。）又はその遺族が同項の規定により当該年金を受ける権利を喪失した日の属する月までに既に支給を

受けた年金の額が、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、その者又はその遺族が当該年金を受ける権利を喪失した日の属する月の翌月において、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額をその者又はその遺族に支給する。

3　第一項の規定に該当する者が、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日（その日がこの法律の施行前であるときは、この法律の施行の日）から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなし、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日の属する月の翌月（当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日が昭和三十七年十月一日であるときは、昭和三十七年十月）分から、その者が受ける権利を有する年金の額を改定する。この場合において、既に年金として支給された金額があるときは、当該金額は、改定後に支給すべき年金の内払いとみなす。

第六条　法律第百五十五号附則第四十四条の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した更新組合員であつた者又はその遺族につき、当該軍人普通恩給等の基礎となる恩給公務員期間を当該更新組合員であつた者の組合員期間に算入すべき恩給公務員期間とみなしたならば、新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合において、その者又はその遺族が、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日（その日がこの法律の施行前であるときは、この法律の施行の日）から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者又はその遺族は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなし、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日の属する月の翌月（当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した日が昭和三十七年十月一日であるときは、昭和三十七年十月）分から、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2　新法附則第十六条第三項の規定は、前項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

第七条　組合は、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた者又はその遺族であつて、法律第百五十五号附則第四十四条の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第五条第三項又は前条第一項の規定による申出をした者を含む。）については、当該一時金に相当する額を前二条の規定による給付金から控除するものとする。

2　法律第百五十五号附則第四十四条の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した更新組合員（附則第三条第二項に規定する者及び同条第三項の申出をした者を含む。）が、前項に規定する一時金の支給を受けたものであるときは、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金から控除するものとする。

（旧外地特殊法人職員期間の算入に伴う経過措置）

第八条　更新組合員が退職し、又は死亡した後において、新たに新法附則第五条第一項第一号へ、新法附則第十一条第一項第六号又は法律第百五十五号附則第四十三条に規定する期間がその者の組合員期間に算入されることにより、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、昭和三十八年十月分から、その者又はその遺族に当該年金を支給する。

2　この法律の施行の際現に退職年金、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する者については、新法附則第五条第一項第一号へ又は法律第百五十五号附則第四十三条に規定する期間を当該退職年金、減額退職年金又は遺族年金の基礎となつた組合員期間に算入して、昭和三十八年十月分から、当該年金の額を改定する。

3　新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「その者又はその遺族」と、「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「、減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

（費用の負担）

第九条　附則第三条から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百十六号（昭三八・七・一）

◎金属鉱業等安定臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業等に及ぼす影響に対処して、鉱産物の生産費の引下げを促進するとともにその生産及び価格を安定させる等金属鉱業等の国際競争力を強化するための措置を講ずることにより、金属鉱業等の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「鉱産物」とは、次に掲げるものをいう。

一　製造業の原材料として重要な金属の原料となる鉱物又は製造業の原材料として重要な鉱物のうち生産費の引下げを促進する必要があるものであつて政令で定めるもの

二　前号の政令で定める鉱物から生産される金属のうち生産費の引下げを促進する必要があるもので

あつて政令で定めるもの

2　この法律において「金属鉱業等」とは、鉱産物の生産の事業をいう。

（基本計画）

第三条　通商産業大臣は、鉱業審議会の意見をきいて、金属鉱業等の国際競争力を強化してこれを安定させるための基本計画を定めなければならない。

2　基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　目標年度における鉱産物の生産費その他合理化の目標

二　目標年度における鉱産物の生産の目標

三　前二号に掲げるもののほか、技術の向上、設備の近代化その他国際競争力の強化に関する重要事項

3　基本計画は、鉱産物の国際価格、内外の需給事情その他の経済事情を勘案し、鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを旨として定めるものとする。

4　通商産業大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

（実施計画）

第四条　通商産業大臣は、毎年、鉱業審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な実施計画を定めなければならない。

2　前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（計画の変更）

第五条　通商産業大臣は、鉱産物の国際価格、内外の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、鉱業審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2　第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（取決め）

第六条　鉱産物の生産の事業を営む者及びその需要者は、当該鉱産物（当該鉱産物が第二条第一項第一号の政令で定める鉱物の場合にあつては、当該鉱物又は当該鉱物から生産される同項第二号の政令で定める金属）の輸入の制限の廃止その他これに準ずる措置がとられることにより、当該鉱産物の販売価格が実施計画に定める生産費を下り、その生産の事業を営む者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、基本計画の達成に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の一月前までに通商産業大臣に届け出て、当該鉱産物の価格、数量、品質その他の取引に関する事項について、取決めを締結することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないと認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一　前項に規定する要件に適合するものであること。

二　前項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

五　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めを締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4　第一項の規定による届出に係る取決めを締結している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、前条第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき。

二　前条第二項又は第三項の規定による処分に違反したとき。

三　次条第三項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。（同条第二項の規定による請求に応じ、前条第二項又は第三項の規定による処分があつた場合を除く。）

（公正取引委員会との関係）

第八条　通商産業大臣は、第六条第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2　公正取引委員会は、第六条第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項各号に適合せず、又は同項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、通商産業大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

3　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（援助）

第九条　政府は、基本計画の達成を図るため、金属鉱業等を営む者に対し、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（勧告）

第十条　通商産業大臣は、第二条第一項第二号の政令で定める金属の原料となる鉱物の輸入価格その他の輸入取引の条件が著しく悪化し、当該金属の生産費が実施計画に定める生産費をこえるおそれがある場合において、基本計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、鉱業審議会の意見をきいて、当該金属の生産の事業を営む者に対し、当該鉱物の輸入取引の条件を改善すべき旨の勧告をすることができる。

2　通商産業大臣は、鉱産物について、第六条第一項に規定する措置がとられることにより、又は同項に規定する措置がとられた場合において当該鉱産物の需給が著しく均衡を失することにより、同項に規定する事態が生じており、かつ、その事態を克服するため特に必要があると認めるときは、鉱業審議会の意見をきいて、当該鉱産物の生産の事業を営む者及びその需要者に対し同項の取決めを締結すべき旨の勧告をし、又は当該鉱産物の生産の事業を営む者に対しその生産数量を制限すべき旨の勧告をすることができる。

（報告の徴収）

第十一条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、金属鉱業等を営む者又は鉱産物の需要者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（罰則）

第十二条　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用

人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第百十七号（昭三八・七・一）

◎外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

（外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正）

第一条　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八箇年度」を「十箇年度」に改める。

（日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部改正）

第二条　日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和三十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七年度」を「十二年度」に改める。

第四条第一項中「五分」を「四分」に改め、同条第二項中「十年間」を「十二年間」に、「八年間」を「十年間」に改める。

附則第二項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第四条第二項の規定は、昭和三十八年四月一日以後に同法第一条の規定により結ばれる利子補給金を支給する旨の契約に係る利子補給金の限度額の計算について適用し、同日前に同法第一条の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る利子補給金の限度額の計算については、なお従前の例による。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭三八・七・一）

◎海運業の再建整備に関する臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、将来にわたり国民経済における海運の使命を遂行させるため、海運業の再建整備を図ることを目的とする。

（利子の支払の猶予）

第二条　日本開発銀行は、船舶（昭和三十七年四月三十日以前に建造の契約が締結された貨物船及び油送船（運輸大臣が告示で定めるものを除く。）並びに総トン数三千トン以上の旅客船に限る。）の建造に要した資金の融通を行なつている会社であつて運輸大臣の推薦を受けたものが整備計画（第四条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）を実施したときは、当該会社（当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社）に対し、当該融資契約による利子の支払を猶予することができる。

2　前項の規定による利子の支払の猶予（以下「支払猶予」という。）は、第五条第二項の運輸大臣の確認を受けた日（以下「確認日」という。）から五年の期間内に支払期日の到来する利子について行なうものとする。

（交付金の交付）

第三条　政府は、日本開発銀行が支払猶予をしたときは、支払猶予に係る利子（以下「猶予利子」という。）の額に相当する金額の交付金を日本開発銀行に交付するものとする。

2　前項の交付金の交付の時期その他その交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（整備計画の提出）

第四条　第二条第一項の推薦を受けようとする会社は、運輸省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について定めた整備計画を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

一　当該会社が次のいずれかの企業の集約を行なうこと。

イ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する船舶運航事業を営む会社と合併し、合併会社（当該合併の後に存続する会社又は当該合併によつて設立される会社をいう。以下同じ。）の所有する外航船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて、もつぱら外国航路に就航するものをいう。以下同じ。）の量が五十万重量トンをこえ、かつ、その所有する外航船舶の量及びその系列会社（海上運送法に規定する船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む会社であつて、合併会社が、発行済株式の総数に対し運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえる株式を保有することにより、その事業活動を支配するものをいう。以下同じ。）又は専属会社（合併会社又はその系列会社に対し、所有する外航船舶の全部について、運輸省令で定める期間をこえて貸渡し（期間傭船を含む。）又は運航の委託をする会社であつて、これらの会社と運輸省令で定める密接な関係を有するものをいう。以下同じ。）の所有する外航船舶の量の合計量が百万重量トンをこえること。

ロ　イに掲げる企業の集約に係る系列会社となること。

ハ　イに掲げる企業の集約に係る専属会社となること。

二　当該会社（当該会社が合併し、合併によつて会社が設立される場合にあつては、その設立される会社）が、前号に掲げる企業の集約の完了を予定する日から起算して五年を経過した日の属する決算期までに、政令で定める方法により計算した減価償却の不足を解消すること。

（整備計画の承認等）

第五条　運輸大臣は、前条の規定により提出された整備計画が海運業の再建整備を図るため適切なものであつて、その実施が確実であり、かつ、その実施について、第二条第一項の船舶の建造に要した資金を融通している日本開発銀行以外の金融機関が、当該融資契約による利子であつて同条第二項の期間内に支払期日の到来するものについて、当該支払期日ごとに当該利子の二分の一以上に相当する金額の支払を猶予することが確実であると認めるときは、当該整備計画を承認し、これを提出した会社を日本開発銀行に推薦しなければならない。

2　前項の規定による承認を受けた会社（当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社）は、同項の規定による承認を受けた日から運輸省令で定める期間内に、整備計画（前条第一項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）を実施し、これを実施したことについて運輸大臣の確認を受けなければならない。

3　運輸大臣は、第一項の規定による承認については、海運企業整備計画審議会に諮問し、その意見を尊重してしなければならない。

（整備計画の変更）

第六条　前条第一項の規定による承認を受けた会社（当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社）は、整備計画を変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る整備計画の変更については、この限りでない。

（猶予利子の使途）

第七条　支払猶予を受けた会社は、猶予利子に相当する金額を日本開発銀行からの借入金の償還に充てなければならない。

（猶予利子の支払）

第八条　支払猶予を受けている会社は、その決算（当該会社に係る確認日から起算して五年を経過した日の属する決算期以前の各決算期に係るものに限る。以下次項において同じ。）において計上した利益（第十四条第一項第一号の規定により不当な経理の是正を勧告した場合においては、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該決算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。以下同じ。）の額が当該会社の資本金額（発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額の総額をいう。以下同じ。）に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、当該決算期に属する期間に係る猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

2　支払猶予を受けている会社は、その決算において計上した利益の額が当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額の二分の一に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

第九条　支払猶予を受けた会社は、その決算（当該会社に係る確認日から起算して五年を経過した日の属する決算期の直後の決算期から当該会社に係る確認日から起算して十年を経過した日の属する決算期までの各決算期に係るものに限る。）において計上した利益の額が当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額の三分の二に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならない。

第十条　支払猶予を受けた会社は、当該会社に係る確認日から起算して十年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかつた猶予利子があるときは、政令で定めるところにより、当該会社に係る確認日から起算して二十年を経過した日までに、これを日本開発銀行に支払わなければならない。

（支払猶予を受けた会社の国庫納付金の特例）

第十一条　支払猶予を受けた会社が第八条及び第九条の規定により猶予利子を支払うこととなつた場合において、同時に当該決算期について外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十二条又は第十三条の規定による納付金を国庫に納付すべきこととなるときについては、これらの規定にかかわらず、その支払う猶予利子の額がこれらの規定により算出した納付金の額に満たない場合に限り、これらの規定による納付の義務を負うものとし、その納付金の額は、これらの差額に相当する金額とする。

（日本開発銀行の国庫納付金）

第十二条　日本開発銀行は、支払猶予を受けた会社から猶予利子の支払を受けたときは、当該支払を受けることとなつた猶予利子の額に相当する金額の納付金を国庫に納付しなければならない。

2　前項の納付金の納付の時期その他その納付に関し必要な事項は、政令で定める。

（整備計画の実施の確保）

第十三条　運輸大臣は、支払猶予を受けている会社が整備計画を実施していないと認めるときは、日本開発銀行に対してその旨を通知するものとする。ただし、やむを得ない事由に基づくと認める場合は、この限りでない。

2　日本開発銀行は、必要があると認めるときは、運輸大臣に対して支払猶予を受けている会社の整備計画の実施状況に関する調査を求めることができる。

3　日本開発銀行は、第一項の規定による通知を受けたときは、当該会社に対してした支払猶予を取り消すことができる。

4　第五条第三項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

（勧告）

第十四条　運輸大臣は、支払猶予を受けた会社に対し、当該会社の猶予利子の支払が終わるまでの期間に限り、次の各号に掲げる勧告をすることができる。

一　不当な経理の是正その他経理の改善に関する勧告

二　不当な競争の排除についての必要な勧告

2　前条第一項及び第三項の規定は、支払猶予を受けた会社が前項の規定による勧告に従わない場合について準用する。

（報告及び検査）

第十五条　運輸大臣は、整備計画の実施及び猶予利子の支払を確保するため必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、支払猶予を受けた会社に対し、整備計画の実施状況その他業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に当該会社の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しな

ければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併等の場合の登録税の課税の特例）

第十六条　第五条第一項又は第六条第一項の規定により整備計画の承認を受けた会社（当該会社が合併し、合併によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社）が整備計画に従つて合併し、資本を増加し、又は事業に必要な資産を譲り受ける場合には、次の事項について受ける登記については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、登録税を軽減する。

一　会社の設立又は資本の増加

二　会社の設立、資本の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の権利の取得

（大蔵大臣との協議）

第十七条　運輸大臣は、第五条第一項又は第六条第一項の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第十八条　第十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2　会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その会社に対しても同項の刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭三八・七・三）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一九〇、〇〇〇円

」を

「

国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一九〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	一八〇、〇〇〇円

」に、「国家公安委員会委員　公正取引委員会委員長」を「国家公安委員会委員」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に公正取引委員会委員長に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百二十号（昭三八・七・三）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　国庫は、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下組合員等と総称する。）の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者が組合員となつている農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る第百七条第一項の農作物基準共済掛金率（その農業共済組合又は市町村が同条第三項の規定によりその区域を二以上の地域に分けその各地域につき共済掛金率を定めている場合にあつては、その者の住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率）及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない次項の組合等の組合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により主務大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額）に相当する金額を負担する。

前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村（以下組合等と総称する。）に係る第百七条第一項の農作物基準共済掛金率をそれぞれ別表の上欄に掲げる各級に区分して逓次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率（別表に定めのある農作物以外の共済目的の種類については、組合等に係る同項の農作物基準共済掛金率を基礎として政令で定めるところにより算出される率）を同項の農作物基準共済掛金率で除して得た商に相当する数とする。

国庫は、蚕繭共済につき、共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する第百八条第一項の区域又は地域の属する危険階級の蚕

繭基準共済掛金率及び当該都道府県に係る蚕繭共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額に相当する金額を負担する。

　前項の蚕繭共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、左の各号に掲げる率を合計して得たものを当該都道府県に係る第百八条第二項の蚕繭共済掛金標準率で除して得た商に相当する数とする。

一　当該都道府県の第百八条第四項第一号の蚕繭通常共済掛金標準率の二分の一

二　当該都道府県の第百八条第四項第二号の蚕繭異常共済掛金標準率の二分の一

三　当該都道府県の第百八条第四項第三号の蚕繭超異常共済掛金標準率

　第一項又は第三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十三条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村（以下組合等と総称する。）」を「組合等」に改め、「共済掛金の一部に充てるため、」の下に「政令の定めるところにより」を加え、同条第二項中「一部」を「全部若しくは一部」に改める。

第十三条の三中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同条に後段として次のように加える。

　この場合において、第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等に」とあるのは、「当該組合等に」と読み替えるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が指定した組合等に対し、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稲についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

　前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十五条第一項第一号中「又は養蚕」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　養蚕の業務を営む者

第十六条第一項中「成立したとき」の下に「（合併によつて設立した場合を除く。）」を、「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「（以下第一号資格者という。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

　但し、耕作の業務及び養蚕の業務ごとに、耕作の業務を営む者についてはその営む同項第一号の農作物ごとの当該業務の規模、養蚕の業務を営む者についてはその営む春蚕繭及び夏秋蚕繭ごとの当該業務の規模が、いずれもその農作物ごと又はその蚕繭ごとに政令の定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。

第十六条第二項を次のように改める。

　左の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者についても、また前項本文と同様とする。但し、当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第七項の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部又は春蚕繭若しくは夏秋蚕繭のいずれかをその共済目的の種類としない場合において、その現に行なつている農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは蚕繭についてその営む当該農作物ごと若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつていない場合において、その行なつていない共済事業についての同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

一　農業共済組合が合併によつて設立されたとき。

　前条第一項第一号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第一号加入資格者という。）及び同条第一項第二号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第二号加入資格者という。）

二　農業共済組合が成立した後に、組合員でない者が第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者について、当該農業共済組合が現に行なつている農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物若しくは蚕繭についてその営む当該農作物ごと若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模のいずれかが前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき。

　その第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つた者又はその基準に達することとなるに至つた第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者

第十六条第四項中「左に掲げる者」を「組合員たる資格を有する者」に改め、各号を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

　第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは春蚕繭若しくは夏秋蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、組合員でない第一号加入資格者又は第二号加入資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同号の農作物又は春蚕繭若しくは夏秋蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営むもののうち、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模のいずれかが第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しているものについても、また同項本文と同様とする。

第十七条中「役員」の下に「（農業共済組合の組合員にあつては、役員及び総代）」を加える。

第十九条第一項第二号中「廃止」を「全部の廃止」に改め、同条第二項中「で第十六条第四項各号の一に該当するもの」を削り、「消滅」の下に「（第四十七条第一項の規定による場合を除く。）」を、「但し、」の下に「省令の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

　農業共済組合の組合員で、前項但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間に共済関係の存しないもの（省令で定めるものを除く。）は、定款の定めるところにより脱退することができる。

第二十二条第一項中「その者が組合等であるときは、

その組合員等」を「農業共済組合を設立する場合にあつては法人を除き、出席した組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「当然加入資格者」を「第一号加入資格者及び第二号加入資格者の総数」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十条第一項第五号の二中「共済事業」の下に「の種類及びその種類別の共済目的の種類」を加え、同項第八号中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項中「その旨」の下に「、総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項」を加える。

第三十一条第九項中「組合員が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等で法人でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人の業を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。」に、「同意者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる同意者を除き、同意者たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合等の組合員等で法人でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員とする。」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会（創立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

第四十五条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　共済事業の種類又は共済目的の種類を変更するためにする定款の変更の議決

第五十一条第一項及び第二項中「組合員」の下に「（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）」を加える。

第八十四条第三項中「に掲げる食糧農作物」を「の農作物」に改める。

第八十五条第一項中「命令で定める場合を除いては、」を削り、同項の次に次の十項を加える。

農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作又は養蚕の業務の総体としての規模が主務大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において同項第一号の農作物の全部又は同項第二号の蚕繭の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済を行なわないものとする。

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭

共済を行なわない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。

その区域における水稲に係る病虫害の防止のため必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行なわれる見込があるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聞いて指定する農業共済組合の行なう農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稲につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

農業共済組合は、前項の申請をするには、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合（以下本条において合併組合という。）の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済及び蚕繭共済については、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。

一　当該合併の際、合併組合のすべてにつき共通して農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていないときは、第一項の規定にかかわらず、その共通して行なわれていない共済事業と同種の共済事業は、行なわない。

二　当該合併の際、合併組合のすべてが行なう農作物共済又は蚕繭共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

三　当該合併の際、合併組合の一部につき（当該一部の組合が二個以上の組合であるときは、そのすべてに共通して）農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていない場合に、その他の合併組合の行なうその行なわれていない共済事業と同種の共済事業において（当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該共済事業において共通して）共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

四　前各号に掲げる場合を除き、前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済及び同項第二号の蚕繭のすべてを共済目的の種類とする蚕繭共済を行なう。

農業共済組合が合併した場合において、合併組合の全部が当該合併の際第四項の規定による指定を受けていた農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、同項の規定による指定を受けたものとする。

農業共済組合が合併する場合（その一部が第四項の規定による指定を受けている農業共済組合である場合に限る。）において、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組

合の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき、当該合併後最初に始まる第百十条第一号に掲げる期間から病虫害を共済事故としないこととしようとするときは、その合併しようとする農業共済組合が、共同して、主務大臣に対し当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合について同項の規定による指定をすべき旨の申請をすることができる。この場合には、その合併しようとする農業共済組合は、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

第六項及び前項後段の総会の議決には、第四十三条第二項の規定を準用する。

この法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手続及び当該農業共済組合又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合が合併した場合の合併組合についての農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る経過措置に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の三第一項中「二以上」を「二個以上」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八十五条の三の二　市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

第八十五条の四第一項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「家畜共済関係」を「当該共済関係」に改め、同項第四号中「任意共済関係」を「当該共済関係」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第三項中「家畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済関係」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に改める。

第八十五条の五中「前三条」を「この法律」に改める。

第八十五条の六第四項中「第八十五条の三第五項及び第六項」を「第八十五条の三第四項及び第五項」に改める。

第八十五条の七中「第八十五条第一項」を「第八十五条第一項乃至第九項及び第十一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替える」を「、第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第七項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「前項後段若しくは第七項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項及び第九項後段中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」

と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第八項及び第九項前段中「第四項」とあり、及び「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第四項」と、同条第十一項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」と読み替える」に改める。

第八十五条の八に次の四項を加える。

市町村が第八十五条第三項に規定する農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なう場合のその共済事業の開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、前条において準用する第八十四条第一項又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

一　一個の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際、当該農業共済組合が農作物共済又は蚕繭共済を行なつていないときは、その行なつていない共済事業と同種の共済事業は行なわないものとし、当該農業共済組合がその行なつている農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としていないときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭は当該市町村の農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としないものとする。

二　二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については第八十五条第七項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合（当該市町村を含む。）」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは「組合（当該市町村を含む。）が二個以上の組合（当該市町村を含む。）」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準

用する同項」と読み替えるものとする。

市町村が第八十五条第四項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時において、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

共済事業を行なう市町村で前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けているものが、従前の実施区域のほか、同項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時において、その実施区域の全部につき前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十五条の九第一項中「当該共済事業を廃止しようとするときは、」を削り、「受けなければならない。」を「受けて当該共済事業の全部を廃止することができる。」に改め、同条第四項中「共済事業」を「共済事業の全部」に改める。

第八十五条の十の次に次の二条を加える。

第八十五条の十一　この法律に規定するもののほか、共済事業を行なう市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村の行なつていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二　農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他省令で定めるものを農業協同組合に委託することができる。

農業協同組合は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

第八十六条に次の一項を加える。

第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稲に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合だけ減額して定めるものとする。

第八十七条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金を」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

農業共済組合は、定款の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三銭の割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。

第百四条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済等資格者という。」を削り、「と当該公示に係る」を「で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者という。）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者という。）と当該公示に係る」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつていない場合において、その行なつていない共済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者については、この限りでない。

第百四条第四項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）」を「農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者」に、「同項本文」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、同項但書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

第百四条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しく

は一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第百四条に次の二項を加える。

　第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

　第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なつていない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第三項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

第百四条の二第一項中「である第十六条第一項但書に規定する者」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「（当該農業共済組合が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営んでいる者に限る。）」を加え、同条第二項中「農作物共済等資格者たる前条第三項但書に規定する者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（前条第五項の条例で定める者を除く。）」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「（当該市

町村が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は蚕繭の業務を営んでいる者に限る。）」を加え、同条第三項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第四項を削る。

第百四条の三中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「共済目的が」を「第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭が」に、「当該共済目的」を「その期間に係る当該農作物又は蚕繭」に改め、同条に次の一項を加える。

　組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質にてらし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由がある場合において、組合等が当該事由の存する旨の都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、当該指定に係る農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、存しないものとする。

第百四条の四第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）」に改め、同条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「（共済事業を行う市町村との間に当該共済関係の存する者については、第百四条第三項但書）」を削り、同項に後段として次のように加える。

　第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する第一号加入資格者若しくは農作物共済資格者又は第二号加入資格者若しくは蚕繭共済資格者で当該組合等が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

第百四条の四第一項の次に次の二項を加える。

　組合等が第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）又は第七項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としないこととしたときは、その時に、その組合等との間に当該共済事業の共済関係の存する者でその他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を営んでいないものに係る当該共済関係は、消滅するものとする。

　第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八

第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する同項第一号若しくは第二号に掲げる者（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を営む者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第百四条の四に第一項として次の一項を加える。

　農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第百四条の五第一項を次のように改める。

　組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者は、その営む第八十四条第一項第一号の農作物ごと又は同項第二号の蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模が第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物又は蚕繭について、当該基準に達しない年ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

第百四条の五第二項中「共済目的」を「年産の当該農作物又は蚕繭」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第百五条第二項中「定款等で」を「命令の定めるところにより定款等で」に改める。

第百六条第一項を次のように改める。

　農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単位当り共済金額に、当該耕地の当該共済目的の種類に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

第百六条第二項中「当該共済目的」を「当該共済目的の種類」に、「百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において」を「百分の九十に相当する額を限度として主務大臣が定める二以上の金額につき」に改め、同条第三項中「蚕繭共済の」を「前項の単位当り」に、「次条第三項」を「第百八条第三項」に、「一律に定款等でこれを定める。」を「省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

　蚕繭共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当り共済金額に、組合員等が省令の定めるところにより桑葉の生産事情等を勘案して定めるその掃立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

第百八条を削り、第百七条第一項中「農作物共済及び」及び「（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。）」を削り、「基準共済掛金率」を「蚕繭基準共済掛金率」に改め、同条第二項中「基準共済掛金率」を「前項の蚕繭基準共済掛金率」に改め、「合計額」の下に「の見込額」を加え、「共済掛金標準率」を「蚕繭共済掛金標準率」に改め、同条第四項中「共済掛金標準率」を「第二項の蚕繭共済掛金標準率」に、「単に通常標準被害率という」を「蚕繭通常標準被害率という」に、「通常標準被害率を」を「蚕繭通常標準被害率を」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「単に異常標準被害率という」を「蚕繭異常標準被害率という」に、「異常標準被害率を」を「蚕繭異常標準被害率を」に、「異常共済掛金標準率」を「蚕繭異常共済掛金標準率」に、「超異常共済掛金標準率」を「蚕繭超異常共済掛金標準率」に改め、同条第五項中「前項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率、蚕繭異常共済掛金標準率及び蚕繭超異常共済掛金標準率」に改め、同条を第百八条とし、第百六条の次に次の一条を加える。

第百七条　農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行なう市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。）ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

　前項の農作物基準共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、左の率を合計したものとする。

一　省令で定める一定年間における各年の被害率（以下本条において単に被害率という。）のうち、主務大臣が定める通常標準被害率（以下農作物通常標準被害率という。）をこえないものにあつてはその被害率を、農作物通常標準被害率をこえるものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率（以下農作物通常共済掛金基準率という。）

二　被害率のうち、農作物通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下農作物異常共済掛金基準率という。）

　組合等は、第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとに、当該組合等の区域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに共済掛金率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの共済掛金率は、当該地域に係る地域基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その地域基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとする各地域基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る第一項の基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

　農作物通常共済掛金基準率及び農作物異常共済掛金基準率は、三年ごとに一般に改訂する。

第百九条を次のように改める。

第百九条　組合等は、農作物共済については、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収穫量の百分の三十をこえた場合に、第百六条第一項の単位当り共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

　組合等は、蚕繭共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等に係る基準収繭量から第九

十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の収繭量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収繭量の百分の三十をこえた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収繭量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収繭量は、組合員等に係る単位当り基準収繭量に、当該組合員等についての第百六条第三項の掃立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た数量とする。

第一項の基準収穫量及び前項の単位当り基準収繭量は、主務大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第百十条中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第百十一条第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「及び明け二歳以上」を「又は明け二歳以上」に改める。

第百十一条の二第一項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第百二十一条第一項中「保険することを目的とする。」を「保険する事業を行なう。」に改め、同条第二項中「前項の規定による目的」を「前項に規定する事業」に、「保険することを目的とする」を「保険する事業を行なう」に改める。

第百二十二条中「その組合員又は農作物共済等資格者」を「、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者」に、「共済関係が成立したときは、これに因つて」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意共済の共済関係が存するときは、」に、「保険関係が成立する」を「当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者との間に農作物共済の共済関係が存するときは、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第百二十三条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及びその組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計して得た金額

イ　総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下通常責任共済金額という。）を差し引いて得た金額

ロ　通常責任共済金額に政令の定めるところにより主務大臣が定める割合（以下通常責任保険歩合という。）を乗じて得た金額

第百二十三条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第百二十四条中「保険料率」を「蚕繭共済、家畜共済及び任意共済に係る保険料率」に、「次条第一項第

二号ロ」を「次条第一項第三号ロ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計したものとする。

一　総共済金額に農作物異常共済掛金基準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等が水稲につき支払うべき保険料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に第百三十六条第一項の主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額

二　共済掛金（前号に規定する組合等が水稲につき支払うべき保険料については、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第百二十五条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「死廃病傷共済」を「死廃病傷共済に係るもの」に、「生産共済」を「生産共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに左の金額

イ　総支払共済金の金額が通常責任共済金額以下である場合にあつては、総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ　総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合にあつては、そのこえる部分の金額と通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

第百二十五条第二項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第百二十七条第一項中「共済関係が成立したときは、」を「省令の定めるところにより定期に、」に、「当該共済関係に関する事項」を「対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関し必要な事項」に改める。

第百三十二条中「第八十七条の二第一項及び第六項」を「第八十七条の二第一項、第六項及び第七項」に改める。

第百三十二条の二中「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）」に改める。

第百三十四条中「前条の保険関係が成立したときは、これに因つて」を「農作物共済又は家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、」に、「再保険関係が成立する」を「当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存する」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に蚕繭共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第百三十五条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に、「定める率」を「定める割合」に改め、

同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ごとに当該共済目的に係る総保険金額のうち、その」を「種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第百三十六条を次のように改める。

第百三十六条　政府の農作物共済に係る再保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額に農作物異常共済掛金基準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき農業共済組合連合会が支払うべき再保険料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

政府の蚕繭共済に係る再保険料は、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に、蚕繭異常共済掛金標準率と蚕繭超異常共済掛金標準率とを合計して得た率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

政府の家畜共済に係る再保険料率は、農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料率と同率とする。

第百三十七条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ごとに、当該共済目的に係る総支払保険金のうち、当該共済目的に係る」を「種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いた金額

第百三十八条第一項中「再保険関係が成立したときは、」を削り、「再保険関係に関する事項を主務大臣に」を「主務大臣に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に関し必要な事項を」に改める。

第百四十三条の二第二項中「第二十九条第一項及び」を削る。

第百四十四条中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。

第百四十五条の二を第百四十五条の三とし、第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十五条の二　農業共済組合連合会は、第百二十一条第二項の規定により行なう事業によつてその組合員に対して負う責任及び第百三十二条の二第一項の規定により行なう事業によつて同項に規定する者に対して負う責任を農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会（全国の区域をその地区とするものに限る。）の共済に付することができる。

第百四十七条第三号中「の目的でない事業をしたとき」を「が法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき」に改める。

第百五十条の二を次のように改める。

第百五十条の二　国庫は、当分の間、牛又は馬を所有し、又は管理する者が当該家畜を死廃病傷共済に付することを円滑にするため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該家畜を死廃病傷共済に付している組合員等又はこれらの組合員等の構成する団体に対し、交付金を交付することができる。

前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

一　水稲

区分	割合
○・○一以下の部分	百分の五十
○・○一をこえ、○・○二以下の部分	百分の五十五
○・○二をこえ、○・○三以下の部分	百分の六十
○・○三をこえ、○・○四以下の部分	百分の六十五
○・○四をこえ、○・○七以下の部分	百分の七十
○・○七をこえ、○・一以下の部分	百分の七十五
○・一をこえ、○・二以下の部分	百分の八十
○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の九十
○・三をこえる部分	百分の百

二　陸稲

区分	割合
○・○二以下の部分	百分の五十
○・○二をこえ、○・○四以下の部分	百分の五十五
○・○四をこえ、○・○六以下の部分	百分の六十
○・○六をこえ、○・○八以下の部分	百分の六十五
○・○八をこえ、○・一一以下の部分	百分の七十
○・一一をこえ、○・一五以下の部分	百分の七十五
○・一五をこえ、○・二以下の部分	百分の八十
○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の九十
○・三をこえる部分	百分の百

三　麦

区分	割合
○・○二以下の部分	百分の五十
○・○二をこえ、○・○三以下の部分	百分の五十五
○・○三をこえ、○・○五以下の部分	百分の六十
○・○五をこえ、○・○七以下の部分	百分の六十五
○・○七をこえ、○・○九以下の部分	百分の七十
○・○九をこえ、○・一二以下の部分	百分の七十五
○・一二をこえ、○・二以下の部分	百分の八十
○・二をこえ、○・三以下の部分	百分の九十
○・三をこえる部分	百分の百

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十九年二月一日から施行する。ただし、第百五十条の二の改正規定及び附則第九条の規定並びに附則第十一条中農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第二十一条を改める部分の規定は、公布の日から施行する。

（農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関す

る経過措置）

第二条　改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第十二条、第十三条、第百六条から第百九条まで及び第百三十四条から第百三十七条までの規定は、水稲、陸稲及び蚕繭（以下「水稲等」という。）については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稲等及び昭和三十九年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法（以下「旧法」という。）第十二条、第十三条、第百六条、第百七条、第百九条及び第百三十四条から第百三十七条までの規定の例によるものとする。

第三条　新法第百二十二条から第百二十五条までの規定は、水稲及び陸稲については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十九年以前の年産の麦については、なお旧法第百二十二条から第百二十五条までの規定の例によるものとする。

（農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法の規定により組合等（新法第十二条第二項の組合等をいう。以下同じ。）とその組合員等（同条第一項の組合員等をいう。以下同じ。）との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その組合員等の営む新法第十五条第一項第一号又は第二号の業務の区分により新法の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又はそのいずれか一の共済関係として、当該組合等とその組合員等との間に引き続き存するものとみなす。

（保険事業の保険関係に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法（農作物共済の共済関係に係るものにあつては、附則第三条の規定によりその例によるものとされる旧法第百二十二条）の規定による保険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に引き続き存するものとみなす。

（再保険事業の再保険関係に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法の規定により政府と農業共済組合連合会との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る再保険関係は、附則第二条の規定によりその例によるものとされる旧法第百三十四条の規定による再保険関係として、政府と当該農業共済組合連合会との間に引き続き存するものとみなす。

（農作物共済等を行なわない組合等に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に旧法第八十五条第一項（旧法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の命令で定める場合に該当して、農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類たる農作物ごと又は蚕繭ごとに、一の農作物又は蚕繭につき農作物共済又は蚕繭共済を行なわない組合等については、新法第八十五条第二項前段（新法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該農作物又は蚕繭を共済目的の種類としないものとみなす。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において、その共済目的の種類たる農作物の全部又は蚕繭の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、新法第八十五条第二項後段（新法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により農作物共済又は

蚕繭共済を行なわないものとみなす。

（共済掛金等に係る権利の時効に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に存する旧法第八十八条（旧法第百三十二条及び第百四十二条において準用する場合を含む。）に規定する権利の時効については、なお従前の例による。

（乳牛加入奨励金に関する経過措置）

第九条　旧法第百五十条の二第一項の規定による補助金で昭和三十七年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

（農作物共済に係る共済掛金率の変更に伴う補助金の交付）

第十条　国庫は、当分の間、予算の範囲内で、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、新法の適用により共済掛金率の変更を行なつた組合等で政令で定めるものの組合員等に対し、当該変更後の共済掛金率のうちの組合員等の負担に係る部分の増加の割合を基礎として政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

2　前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、当該組合員等に交付するのに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等に交付し、当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会に交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の一部に充てて農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

3　第一項の補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

（農業共済再保険特別会計法の一部改正）

第十一条　農業共済再保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第三条中「交付金」の下に「、同法第十四条の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を加える。

第二十条中「農業災害補償法臨時特例法（昭和二十七年法律第百九十四号）第九条ノ規定ニ依ル」を「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百二十号）附則第十条第一項ノ」に改める。

第二十一条中「第百五十条の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を「第百五十条の二第一項ノ交付金」に改める。

（農業共済基金法の一部改正）

第十二条　農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらも存しない者」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又は」を「、蚕繭共済又は」に、「第八十五条の三第四項又は第五項」を「第八十五条の三第三項又は第五項」に、「第百四条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済」を「第百四条第五項の規定により農作物共済又は蚕繭共済」に改め、同条第五項中「第八十七条の二第七項」を「第八十七条の二第八項」に改める。

第四十九条第一項中「第八十五条の三第四項又は第六項」を「第八十五条の三第三項又は第五項」に、「第百四条第三項」を「第百四条第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第二項中「第百四条第三項」を「第百四条第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

（大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十一号（昭三八・七・八）

◎職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律

（職業安定法の一部改正）

第一条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介　第五節　削除」を「第四節　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介　第二章の二　中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」に改める。

第二章第五節を削り、同章の次に次の一章を加える。

第二章の二　中高年齢失業者等に対する就職促進の措置

（計画の作成）

第二十六条　労働大臣は、中高年齢の失業者その他就職が特に困難な失業者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　公共職業訓練

三　国又は地方公共団体が実施する公共職業訓練以外の訓練で、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行なうものを含む。）

四　前各号に掲げるもののほか、労働省令で定めるもの

2　労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

（公共職業安定所長の指示）

第二十七条　公共職業安定所長は、労働省令で定める年齢以上の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者で、就職の意欲、求職の内容、生活の状況等からみて前条第一項の計画に準拠した就職促進の措置を受ける必要があると認定したものに対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、期間を定めて就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

公共職業安定所長は、前項の認定を受けた者が正当な理由がなく同項の指示に従わないと認めたとき、その他誠実かつ熱心に就職活動を行なつていないと認めたとき、又は同項の規定により指示した就職促進の措置を受けさせる必要がなくなつたと認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

公共職業安定所長は、第一項の認定をしようとするとき、又は前項の規定により第一項の認定を取り消そうとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める基準及び手続によらなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

（関係機関等の責務）

第二十八条　職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、前条第一項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

前条第一項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくことに努めなければならない。

（手当の支給）

第二十九条　国及び都道府県は、第二十七条第一項の指示を受けて就職促進の措置を受ける失業者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手当を支給することができる。

（就職促進指導官）

第三十条　公共職業安定所に就職促進指導官を置く。

就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、第二十七条第一項の指示を受けた者に対し、職業指導を行なうものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

（施行規定）

第三十一条　第二十七条第一項の指示の手続及び第二十九条の手当の支給の基準に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十八条に次の一項を加える。

行政庁は、第二十七条第一項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況又は第二十九条の手当の支給に関し必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（譲渡等の禁止）

第四十八条の二　第二十九条の手当を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（国の負担）

第五十五条の二　国は、政令で定めるところにより、地方公共団体が実施する第二十六条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用及び都道府県が支給する第二十九条の手当に要する費用の一部を負担する。

（緊急失業対策法の一部改正）

第二条　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条―第三条）」を「（第一条―第四条）」に、「（第四条―第十一条）」を「（第五条―第十一条の二）」に、「第三章　公共事業（第十二条―第十六条）」を「第三章　公共事業（第十二条―第十六条）　第三章の二　失業対策事業賃金審議会（第十六条の二）」に、「（第十七条―第二十二条）」を「（第十六条の三―第二十三条）」に改める。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　失業対策事業は、失業者就労事業及び高齢失業者等就労事業とする。

第三条第二項中「公共事業」を「その事業」に改める。

第五条を削り、第四条第三号中「失業者の」の下に「技能、体力等の」を加え、同条を第五条とし、第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（失業状勢の調査等）

第四条　政府は、定期的に、雇用及び失業の状勢について必要な調査及び分析を行なうとともに、その状勢の推移に応じ、この法律に規定する失業対策の制度を検討するものとする。

第六条を次のように改める。

（失業対策事業の計画）

第六条　労働大臣は、地域別の失業情況を調査し、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがあると認める地域ごとに、その地域に必要な失業対策事業の計画を樹立しなければならない。

第七条に後段として次のように加える。

この場合においては、あらかじめ、関係地方公共団体等の長の意見を聞くものとする。

第八条に後段として次のように加える。

前条後段の規定は、この場合について準用する。

第九条中「地方公共団体等が、」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第十条の見出し中「失業対策事業に使用する」を「失業者就労事業に就労する」に改め、同条第一項中「失業対策事業の事業主体が使用する」を「失業者就労事業に就労する」に、「及び監督者」を「、監督者その他労働省令で定める労働者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　公共職業安定所が失業者就労事業に紹介する失業者は、公共職業安定所長が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終わつた者で、引き続き誠実かつ熱心に求職活動をしているものでなければならない。

第十条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、公共職業安定所長は、当該公共職業安定所の管轄区域の全部又は一部が労働大臣によつて失業者が就職することが著しく困難である地域として指定されたときは、当該地域に居住し、かつ、職業安定法第二十七条第一項の認定を受けている失業者で前項の要件に該当しないものを、労働大臣が指示するところにより、失業者就労事業に紹介することができる。

第十条の次に次の一条を加える。

（失業者就労事業就労者の賃金）

第十条の二　失業者就労事業に就労する失業者に支払われるべき賃金は、労働大臣が定めるところによる。

2　前項の賃金の額は、夏季又は年末に臨時に支払われるものについて特別の定めをする場合を除き、同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して、地域別に、作業の内容に応じて定めるものとする。

3　労働大臣は、賃金を定めようとするときは、失業対策事業賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第十一条を次のように改める。

（運営管理規程）

第十一条　失業者就労事業の事業主体は、事業の適正な運営を図るため、労働省令で定めるところにより、運営管理規程を定めなければならない。

第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

（高齢失業者等就労事業）

第十一条の二　国又は地方公共団体等は、高年齢の失業者又はこれに類する体力の失業者に対し、その身体的又は精神的特殊性を考慮して、高齢失業者等就労事業を実施する。

2　第十条第一項及び前二条の規定は、高齢失業者等就労事業について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金」とあるのは、「同一地域における類似の作業に従事する労働者に支払われる賃金及び社会保障制度による給付の水準」と読み替えるものとする。

3　公共職業安定所が高齢失業者等就労事業に紹介する失業者は、労働省令で定める年齢以上の高齢者又は労働省令で定めるところにより体力がこれに類すると認められる者でなければならない。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条第一項中「から第十五条まで」を「及び第十四条」に改め、「規定は、」の下に「公共事業の」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　失業対策事業賃金審議会

（失業対策事業賃金審議会）

第十六条の二　労働省に、失業対策事業賃金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、失業者就労事業及び高齢失業者等就労事業の賃金に関する事項について労働大臣の諮問に応ずる。

3　審議会は、五人以内の委員をもつて組織する。

4　委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

5　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、非常勤とする。

7　第一項から前項までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章中第十七条の前に次の一条を加える。

（指導調整）

第十六条の三　労働大臣は、事業主体に対し、失業対策事業の実施に関し必要な指導又は調整を行なうことができる。

2　前項に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行なう。

第四章中第二十二条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

第二十三条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関する細目は、労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中職業安定法第二十六条の改正規定、この法律による改正後の緊急失業対策法第三章の二の規定及び附則第三条の規定は、公布の日から、この法律による改正後の緊急失業対策法第十一条の二の規定は、昭和三十九年四月一日から、その他の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　緊急失業対策法第二条の改正規定の施行の際現に計画実施されているこの法律による改正前の同法の規定による失業対策事業は、この法律による改正後の同法の規定による失業者就労事業となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　失業者就労事業に就労する失業者に支払われる賃金で昭和三十九年三月三十一日以前に係るものについては、この法律による改正前の緊急失業対策法第十条第二項の規定による賃金決定の例による。

3　緊急失業対策法第十条の改正規定の施行の際現に失業者であつて、同条の改正規定の施行前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者は、この法律による改正後の同条第二項の規定の適用については、同条の改正規定の施行の日に、公共職業安定所長がこの法律による改正後の職業安定法第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終わつた者とみなす。

（労働省設置法の一部改正）

第三条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表中

身体障害者雇用審議会	労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。

を

身体障害者雇用審議会	労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。
失業対策事業賃金審議会	労働大臣の諮問に応じ、失業者就労事業及び高齢失業者等就労事業の賃金に関する事項を審議すること。

に改める。

（職業訓練法の一部改正）

第四条　職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「事業主」を「事業主等」に改める。

第九条中「又は第十五条第一項の規定による認定を受けた事業主」を「、第十五条第一項の規定による認定を受けた事業主又は当該職業訓練を適確に遂行するに足りる能力を有すると労働大臣が認めるもの」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第五条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（就職促進指導官）

第十五条　第十三条第一項の規定による就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（大蔵・労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭三八・七・八）

◎開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「九年」を「二十一年」に、「五分五厘」を「四分」に改め、同条第五項中「前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号」を「前条第一項第一号又は第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第三号」に改める。

附則第二項及び第三項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に締結した第一条の規定による貸付の契約に係る貸付金の償還については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭三八・七・八）

◎簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

十三　一般の需用に応じ電気を供給する事業を営む会社の発行する社債（政令で定めるものを除く。以下この条において「電力債」という。）

第三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により金融債又は電力債に運用する積立金の額は、それぞれ、次に掲げる額をこえてはならない。

一　金融債にあつては、積立金の総額の百分の十に相当する額

二　電力債にあつては、積立金の総額の百分の五に相当する額

第三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項及び前項の規定は、積立金を電力債に運用する場合に準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭三八・七・八）

◎海外移住事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　運営審議会（第十九条・第二十条）
第四章　業務（第二十一条―第二十四条）
第五章　財務及び会計（第二十五条―第三十六条）
第六章　監督（第三十七条・第三十八条）
第七章　雑則（第三十九条―第四十一条）
第八章　罰則（第四十二条―第四十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とする。

（法人格）

第二条　海外移住事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、八億円と附則第七条第八項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2　事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2　理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十一条　理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十三条　外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　運営審議会

（運営審議会）

第十九条　事業団に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4　運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

（委員）

第二十条　委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2　委員の任期は、二年とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　第十三条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十一条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。

二　海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。

三　移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうこと。

四　移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。

五　海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六　海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。

七　移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。

八　移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に

必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九　海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十　前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達するため必要な業務を行なうこと。

2　事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

（業務の委託）

第二十二条　事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務（第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く。）の一部を委託することができる。

（基本方針）

第二十三条　外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

（業務方法書）

第二十四条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（区分経理）

第二十六条　事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一　第二十一条第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二　第二十一条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三　第二十一条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

（事業計画等の認可）

第二十七条　事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十八条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3　事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理並びに納付金）

第二十九条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　事業団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　第一項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

（借入金及び海外移住債券）

第三十条　事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（交付金の交付）

第三十一条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（償還計画）

第三十二条　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十三条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二　資金運用部への預託

三　銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十四条　事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十五条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第三十六条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第三十七条　事業団は、外務大臣が監督する。

2　外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八条　外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（連絡等）

第三十九条　事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

（解散）

第四十条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第四十一条　外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十二条、第二十四条第一項、第二十七条、第三十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十二条、又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十四条第二項、第三十四条又は第三十六条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三　第二十八条第一項又は第三十五条の規定による承認をしようとするとき。

四　第三十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。

2　外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。

一　第二十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十三条の規定により基本方針を定めようとするとき。

第八章　罰則

（罰則）

第四十二条　第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十四条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条、附則第十六条及び附則第十七条の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ）

第六条　昭和二十九年一月五日に設立された財団法人日本海外協会連合会（以下この条において「連合会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、連合会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、連合会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合においては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

5　第三項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合における連合会の行なつた移住者に対する渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る事業団の経理については、これを第二十六条第一号に掲げる経理とみなして同条の規定を適用する。

6　第三項の規定により連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ）

第七条　日本海外移住振興株式会社法（昭和三十年法律第百三十九号）により設立された日本海外移住振興株式会社（以下この条から附則第九条までにおいて「会社」という。）は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条に規定する株主総会の決

議を得て、設立委員に対して、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項に規定する申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3　第一項に規定する決議があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

4　前項の場合における株式一株の買取価額は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

5　前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。

6　前項の評価委員会に関し必要な事項は、外務省令で定める。第四十一条第一項の規定は、この場合について準用する。

7　第二項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

8　前項に規定する承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時において、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。

9　第七項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（会社から承継する債務の保証）

第八条　政府は、附則第七条第七項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第十六条の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

（区分経理）

第九条　附則第七条第七項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

2　前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に関し必要な事項については、政令で定める。

（非課税）

第十条　附則第六条第三項及び附則第七条第七項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第十一条　この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条　事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（日本海外移住振興株式会社法の廃止等）

第十四条　日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2　前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「雇用促進事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「、日本海外移住振興株式会社」を削る。

（財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正）

第十七条　財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭和三十五年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

第一条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第二条を削る。

（登録税法の一部改正）

第十八条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を、「海外技術協力事業団法」の下に「、海外移住事業団法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十九条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ三の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ四　海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第二十条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第二十一条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十三条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

（外務省設置法の一部改正）

第二十四条　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　海外移住事業団を監督すること。

（内閣総理・法務・外務・大蔵・自治大臣署名）

◆

法律第百二十五号（昭三八・七・九）

◎商業登記法

目次

第一章　登記所及び登記官（第一条—第五条）
第二章　登記簿等（第六条—第十三条）
第三章　登記手続
第一節　通則（第十四条—第二十六条）
第二節　商号の登記（第二十七条—第四十二条）
第三節　未成年者及び後見人の登記（第四十三条—第五十条）
第四節　支配人の登記（第五十一条—第五十三条）
第五節　合名会社の登記（第五十四条—第七十三条）
第六節　合資会社の登記（第七十四条—第七十八条）
第七節　株式会社の登記（第七十九条—第九十三条）
第八節　有限会社の登記（第九十四条—第百二条）
第九節　外国会社の登記（第百三条—第百六条）
第十節　登記の更正及び抹消（第百七条—第百十三条）
第四章　雑則（第百十四条—第百二十条）
附則

第一章　登記所及び登記官

（管轄登記所）

第一条　商業登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかさどる。

（事務の委任）

第二条　法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

（事務の停止）

第三条　登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

（登記官）

第四条　登記所における事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

第五条　登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この項において同じ。）が申請人であるときは、当該登記官は、その配偶者及び四親等内の親族以外の成年者二人以上の立会いがなければ、登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

2　前項の場合には、登記官は、調書を作り、立会人と共にこれに署名押印しなければならない。

第二章　登記簿等

（商業登記簿）

第六条　登記所に次の商業登記簿を備える。

一　商号登記簿
二　未成年者登記簿
三　後見人登記簿
四　支配人登記簿
五　合名会社登記簿
六　合資会社登記簿
七　株式会社登記簿
八　有限会社登記簿
九　外国会社登記簿

（登記簿等の持出禁止）

第七条　登記簿及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

（登記簿の滅失と回復）

第八条　登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

（登記簿等の滅失防止）

第九条　登記簿又はその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

（登記簿等の閲覧）

第十条　何人でも、登記簿の閲覧を請求することができる。登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。

（謄抄本の交付等）

第十一条　何人でも、手数料を納付して、登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することができる。登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明についても、同様とする。

2　何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、登記簿の謄本若しくは抄本又は前項後段の規定による証明書の送付を請求することができる。

（印鑑証明）

第十二条　第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人若しくは会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）による管財人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

2　前条第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

（手数料）

第十三条　前二条の手数料の額は、物価の状況、登記簿の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

第三章　登記手続

第一節　通則

（当事者申請主義）

第十四条　登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

（嘱託による登記）

第十五条　官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、申請による登記に関する規定を準用する。

（当事者出頭主義）

第十六条　登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出頭してしなければならない。

2　官庁による登記の嘱託については、嘱託者又はその代理人は、登記所に出頭することを要しない。

（登記申請の方式）

第十七条　登記の申請は、書面でしなければならない。

2　申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一　申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
二　代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所
三　登記の事由
四　登記すべき事項
五　登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日
六　登録税額及びこれにつき課税標準の金額がある

ときは、その金額

七　年月日

八　登記所の表示

3　会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

（申請書の添附書面）

第十八条　代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

第十九条　官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

（印鑑の提出）

第二十条　登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2　前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3　前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

（受附）

第二十一条　登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

（受領証）

第二十二条　登記官は、登記の申請書その他の書面を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

（登記の順序）

第二十三条　登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

（申請の却下）

第二十四条　登記官は、次の場合には、理由を附した決定で、申請を却下しなければならない。ただし、申請の不備が補正することができるものである場合において、申請人が即日にこれを補正したときは、この限りでない。

一　事件がその登記所の管轄に属しないとき。

二　事件が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三　事件がその登記所においてすでに登記されているとき。

四　事件が申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五　第十六条第一項の規定に違反して、当事者又はその代理人が出頭しないとき。

六　申請書が方式に適合しないとき。

七　第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八　申請書に必要な書面を添附しないとき。

九　申請書又はその添附書面の記載が申請書の添附書面又は登記簿の記載と抵触するとき。

十　登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一　申請につき経由すべき登記所を経由しないとき。

十二　同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三　事件が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十四　事件が法令の規定により使用を禁止された商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十五　商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。

十六　事件が第三十五条第三項の規定に違反し、又は第三十六条第一項ただし書の規定に該当するとき。

十七　登録税を納付しないとき。

（提訴期間経過後の登記）

第二十五条　登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2　前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添附しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

3　会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。

（行政区画等の変更）

第二十六条　行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

第二節　商号の登記

（類似商号登記の禁止）

第二十七条　商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。

（登記事項等）

第二十八条　商号の登記は、営業所ごとにしなければならない。

2　商号の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一　商号

二　営業の種類

三　営業所

四　商号使用者の氏名及び住所

（変更等の登記）

第二十九条　商号の登記をした者は、その営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては営業所移転の登記を、新所在地においては前条第二項各号に掲げる事項の登記を申請しなければならない。

2　商号の登記をした者は、前条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又は商号を廃止したときは、その登記を申請しなければならない。

（商号の譲渡又は相続の登記）

第三十条　商号の譲渡による変更の登記は、譲受人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二十四条第一項の規定に該当することを証する書面を添附しなければならない。

3　商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添附しなければならない。

（営業譲渡の際の免責の登記）

第三十一条　商法第二十六条第二項の登記は、譲受人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添附

しなければならない。

（相続人による登記）

第三十二条　相続人が前三条の登記を申請するには、申請書にその資格を証する書面を添附しなければならない。

（商号の登記の抹消）

第三十三条　商法第三十一条の規定によつて商号の登記の抹消を申請する者は、申請者に抹消につき利害関係を有することを証する書面を添附しなければならない。

2　第百十条から第百十二条までの規定は、前項の申請があつた場合に準用する。

3　登記官は、前項で準用する第百十一条の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。

第三十四条　第二十八条、第二十九条並びに第三十条第一項及び第二項の規定は、会社については、適用しない。

（商号の仮登記）

第三十五条　会社は、その本店を移転しようとするときは、移転すべき地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

2　商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一　商号
二　目的
三　本店を移転すべき市町村
四　本店
五　本店移転の登記までの予定期間

3　前項第五号の期間（以下「予定期間」という。）は、三年をこえることができない。

4　商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。

第三十六条　会社は、政令で定める額の金銭を供託して、予定期間の伸長の登記を申請することができる。ただし、伸長により前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2　会社は、前条第二項第二号又は第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、その登記を申請しなければならない。

第三十七条　会社は、商号を変更したとき、その他商号の仮登記の必要がなくなつたときは、その抹消を申請しなければならない。

2　商法第三十一条及びこの法律第三十三条の規定は、会社が前項の規定による申請をしない場合に準用する。

第三十八条　商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本、登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書及び供託物受入の記載がある供託書の謄本を添附しなければならない。

2　第三十六条又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添附しなければならない。

3　第三十六条第一項の登記の申請書には供託物受入の記載がある供託書の謄本を、同条第二項の登記の申請書には会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添附しなければならない。

4　第二十条第一項及び第二項の規定は、商号の仮登記に関する申請については、適用しない。

第三十九条　商号の仮登記は、第二十七条の規定の適用については、商号の登記とみなす。

第四十条　登記官は、会社が予定期間内に本店移転の登記をしたとき、又は会社が本店移転の登記をしないで予定期間が経過したときは、商号の仮登記を抹消しなければならない。

第四十一条　会社は、予定期間内に本店移転の登記をしたときは、供託金を取り戻すことができる。ただし、商号の仮登記をした後にその商号を変更したときは、この限りでない。

2　商号の仮登記が抹消されたときは、前項の場合を除き、供託金は、国庫に帰属する。

（市町村の意義）

第四十二条　第二十七条及び第三十五条第二項第三号の市町村は、商法第十九条の市町村とする。

第三節　未成年者及び後見人の登記

（未成年者登記の登記事項等）

第四十三条　商法第五条の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一　未成年者の氏名、出生の年月日及び住所
二　営業の種類
三　営業所

2　第二十九条の規定は、未成年者の登記に準用する。

（申請人）

第四十四条　未成年者の登記は、未成年者の申請によつてする。

2　営業の許可の取消しによる消滅の登記又は営業の許可の制限による変更の登記は、法定代理人も申請することができる。

3　未成年者の死亡による消滅の登記は、法定代理人の申請によつてする。

4　未成年者が成年に達したことによる消滅の登記は、登記官が、職権ですることができる。

（添附書面）

第四十五条　商法第五条の規定による登記の申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する書面を添附しなければならない。ただし、申請書に法定代理人の記名押印があるときは、この限りでない。

2　後見人が未成年者の営業を許可した場合において、後見監督人がないときはその旨を証する書面を、後見監督人があるときはその同意を得たことを証する書面を、前項の申請書に添附しなければならない。

3　前二項の規定は、営業の種類の増加による変更の登記の申請に準用する。

第四十六条　未成年者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。

第四十七条　未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添附しなければならない。

（後見人登記の登記事項等）

第四十八条　商法第七条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一　後見人の氏名及び住所
二　無能力者の氏名及び住所
三　営業の種類
四　営業所

2　第二十九条の規定は、後見人の登記に準用する。

（申請人）

第四十九条　後見人の登記は、後見人の申請によつてする。

2　無能力者が能力者となつたことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。

3　後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる。

（添附書面）

第五十条　前条第二項又は第三項の登記の申請書には、無能力者が能力者となつたこと又は後見人が退任したことを証する書面を添附しなければならない。

2　第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の規定は、後見人の登記に準用する。

第四節　支配人の登記

（登記事項等）

第五十一条　支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一　支配人の氏名及び住所

二　営業主の氏名及び住所

三　営業主が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号

四　支配人を置いた営業所

五　数人の支配人が共同して代理権を行なうべきことを定めたときは、その規定

2　第二十九条の規定は、支配人の登記に準用する。

（会社の支配人の特則）

第五十二条　会社の支配人の登記は、会社の登記簿にする。

2　前項の登記においては、前条第一項第二号に掲げる事項を登記することを要しない。

第五十三条　会社の支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任及び第五十一条第一項第五号に掲げる事項を証する書面を添附しなければならない。

2　会社の支配人の代理権の消滅又は第五十一条第一項第五号に掲げる事項の設定、変更若しくは消滅の登記の申請書には、これを証する書面を添附しなければならない。

3　会社の支配人の登記の申請書には、本店の所在地の登記所に申請する場合を除き、登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添附しなければならない。

第五節　合名会社の登記

（添附書面の通則）

第五十四条　登記すべき事項につき総社員の同意又はある社員若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添附しなければならない。

（設立の登記）

第五十五条　設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

（支店所在地における登記）

第五十六条　第十六条第一項の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

2　前項の登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。この場合には、他の書面の添附を要しない。

3　支店の所在地において商法第六十四条第一項に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し、又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（本店移転の登記）

第五十七条　本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

2　前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

3　第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

第五十八条　旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四

条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2　旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添附書類並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3　新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4　旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、本店移転の登記をすることができない。

5　新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第五十九条　第五十六条第三項の規定は、新所在地における登記に準用する。

（入退社の登記）

第六十条　社員の入社又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記）

第六十一条　解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日とする。

2　定款に定めた事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添附しなければならない。

3　会社を代表すべき清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添附しなければならない。ただし、商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。

（清算人の登記）

第六十二条　業務執行社員が清算入となつた場合の清算人の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

2　社員が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその者が就任を承諾したことを証する書面を、裁判所が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその選任並びに商法第百二十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添附しなければならない。

第六十三条　清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添附しなければならない。

2　裁判所が選任した清算人に関する商法第百二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記）

第六十四条　商法第百十九条ノ二の規定による登記の申請書には、会社財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面を添附しなければならない。

2　商法第百三十四条の規定による登記の申請書には、清算人がその計算の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（継続の登記）

第六十五条　会社の設立の無効又は取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添附しなければならない。

（合併の登記）

第六十六条　合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社（以下「消滅会社」とい

う。）の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十七条　合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　消滅会社の総社員の同意があつたことを証する書面

二　商法第百条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面

三　消滅会社の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店又は支店がある場合を除く。

第六十八条　合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　定款

二　前条各号に掲げる書面

三　設立委員の資格を証する書面

2　第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第六十九条　合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社（以下「存続会社」という。）又は合併により設立した会社（以下「新設会社」という。）を代表すべき者が消滅会社を代表する。

2　本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3　本店の所在地における第一項の登記の申請と第六十六条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4　申請書の添附書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第七十条　存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2　存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

（組織変更の登記）

第七十一条　合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社についてする登記においては、会社成立の年月日、合名会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十二条　前条の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　定款

二　有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面

三　第七十四条に規定する書面

第七十三条　合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合名会社についての登記の申請と合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならない。

2　申請書の添附書面に関する規定は、合名会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3　登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

第六節　合資会社の登記

（設立の登記）

第七十四条　設立の登記の申請書には、有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面を添附しなければならない。

（出資履行の登記）

第七十五条　有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があつたことを証する書面を添附しなければならない。

（合併の登記）

第七十六条　第七十四条の規定は、合併による変更又は設立の登記に準用する。

（準用規定）

第七十七条　第五十四条から第七十条までの規定は、合資会社の登記に準用する。

（組織変更等の登記）

第七十八条　合資会社が合名会社として会社を継続し、又は合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

2　第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第七節　株式会社の登記

（添附書面の通則）

第七十九条　登記すべき事項につき株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添附しなければならない。

（設立の登記）

第八十条　設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式の申込み及び引受けを証する書面

三　発起人が商法第百六十八条ノ二に規定する事項を定めたときは、これを証する書面

四　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書及びその附属書類

五　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

六　発起人が取締役及び監査役を選任したときは、これに関する書類

七　創立総会の議事録

八　取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

九　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

十　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

（取締役等の変更の登記）

第八十一条　取締役、代表取締役又は監査役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添附しなければならない。

2　取締役、代表取締役又は監査役の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添附しなければならない。

（新株発行による変更の登記）

第八十二条　新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　株式の申込み及び引受けを証する書面

二　商法第二百八十条ノ八の規定により検査役の調査を要するときは、検査役の調査報告書及びその附属書類

三　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

四　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

（転換株式等の転換による変更の登記）

第八十三条　転換株式又は転換社債の転換による変更の登記の申請書には、株式又は社債の転換の請求を

証する書面を添附しなければならない。

（準備金の資本組入による変更の登記）

第八十四条　準備金の資本組入による変更の登記の申請書には、準備金の存在を証する書面を添附しなければならない。

（株式の分割による変更の登記）

第八十五条　株式の分割による変更の登記の申請書には、第八十七条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

（株式の消却による変更の登記）

第八十六条　株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、利益の存在を証する書面及び次条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

（資本減少による変更の登記）

第八十七条　資本減少による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　第六十七条第二号に掲げる書面
二　株式の併合又は消却をしたときは、商法第三百七十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

（名義書換代理人等の設置による変更の登記）

第八十八条　名義書換代理人又は登録機関を置いたことによる変更の登記の申請書には、定款及びこれらの者との契約を証する書面を添附しなければならない。

（転換社債の登記）

第八十九条　転換社債の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　転換社債の申込み及び引受けを証する書面
二　商法第三百三条の払込みがあつたことを証する書面

2　第二回以後の転換社債の払込みによる変更の登記の申請書には、その払込みがあつたことを証する書面を添附しなければならない。

（合併の登記）

第九十条　合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　合併契約書
二　消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面
三　第六十七条第二号及び第三号に掲げる書面
四　合併により株式の併合又は分割をしたときは、第八十七条第二号に掲げる書面

第九十一条　合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　前条各号に掲げる書面
二　第八十条第一号及び第七号から第九号までに掲げる書面
三　第六十八条第一項第三号に掲げる書面

（準用規定）

第九十二条　第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条第二項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条及び第七十条の規定は、株式会社に準用する。

（組織変更の登記）

第九十三条　株式会社が有限会社に組織を変更した場合の有限会社についてする登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　定款
二　第六十七条第二号に掲げる書面
三　会社に現存する純資産額を証する書面
四　第九十五条第三号及び第四号に掲げる書面
五　社債の償還を完了したことを証する書面

2　第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第八節　有限会社の登記

（添附書面の通則）

第九十四条　登記すべき事項につき社員総会の決議又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書に社員総会の議事録又はある取締役若しくは清算人の一致があつたことを証する書面を添附しなければならない。

（設立の登記）

第九十五条　設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　定款
二　出資全額の払込み又は現物出資の目的たる財産全部の給付があつたことを証する書面
三　取締役が就任を承諾したことを証する書面
四　監査役を置いたときは、監査役が就任を承諾したことを証する書面

（資本増加による変更の登記）

第九十六条　資本増加による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　出資の引受けを証する書面
二　出資全額の払込み又は現物出資の目的たる財産全部の給付があつたことを証する書面

（資本減少による変更の登記）

第九十七条　資本減少による変更の登記の申請書には、第六十七条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

（合併の登記）

第九十八条　合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　合併契約書
二　消滅会社の社員総会又は株主総会の議事録
三　第六十七条第二号及び第三号に掲げる書面
四　消滅会社が株式会社であるときは、第九十三条第一項第五号に掲げる書面

第九十九条　合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　前条各号に掲げる書面
二　第九十五条第一号、第三号及び第四号に掲げる書面
三　第六十八条第一項第三号に掲げる書面

（継続の登記）

第百条　継続の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　新たに社員を加入させたときは、その加入を証する書面
二　会社の設立の取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、その判決の謄本

（準用規定）

第百一条　第八十一条及び第九十二条の規定は、有限会社に準用する。

（組織変更の登記）

第百二条　有限会社が株式会社に組織を変更した場合の株式会社についてする登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一　定款
二　第八十条第八号及び第九号に掲げる書面
三　第九十三条第一項第二号及び第三号に掲げる書面

2　第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第九節　外国会社の登記

（申請人）

第百三条　外国会社の登記の申請については、日本における代表者が外国会社を代表する。

（営業所設置の登記）

第百四条　外国会社の営業所の設置の登記の申請書に

は、次の書類を添附しなければならない。

一　本店の存在を認めるに足りる書面

二　日本における代表者の資格を証する書面

三　外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足りる書面

2　前項の書類は、外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければならない。

3　第一項の登記の申請書に他の登記所の登記簿の謄本で当該営業所を設置した旨の記載があるものを添附したときは、同項の書類の添附を要しない。

（変更の登記）

第百五条　日本における代表者の変更又は外国において生じた登記事項の変更についての登記の申請書には、その変更の事実を証する外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面を添附しなければならない。

2　前項の登記の申請書に他の登記所においてすでに同項の登記をしたことを証する書面を添附したときは、同項の書面の添附を要しない。

（移転の登記）

第百六条　外国会社がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。

第十節　登記の更正及び抹消

（更正）

第百七条　登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2　更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添附しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第百八条　登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局の長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

（抹消の申請）

第百九条　登記が次の各号に該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一　第二十四条第一号から第三号までに掲げる事由があること。

二　登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。

2　第百七条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

（職権抹消）

第百十条　登記官は、登記が前条第一項各号に該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2　登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3　登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第百十一条　登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第百十二条　登記官は、異議を述べた者がないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

第百十三条　前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

第四章　雑則

（審査請求事由）

第百十四条　登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

（審査請求書）

第百十五条　審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

（審査請求事件の処理）

第百十六条　登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第百十七条　登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日内に、意見を附して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

第百十八条　法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の規定の適用除外）

第百十九条　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、第百十四条の審査請求については、適用しない。

（省令への委任）

第百二十条　この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添附書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2　この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定める。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三八・七・九）

◎商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律

目次

第一章　関係法令の一部改正等（第一条―第三十九条）

第二章　経過措置（第四十条―第四十五条）

附則

第一章　関係法令の一部改正等

（商事非訟事件印紙法の一部改正）

第一条　商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「登記ニ関ル場合ヲ除ク外」を削る。

（登録税法の一部改正）

第二条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号ノ四の次に次の一号を加える。

十四ノ五　商号ノ仮登記　毎一件　千二百円

（民法の一部改正）

第三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「旧所在地ニ於テハ二週間内ニ」を「二週間内ニ旧所在地ニ於テハ」に、「新所在地ニ於テハ三週間内ニ」を「新所在地ニ於テハ」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正）

第四条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章　商業登記
第一節　通則
第二節　商号ノ登記
第三節　未成年者及ビ後見人ノ登記
第四節　支配人及ビ会社ノ清算人ノ登記
第五節　合名会社及ビ合資会社ノ登記
第六節　株式会社ノ登記
第七節　削除
第八節　有限会社ノ登記
第九節　外国会社ノ登記
」

を「第五章　商業登記ノ嘱託」に改める。

第三十七条中「第一項」を削り、「、第百三十八条、第百七十五条、第百七十六条及ビ第百七十七条」を「及ビ第百三十八条」に改める。

第百十七条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十条第二項中「申請書」の上に「法人設立ノ登記ノ」を加え、同条第一項を削る。

第百二十一条第二項中「申請書ニハ理事又ハ仮理事ノ資格ヲ証スル書面及ビ」を「事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其他登記事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ」に改め、同条第三項及び第一項を削る。

第百二十二条第二項中「申請書」の上に「法人ノ解散ノ登記ノ」を加え、同条第一項を削る。

第百二十四条及び第百二十五条を次のように改める。

第百二十四条　商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第十八条、第二十条乃至第二十三条、第二十四条第一号乃至第十二号及ビ第十四号、第二十六条並ニ第百七条乃至第百二十条ノ規定ハ法人及ビ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及ビ第六十三条ノ規定ハ法人ノ登記ニ同法第百三条乃至第百六条ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十五条　不動産登記法第九条、第十一条乃至第十三条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第四十九条第一号乃至第九号、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第百四十九条乃至第百五十五条、第百五十七条及ビ第百五十七条ノ二ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

前項ニ定ムルモノノ外夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第百三十五条ノ六第二項を削る。

第百三十五条ノ三十五第二項中「ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其登記ヲ為スコトヲ要ス但」を「ニ因リ登記ヲ為シタルトキハ」に改める。

第百三十五条ノ三十九を次のように改める。

第百三十五条ノ三十九　削除

第百三十五条ノ五十八第三項を削る。

第百三十八条ノ十五中「第百三十五条ノ三十九乃至」を「第百三十五条ノ四十」に改める。

第三編第五章を次のように改める。

第五章　商業登記ノ嘱託

第百三十九条　左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ裁判所ハ会社ノ本店及ビ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

一　会社ノ清算人ノ解任ノ裁判アリタルトキ

二　合名会社、合資会社又ハ有限会社ノ設立ノ取消ノ判決ガ確定シタルトキ

三　合名会社又ハ合資会社ノ社員ノ除名又ハ業務執行権若クハ代表権ノ喪失ノ判決ガ確定シタルトキ

四　株式会社ノ取締役、監査役、代表取締役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人ノ職務ヲ一時行フベキ者ヲ選任シタルトキ

五　株式会社ノ取締役、監査役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人ニ付職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任シ又ハ其処分ノ変更若クハ取消ヲ為シタルトキ

六　株式会社又ハ有限会社ノ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決ガ確定シタルトキ

七　株式会社ノ創立総会若クハ株主総会又ハ有限会社ノ社員総会ノ決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議無効確認、決議取消又ハ決議変更ノ判決ガ確定シタルトキ

八　株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効ノ判決ガ確定シタルトキ

九　有限会社ノ資本増加又ハ資本減少ノ無効ノ判決ガ確定シタルトキ

第百四十条　本法ノ規定ニ依リ裁判所ガ登記ヲ嘱託スルトキハ嘱託書ニ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第百四十一条乃至第二百五条　削除

（供託法の一部改正）

第五条　供託法（明治三十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二中「指定シタル者ガ」の下に「供託官トシテ」を加える。

第一条ノ三及び第一条ノ五から第一条ノ七までの規定中「供託官吏」を「供託官」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第六条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

「登記官吏」を「登記官」に改める。

第十二条中「指定シタル者ガ」の下に「登記官トシテ」を加える。

第百四十九条第二項中「商業登記ニ付キ定メタル公告ト同一ノ方法」を「官報」に改める。

（商法の一部改正）

第七条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「旧所在地ニ於テハ二週間内ニ」を「二週間内ニ旧所在地ニ於テハ」に、「新所在地ニ於テハ三週間内ニ」を「新所在地ニ於テハ」に改める。

第二百十条第四号中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ三」に改める。

第二百八十条ノ四第二項中「第二百二十四条ノ二第一項」を「第二百二十四条ノ三第一項」に改める。

第四百九十八条第一項第九号中「第三百四十一条ノ三第一項」を「第三百四十一条ノ三」に改める。

（住宅組合法の一部改正）

第八条　住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第六条ノ二」の下に「、第十

五条」を加え、「及第百六条」を「、第九十六条、第九十八条及第百五条」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ同法第十四条第一項第三号中理事及監事ノ氏名、住所トアルハ代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格トス

第十六条に次の一項を加える。

非訟事件手続法第百三十八条及第百三十八条ノ三並ニ商業登記法第一条乃至第四条、第七条乃至第十一条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条乃至第二十三条、第二十四条第一号乃至第四号、第六号、第八号乃至第十二号及第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十六条第二項及第三項、第五十七条乃至第五十九条、第六十一条第一項並ニ第百七条乃至第百二十条ノ規定ハ住宅組合ニ付之ヲ準用ス

（農林中央金庫法の一部改正）

第九条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及第十条ノ五乃至第十条ノ八」を「、第十条ノ五乃至第十条ノ八、第十五条、第九十六条、第九十八条及第百五条」に改め、同条に次のただし書を加える。

但シ同法第十四条第一項第三号中理事及監事ノ氏名、住所トアルハ代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格トス

第七条に次の一項を加える。

非訟事件手続法第百三十八条及第百三十八条ノ三並ニ商業登記法第一条乃至第五条、第七条乃至第十四条、第十六条乃至第十八条、第二十条第一項及第二項、第二十一条乃至第二十三条、第二十四条第一号乃至第十二号、第二十五条、第二十六条、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項及第二項、第五十六条第二項及第三項、第五十七条乃至第五十九条、第六十一条第一項並ニ第百七条乃至第百二十条ノ規定ハ農林中央金庫ニ付之ヲ準用ス

（農村負債整理組合法の一部改正）

第十条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第三号を次のように改める。

三　代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格

第二十四条第一項中「並ニ非訟事件手続法」を「、非訟事件手続法」に、「第百十七条」を「第百十七条第一項」に、「、第百三十六条乃至第百三十八条、第百四十二条、第百四十三条、第百四十七条乃至第百五十七条及第百七十五条乃至第百七十七条」を「及第百三十六条乃至第百三十八条並ニ商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第二十三条、第二十四条第一号乃至第十二号及第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条並ニ第百七条乃至第百二十条」に改正する。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第五号を次のように改める。

五　代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格

第十六条第二項中「前項ノ登記」を「設立ノ登記ノ」に改め、同条第一項を削る。

第十七条第二項中「前項ノ登記ノ申請書ニハ申請人ノ資格ヲ証スル書面及」を「事務所ノ新設、移転其ノ他登記事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ」に改め、同項ただし書及び同条第一項を削る。

第十八条第二項中「前項ノ登記」を「解散ノ登記ノ」に改め、同条第一項を削る。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及第二十条　削除

第二十一条第一項中「支局」の下に「若ハ出張所」を加える。

第二十三条中「、第百三十八条ノ三、第百三十九条ノ二、第百四十条第四号、第百四十二条乃至第百五十一条ノ六、第百五十四条乃至第百五十七条、第百六十五条、第百七十二条乃至第百七十六条（第百七十五条第二項中登記ノ申請人ニ関スル部分ヲ除ク）、第百七十七条及第百七十八条第二項本文」を「及第百三十八条ノ三、商業登記法第二条乃至第五条、第七条乃至第二十三条、第二十四条第一号乃至第十二号、第二十五条、第二十六条、第五十一条乃至第五十三条、第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十一条第一項及第百七条乃至第百二十条」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十二条　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「前項ノ登記ノ申請書ニハ」を「前項ノ規定ニ依ル第四十条第二項ニ定ムル登記ノ申請書ニハ定款並ニ」に改める。

第三十一条中「第百十六条並ニ」を「第百十六条、」に改め、「及第三百八十条」の下に「並ニ商業登記法第七十一条及第七十三条」を加える。

第七十九条中「非訟事件手続法」の下に「及商業登記法」を加える。

第百二条第一項中「且」の下に「嘱託書ニ命令書ノ謄本ヲ添附シテ」を加える。

第百八条第二項中「直ニ」の下に「嘱託書ニ其ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附シテ」を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第十三条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「非訟事件手続法第百七十二条乃至第百七十四条」を「商業登記法第五十一条乃至第五十三条」に改める。

第七十四条第二項第五号を次のように改める。

五　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十四条第四項第四号を次のように改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

四　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十六条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

第八十三条第二項中「前項」を「組合若しくは農事組合法人又は中央会の設立」に、「定款並びに」を「定款、」に、「及び役員たること」を「並びに代表権を有する者の資格」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加え、同条第一項を削る。

合併に因る組合又は農事組合法人の設立の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合又は農事組合法人の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併に因つて消滅する組合又は農事組合法人の事務所があるときは、この限りでない。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　削除

第八十五条第二項中「前項」を「組合若しくは農事組合法人又は中央会の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項又は第四項の事項の変更」に改め、同条第一項を削り、同条に次の一項を加える。

組合又は農事組合法人の合併に因る変更の登記

には、第八十三条第二項の規定を準用する。

第八十六条第二項中「前項」を「第七十八条の規定による組合若しくは農事組合法人又は中央会の解散」に改め、同条第一項を削る。

第八十七条及び第八十八条を次のように改める。

第八十七条及び第八十八条　削除

第八十九条第二項中「前項」を「組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算結了」に改め、同条第一項を削る。

第九十二条を次のように改める。

第九十二条　組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記には、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条並びに第百七条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十四条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人」とあるのは「農業協同組合法第六十九条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の三十第三項において準用する場合を含む。）の規定による清算人（中央会を代表しない副会長又は理事で清算人となつた者を除く。）」と読み替えるものとする。

（農業災害補償法の一部改正）

第十四条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項第三号を次のように改める。

三　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十一条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　削除

第六十八条第二項中「前項」を「農業共済団体の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併に因つて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同条第一項を削る。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　削除

第七十条第二項中「前項」を「農業共済団体の事務所の新設又は事務所の移転その他第五十九条第二項の事項の変更」に改め、同条第三項中「第六十八条第三項」を「第六十八条第二項」に改め、同条第一項を削る。

第七十一条第二項中「前項」を「第六十三条の規定による農業共済団体の解散」に改め、同条第一項を削る。

第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

第七十二条及び第七十三条　削除

第七十四条第二項中「前項」を「農業共済団体の清算結了」に改め、同条第一項を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　農業共済団体の登記には、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十

四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条並びに第百七条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「農業災害補償法第五十九条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、「農業災害補償法第五十四条本文の規定による」と読み替えるものとする。

（閉鎖機関令の一部改正）

第十五条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十三中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百八十七条第二項」を「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

第十九条の二十五中「非訟事件手続法第百七十八条」を「商業登記法第六十四条第二項」に改める。

第二十三条第三項及び第八項中「登記官吏」を「登記官」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第十六条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第二項第八号及び第九号を次のように改める。

八　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

第百四十条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第百四十三条を次のように改める。

第百四十三条　削除

第百四十四条中「、清算人は」を削り、「清算終了」を「清算結了」に改める。

第百四十六条第二項中「前項に規定する」を「証券取引所の」に、「及び役員の選任があつたこと」を「があつたこと及び代表権を有する者の資格」に改め、同条第一項を削る。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条　削除

第百四十八条第二項中「前項に規定する」を「証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第百三十八条第二項に掲げる事項の変更の」に改め、同条第一項を削る。

第百四十九条第二項中「前項の規定による」を「証券取引所の解散の」に、「理事」を「証券取引所を代表すべき理事」に、「清算人の資格」を「証券取引所を代表すべき清算人であること」に改め、同条第一項を削る。

第百五十条を次のように改める。

第百五十条　削除

第百五十三条を次のように改める。

第百五十三条　商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項並びに第百七条から第百二十条までの規定は、この法律による登記に、これを準用する。この場合において、同法第五十六条第三

項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「証券取引法第百三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第十七条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第六号を次のように改める。

六　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第二十条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「料率団体の設立」に改め、同項第三号中「理事及び監事の選任があつたこと」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条とする。

第二十一条を次のように改める。

（変更登記の申請手続）

第二十一条　料率団体の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第十六条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

（非訟事件手続法の準用）

第二十四条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十二条、第百三十六条、第百三十七条及び第百三十八条の規定は、料率団体にこれを準用する。

（商業登記法の準用）

第二十五条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第百七条から第百二十条までの規定は、この法律の規定による登記にこれを準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項」と読み替えるものとする。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第十八条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第五号を次のように改める。

五　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第七十六条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

第八十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併に因つて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　削除

第八十五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　組合の合併に因る変更の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第八十六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十八条の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第八十七条及び第八十八条を次のように改める。

第八十七条及び第八十八条　削除

第八十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算結了」に改め、同項を同条とする。

第九十二条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第九十二条　組合の登記には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条並びに第百七条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による」と読み替えるものとする。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項第七号を次のように改める。

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第百三条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第百八条を次のように改める。

第百八条　削除

第百十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　合併に因る組合の設立の登記の申請書には、合併に因つて消滅する組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併に因つて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

第百十一条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第百十二条を次のように改める。

第百十二条　削除

第百十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第百一条第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　組合の合併に因る変更の登記には、第百十一条第二項の規定を準用する。

第百十四条を次のように改める。

第百十四条　削除

第百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第百六条の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百十六条及び第百十七条を次のように改める。

第百十六条及び第百十七条　削除

第百十八条第一項を削り、同条第二項中「前項」を

「組合の清算結了」に改め、同項を同条とする。

第百二十一条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第百二十一条　組合の登記には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十三条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条並びに第百七条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百一条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「水産業協同組合法第七十三条本文（同法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の十四第五項において準用する場合を含む。）の規定による」と読み替えるものとする。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項第七号を次のように改める。

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第八十三条第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第八十三条第四項第四号を次のように改める。

四　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第八十五条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第九十条を次のように改める。

第九十条　削除

第九十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は中央会の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条　削除

第九十五条第一項を次のように改める。

組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十三条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第九十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第九十六条を次のように改める。

第九十六条　削除

第九十七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第八十八条の規定による組合又は中央会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第九十八条及び第九十九条を次のように改める。

第九十八条及び第九十九条　削除

第百条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は中央会の清算結了」に改め、同項を同条とする。

第百一条中「の規定」を「及び第百四十条（嘱託書の添附書面）の規定」に改める。

第百三条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第百三条　組合又は中央会の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第二十四条第十三号及び第十五号（申請の却下）、第二十七条（類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条並びに第七十条（合併の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法第八十三条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「中小企業等協同組合法第八十二条の十四本文の規定による」と読み替えるものとする。

（外国保険事業者に関する法律の一部改正）

第二十一条　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3　第一項の公告は、官報及び新聞紙上に少なくとも一回しなければならない。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十三条を次のように改める。

（非訟事件手続法等の規定の準用）

第三十三条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六条第三項、第百三十五条ノ九第二項及び第百三十八条ノ十六（商事非訟事件）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十二条（市町村の意義）、第五十一条から第五十三条まで（支配人の登記）並びに第百三条から第百二十条まで（外国会社の登記、登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、外国相互会社に準用する。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第二十二条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「登記官吏」を「登記官」に改め、同条第三項を削る。

（商品取引所法の一部改正）

第二十三条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百二条第二項第七号及び第八号を次のように改める。

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八　代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

第百四条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第百七条を次のように改める。

第百七条　削除

第百十条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する」を「取引所の」に、「及び役員の選任があつたこと」を「があつたこと及び代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条とする。

第百十一条を次のように改める。

第百十一条　削除

第百十二条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する」を「取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第百二条第二項各号に掲げる事項の変更の」に改め、同項を同条とする。

第百十三条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を「取引所の解散の」に、「理事」を「取引所を代表すべき理事」に、「清算人の資格」を「取引所を代表すべき清算人であること」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百十四条を次のように改める。

第百十四条　削除

第百十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第百十五条の二を第百十五条の三とし、第百十五条の次に次の一条を加える。

（設立無効等の登記の手続）

第百十五条の二　非訟事件手続法第百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）及び第百四十条（嘱託書の添附書面）の規定は、取引所の設立を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合について準用する。

第百十八条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第百十八条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「商品取引所法第百二条第二項」と読み替えるものとする。

（宗教法人法の一部改正）

第二十四条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第六号を次のように改める。

六　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第五十四条中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　削除

第五十九条を次のように改める。

第五十九条　削除

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第六十三条第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第二項中「代表役員、責任役員、代務者又は清算人」を「代表権を有する者」に改め、同条第四項中「、変更又は解散」を「又は変更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め、「証する書類」の下に「並びに合併に因つて解散する宗教法人（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第六十五条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記に準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による」と読み替えるものとする。

第六十八条、第六十九条第二項及び第七十条第一項中「登記官吏」を「登記官」に改める。

（株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第二十五条　株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（資本組入等による変更の登記）

第十一条の二　再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添附しなければならない。

2　第四条第一項の規定により新株の発行価額の一部を株主に払い込ませて新株を発行した場合の変更の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十二条第一号及び第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

（信用金庫法の一部改正）

第二十六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百八十七条第二項第十号及び第百八十九条第六号」を「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十条第十号及び第八十二条第四号」に改める。

第六十一条中「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四号）」を加える。

第六十五条第二項第七号を次のように改める。

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十五条第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第六十七条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条　削除

第七十五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条　削除

第七十七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五条第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　金庫の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第七十八条を次のように改める。

第七十八条　削除

第七十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十条の規定による解散」に改め、同項を同条とする。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条及び第八十一条　削除

第八十二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十三条の規定による清算結了」に改め、同項を同条とする。

第八十三条中「の規定」を「及び第百四十条（嘱託書の添附書面）の規定」に改める。

第八十五条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第八十五条　金庫の登記については、商業登記法第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「信用金庫法第六十五条第二項」と読み替えるものとする。

（森林法の一部改正）

第二十七条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十条第二項第七号を次のように改める。

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第百六十二条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第百六十六条を次のように改める。

第百六十六条　削除

第百六十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合又は連合会（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第百七十条を次のように改める。

第百七十条　削除

第百七十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会の事務所の新設又は事務所の移転その他百六十条第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　組合又は連合会の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合又は連合会（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

第百七十二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第百六十四条の規定による組合又は連合会の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び第百九十三条第三項」を削り、同項を同条第二項とする。

第百七十三条及び第百七十四条を次のように改める。

第百七十三条及び第百七十四条　削除

第百七十五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合又は連合会の清算結了」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。

（決議取消し等の登記の手続）

第百七十五条の二　組合又は連合会の総会の決議を取り消し、若しくは無効とし、又は出資一口の金額の減少を無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）及び第百四十条（嘱託書の添附書面）の規定を準用する。

第百七十八条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第百七十八条　組合又は連合会の登記には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「森林法第百六十条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「森林法第百四十九条本文（同法第百五十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による」と読み替えるものとする。

（漁船損害補償法の一部改正）

第二十八条　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項第三号を次のように改める。

三　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十五条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を

に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

第七十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条　削除

第七十五条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十三条第二項の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七十三条第一項及び第三項」を「第七十三条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条　削除

第七十七条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十八条の規定による組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第七十八条及び第七十九条を次のように改める。

第七十八条及び第七十九条　削除

第八十条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の清算結了」に改め、同項を同条とする。

第八十三条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第八十三条　組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「漁船損害補償法第六十三条第二項」と、同法第六十一条第三項中「商法第百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは「漁船損害補償法第五十八条本文の規定による」と読み替えるものとする。

第百三十八条第六項中「第七十条から第七十二条まで、第七十三条第一項及び第二項、第七十四条、第七十五条第一項及び第二項、第七十七条並びに第七十九条」を「第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十七条及び第八十条」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第二十九条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条に次の一項を加える。

5　第二項の場合においては、取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、その選任又は選定に関する書類を添附しなければならない。

第二百五十八条第七項中「解散又は」を削り、「合併契約書及び非訟事件手続法第百九十三条ノ二第二項（合併による転換社債承継に関する登記）に掲げた書面」を「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第九十条（合併の登記）に掲げる書面（会社に関する同法第六十七条第二号に掲げる書面を除く。）」に改め、同条第八項中「、合併契約書、定款、創立総会の議事録」を削り、「、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第百九十三条ノ三第二項（合併による転換社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第百九十三条ノ二第二項に掲げた書面」を「及び商業登記法第九十一条（合併の登記）に掲げる書面（会社に関する同法第六十七条第二号、第六十八条第一項第三号及び第九十条第二号に掲げる書面を除く。）」に改め、同条に次の三項を加える。

9　裁判所が前二項の登記を嘱託するときは、合併の相手方たる他の会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

10　第一項の場合において、合併の相手方たる他の会社が合併後存続するときは、第十七条第三項の規定は、適用しない。

11　前項の場合における合併の相手方たる他の会社の合併による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本、その会社の株主総会の議事録並びに商業登記法第九十条第一号、第三号及び第四号に掲げる書面（会社に関する同法第六十七条第二号に掲げる書面を除く。）を添附しなければならない。

（輸出入取引法の一部改正）

第三十条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項を削り、同条第六項中「前項の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十七条第二項中「第七項」を「第六項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十九条第一項中「第八十七条」の下に「から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条」を加え、「第九十三条第三項」を「第九十七条第二項」に、「第九十三条第二項」を「第九十三条第一項」に改める。

第二十七条の十六中「第八十四条」の下に「から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条」を加え、「第九十七条第三項」を「第九十七条第二項」に改める。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第三十一条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項第六号を次のように改める。

六　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第六十条第二項第七号を削り、同項第八号中「の理事」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第六十二条第一項中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

第六十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」

を「酒類業組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する酒類業組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

　第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

　第七十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十条第二項に掲げる事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第六十九条第三項」を「第六十九条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

　第七十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第六十四条の規定による酒類業組合の解散」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

　第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

第七十四条及び第七十五条　削除

　第七十六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「酒類業組合の清算結了」に改め、同項を同条とする。

　第七十七条中「の規定」を「及び第百四十条（嘱託書の添附書面）の規定」に改める。

　第七十八条を次のように改める。

（商法及び商業登記法の準用）

第七十八条　酒類業組合の登記については、商法第十一条（登記事項の公告）及び第六十一条（登記期間の起算）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十六条まで（第二十四条第十三号及び第十五号から第十七号までを除く。）（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項」と読み替えるものとする。

　第八十三条中「第五十一条から」の下に「第六十五条まで、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第三十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

　第六十九条第二項第七号を次のように改める。

　七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

　第六十九条第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

　第七十一条中「旧所在地においては二週間以内に」を「二週間以内に旧所在地においては」に、「新所在地においては三週間以内に」を「新所在地においては」に改める。

　第七十六条を次のように改める。

第七十六条　削除

　第七十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の設立」に、「役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録」を「代表権を有する者の資格を証する書面」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「信託したことを証する書面」の下に「並びに合併によつて消滅する金庫（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」を加え、同項を同条第二項とする。

　第八十条を次のように改める。

第八十条　削除

　第八十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「金庫の事務所の新設又は移転その他第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項の変更」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　金庫の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する金庫（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

　第八十二条を次のように改める。

第八十二条　削除

　第八十三条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十四条（解散の登記）の規定による解散」に改め、同項を同条とする。

　第八十四条及び第八十五条を次のように改める。

第八十四条及び第八十五条　削除

　第八十六条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「第七十七条（清算結了の登記）の規定による清算結了」に改め、同項を同条とする。

　第八十七条中「の規定」を「及び第百四十条（嘱託書の添附書面）の規定」に改める。

　第八十九条を次のように改める。

（商業登記法の準用）

第八十九条　金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（第二十四条第十六号及び第十七号を除く。）（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第四十二条（市町村の意義）、第五十三条（支配人の登記）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項、第六十六条、第六十八条第二項、第六十九条、第七十条（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「労働金庫法第六十九条第二項」と読み替えるものとする。

（株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第三十三条　株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

　第十一条の次に次の一条を加える。

（資本組入等による変更の登記）

第十一条の二　合資会社又は有限会社の再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添附しなければならない。

2　有限会社が第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませた場合における資本増加による変更の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第九十六条各号に掲げる書面を添附しなければならない。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第三十四条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

　第二十五条中「第百三条まで（第八十三条第三項及び第四項を除く。）」を「第八十九条まで（第八十

三条第三項及び第四項を除く。）、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条から第百三条まで」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三十五条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百条」を「第百条の二」に改める。

第四十八条第二項第七号を次のように改める。

七　代表権を有する者の氏名、住所及び資格

第四十八条第二項第八号を削り、同項第九号中「の理事」を削り、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とする。

第四十九条中「出資組合への移行に関する定款の変更の登記を」を「前条第二項第五号の事項を登記」に改める。

第五十条中「非出資組合への移行に関する定款の変更の登記を」を「第四十八条第二項第五号の事項の登記を抹消」に改める。

第五十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「組合の設立」に、「役員たること」を「代表権を有する者の資格」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　合併による組合の設立の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。ただし、当該登記所の管轄区域内に合併によつて消滅する組合の事務所があるときは、この限りでない。

第五十一条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第五十二条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第四十九条の規定による」に改め、同項を同条とする。

第五十三条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第五十条の規定による」に改め、同項を同条とする。

第五十四条中「第九十二条まで、第九十四条、第九十五条第一項及び第二項並びに第九十六条」を「第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第九十五条第一項及び第三項、第九十七条並びに第百条」に、「第九十五条第三項」を「第九十五条第二項」に、「第九十五条第一項中」を「第九十五条第一項中」に、「同法第八十五条第一項中」を「同法第八十五条第一項及び第九十五条第一項中」に、「同法第九十四条中「第八十三条第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第三項」と、同法第九十七条第三項」を「同法第九十七条第二項」に、「同法第九十八条第二項中「第九十三条第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項及び合併によつて消滅する組合が中小企業団体の組織に関する法律第三十四条第一項に規定する出資組合であるときは同法第五十一条第三項」」を「同法第百三条中「中小企業等協同組合法第八十三条第二項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第四十八条第二項」」に改める。

第九十九条第二項中「第九十七条第一項及び第二項」を「第九十七条第一項」に改め、「及び第二項並びに第九十四条」を削る。

第百条第二項中「第九十七条第一項及び第二項」を「第九十七条第一項」に改め、「及び第二項並びに協同組合法第九十四条（従たる事務所の所在地における設立の登記の申請）」を削り、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第百条の二　前二条の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十一条並びに第七十三条第一項及び第三項（組織変更の登記）の規定を準用する。

（鉱工業技術研究組合法の一部改正）

第三十六条　鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第八十七条」の下に「から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条、第百条」を加え、「第九十七条第三項」を「第九十七条第二項」に、「第九十三条第二項」を「第九十三条第一項」に改める。

（水産業協同組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第百十五条第三項」を「第百十五条第二項」に改める。

（民事訴訟法等の一部改正）

第三十八条　次に掲げる法令の規定中「登記官吏」を「登記官」に改める。

一　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）
二　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）
三　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）
四　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）
五　立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）
六　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）
七　ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）
八　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）
九　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）

（登記官吏等に関する規定の適用）

第三十九条　他の法令中登記官吏又は供託官吏に関する規定は、登記官又は供託官に関する規定として適用するものとする。

第二章　経過措置

（原則）

第四十条　商業登記法及びこの法律による改正後の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

2　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の規定による処分、手続その他の行為は、商業登記法及びこの法律による改正後の法令の適用については、別段の定めがある場合を除き、当該法令の相当規定によつてしたものとみなす。

（登記官及び供託官）

第四十一条　この法律の施行の際登記官吏又は供託官吏として指定されている者は、登記官又は供託官として指定されたものとみなす。

（支配人の登記）

第四十二条　この法律の施行の際支配人登記簿にされている会社その他の法人の支配人の登記は、すみやかに、法務省令で定めるところにより、会社その他の法人の登記簿に移さなければならない。

2　前項の登記については、同項の規定によりその登記を移すまでの間は、商業登記法第五十二条又はこれを準用する規定にかかわらず、なお従前の例による。

（本店移転の登記等）

第四十三条　この法律の施行前に、商業登記法第五十七条第二項、第六十九条第三項若しくは第七十三条第一項又はこれらの規定を準用する規定によれば同時に申請又は嘱託すべき登記の一部について登記の申請又は嘱託があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

（罰則）

第四十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（省令への委任）

第四十五条　この章に定めるもののほか、商業登記法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附　則

この法律は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。ただし、第七条中商法第二百十条第四号、第二百八十条ノ四第二項及び第四百九十八条第一項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・労働・建設大臣署名）

法律第百二十七号（昭三八・七・一〇）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、〇〇二人」を「四五、三一一人」に、「一〇、八三六人」を「一〇、九〇一人」に、「一、八一四人」を「一、八一五人」に、「四六、八二六人」を「四七、一三六人」に改める。

別表三札幌法務局の項中「幌向村」を「南幌町」に、「穂別村」を「穂別町」に改める。

別表四小倉拘置所の項、小倉刑務所の項及び城野医療刑務所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表五小倉少年鑑別所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所の項及び福岡入国管理事務所の項中「門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市」を「北九州市」に改める。

別表十二中「

大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所	和歌山市

」を「

大阪入国管理事務所和歌山港出張所	和歌山市
大阪入国管理事務所下津港出張所	和歌山県海草郡下津町

」に改め、同表高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。

高松入国管理事務所松山港出張所	松山市

同表広島入国管理事務所宇野港出張所の項の次に次の一項を加える。

広島入国管理事務所水島港出張所	倉敷市

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項中「門司市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所若松港出張所の項中「若松市」を「北九州市」に改め、同表鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所	鹿児島県大島郡和泊町

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の十七の表の改正規定は、昭和三十八年四月一日から適用する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭三八・七・一〇）

◎地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三条第四項及び第五項を削り、同条の次に次の四条を加える。

第三条の二　前条第一項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合が支給すべき国の新法の規定による長期給付又は国の施行法第三条の規定による給付の支給がその例によつて行なわれる従前の国の新法、国の施行法その他の法令の改正が行なわれた場合において、新法が施行されなければ当該給付の支給について適用されることとなる規定は、これらの法令の改正規定の施行の日以後における当該給付の支給について準用されるものとする。

第三条の三　第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退隠料等の支給につき当該恩給組合条例の規定中次の各号に掲げる規定を適用するについては、当該恩給組合条例の当該規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十三号。以下この項において「法律第百十三号」という。）による改正前の恩給法第六十五条第五項の規定に相当する恩給組合条例の規定　当該恩給組合条例の規定は、削除されたものとする。

二　法律第百十三号による改正前の法律第百五十五号附則第三十一条において準用する同法附則第十四条の規定に相当する恩給組合条例の規定　当該恩給組合条例の規定は、法律第百十三号による改正後の法律第百五十五号附則第三十一条において準用する同法附則第十四条の規定と同様に改正されたものとする。

三　法律第百十三号による改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百四十九

号）第二条又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）附則第七条の規定に相当する恩給組合条例の規定　当該恩給組合条例の規定は、削除されたものとする。

2　恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員として勤務したことがある者については、同条の規定の例により政令で定めるところにより、当該外国特殊法人職員として勤務していた期間をその者の当該恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員については、その者又はその遺族が恩給組合条例の規定による退隠料等を受ける権利を有する場合に限る。

第三条の四　昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号。以下この条において「年金額改定法」という。）第三条第二項及び第四項並びに第五条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち、年金額改定法第三条第二項の規定の適用を受ける年金に相当するもの（昭和三十四年三月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。）について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「次の各号に掲げる俸給」とあるのは「次の各号に掲げる給料」と、「別表第一の仮定俸給を」とあるのは「別表第一の仮定俸給の額を」と、「退職当時の俸給」とあるのは「退職当時の給料の額」と、同項第一号中「給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）」とあるのは「給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）」と、「官職」とあるのは「職」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与条例」と、「俸給」とあるのは「給料」と、同項第二号中「旧法」とあるのは「旧市町村職員共済組合法」と、「旧給与法令」とあるのは「旧給与条例」と、「官職」とあるのは「職」と、「俸給」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。

第三条の五　前三条の規定により行なわれる給付の額の改定等により増加する費用は、政令で定めるところにより、国、地方公共団体又は組合が負担する。

第五条第二項第二号中「返還一時金」の下に「を受ける権利」を加える。

第七条第一項第一号イ中「附則第四十三条」を「附則第四十四条」に改め、「適用を受ける者」の下に「（新法又はこの法律の規定による年金たる給付を同条の規定に相当する退職年金条例の規定による退隠料とみなしたならば当該退職年金条例の規定の適用を受けることとなるべき者を含む。）」を加え、同号ニ中「第四十二条第一項第三号」の下に「（第四十三条において準用する場合を含む。）」を加え、「、第九条又は第十条」を「又は第九条」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

第七条の二　恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員として勤務していたものであるときは、同条の規定の例により政令で定めるところにより、当該外国特殊法人職員として勤務していた期間を当該恩給組合条例の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。ただし、第三条の三第二項の規定により恩給組合条例による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられた期間については、この限りでない。

第十条第三号中「第四十二条第一項」の下に「又は第四十三条第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加える。

第十一条第七項第三号中「第二号の期間のうち」を「同項第二号の期間のうち」に改める。

第二十七条第一項第三号中「乗じて得た金額」を「乗じて得た額」に改め、同条第六項中「乗じた数を乗じて得た率」を「乗じて得た率」に改める。

第五十五条第一項中「第八条第二項」を「第七条の二、第八条第二項」に、「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「、第十九条第二項」を削る。

第五十七条第八項中「これらの規定」を「同条第三項」に、「「恩給法」とあるのは、」を「「恩給法」とあるのは」に、「とする」を「と、前項中「十一万円」とあるのは「九万五千円」と、「五十五万円」とあるのは「五十万円」と、「恩給法」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）による改正前の恩給法」とする」に改める。

第五十九条第二項第一号中「国の旧法第四十一条」を「国の旧法等」に、国の旧法の規定」を「国の旧法等の規定」に、「期間に限る」を「期間に限るものとし、同号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号に掲げる期間に加算するものとする」に改め、「同項第一号の期間」の下に「（控除期間（国の施行法第二条第一項第十六号に規定する控除期間をいう。以下この号において同じ。）については、第十一条第一項第一号及び第二号の期間）」を、「百分の○・七五）の下に「（控除期間については、百二十分の○・五）」を加え、「百分の○・五に相当する金額」を「百分の○・五（控除期間については、百八十分の○・五）に相当する金額（その額が同項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額）」に改める。

第六十三条第八項中「国の施行法」を「この法律による改正前の国の施行法」に改める。

第六十六条第三項中「給料（十一万円をこえる場合は、十一万円とする。）」を「給料」に改める。

第九十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五条第二項本文の規定の適用を受けた更新組合員について第十七条第三項又は前項の規定を適用する場合には、同条第三項中「恩給法」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）による改正前の恩給法」と、前項中「十一万円」とあるのは「九万五千円」と、「五十五万円」とあるのは「五十万円」と「恩給法」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）による改正前の恩給法」とする。

第百三十一条第二項第二号中「第四十二条第一項」の下に「又は第四十三条第一項」を、「外国政府職員」の下に「又は外国特殊法人職員」を、「外国政府」の下に「又は法人」を加える。

別表第二中備考第六号を削る。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第五十七条第八項、第五十九条第二項第一号、第六十六条第

三項及び第九十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の施行法第六十六条第三項の規定は、昭和三十七年十二月一日から適用する。

（恩給組合条例の規定による退隠料等の額の改定に関する経過措置等）

第二条　昭和三十八年九月三十日において現に恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十三号。以下「法律第百十三号」という。）による改正前の恩給法第六十五条第五項本文の規定に相当する恩給組合条例（施行法第三条第一項に規定する恩給組合条例をいう。以下同じ。）の規定による金額の加給をされた増加退隠料を受けている者については、同年十月分以後、法律第百十三号による改正前の恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定に相当する恩給組合条例の規定による加給の年額を改正後の施行法第三条の三第一項第一号の規定を適用して算定して得た年額に改定する。

2　昭和三十八年九月三十日以前に給付事由の生じた恩給組合条例の規定による増加退隠料の同月分までの加給の年額の計算については、改正後の施行法第三条の三第一項第一号の規定にかかわらず、従前の例による。

3　昭和三十八年九月三十日において現に法律第百十三号による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十一条において準用する同法附則第十四条の規定に相当する恩給組合条例の規定により算定して得た年額の退隠料又は退職年金条例の遺族年金を受けている者については、昭和三十八年十月分以後、その年額を改正後の施行法第三条の三第一項第二号の規定を適用して算定して得た年額に改定する。

4　昭和三十八年九月三十日以前に給付事由の生じた恩給組合条例の規定による退隠料又は退職年金条例の遺族年金の同月分までの年額の算定については、改正後の施行法第三条の三第一項第二号の規定にかかわらず、従前の例による。

5　法律第百十三号による改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百四十九号）第二条又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）附則第七条の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用によりその支給を停止されている退隠料又は退職年金条例の遺族年金の停止については、昭和三十八年九月分までは、改正後の施行法第三条の三第一項第三号の規定にかかわらず、従前の例による。

6　恩給組合条例がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項の規定によりその者の外国特殊法人職員として勤務していた期間がその者の年金条例職員期間に加えられることにより退隠料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十三条において準用する同法附則第四十二条第三項から第五項までの規定の例により、当該退隠料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金を支給する。

7　前項の規定により支給される退隠料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）及び施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退隠料又は退職年金条例の遺族年金とみなす。

8　第一項及び第三項の規定による恩給組合条例による退隠料等の年額の改定は、市町村職員共済組合の理事長が受給者の請求を待たずに行なう。

（外国特殊法人職員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第三条　更新組合員（施行法第二条第一項第十号に規定する者をいう。以下同じ。）及び再就職者（施行法第五十五条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、組合員期間（法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。）の計算につき改正後の施行法第七条、第七条の二、第十条第三号又は第百三十一条第二項第二号の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

2　前項の場合において、同項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）であるときは、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額（法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

3　昭和三十八年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者であつた者につき法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条第一項の規定を適用するとしたならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。

第四条　法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者で法が施行されなければ旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十四号）附則第四条第一項及び第二項の規定の適用を受けるべきこととなるもの（組合員となつた者を除く。）については、地方職員共済組合、公立学校共済組合又は警察共済組合が、これらの規定の例により、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による退職年金又は遺族年金を支給する。この場合において、当該退職年金又は遺族年金は、施行法第三条第一項に規定する国の新法の規定による長期給付とみなす。

2　改正後の施行法第三条の五の規定は、前項の規定による給付の支給により増加する費用の負担について準用する。

（公務による廃疾年金の額の改定に関する経過措置）

第五条　昭和三十八年九月三十日において現に改正前の施行法別表第二の備考第六号の規定による金額の加給をされた公務による廃疾年金（施行法第二条第一項第四号に規定する公務による廃疾年金をいう。）の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十九条及び別表

第二の備考の規定による年金額に改定する。

（内閣総理・大蔵・文部・自治大臣署名）

法律第百二十九号（昭三八・七・一〇）

◎近畿圏整備法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　近畿圏整備本部（第三条―第五条）
第三章　近畿圏整備審議会（第六条・第七条）
第四章　近畿圏整備計画（第八条―第十条）
第五章　近畿圏整備計画に基づく事業の実施（第十一条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）を一体とした広域をいう。

2　この法律で「近畿圏整備計画」とは、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な近畿圏の整備及び開発に関する計画をいう。

3　この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと連接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4　この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

5　この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

6　この法律で「保全区域」とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要がある区域で、第十四条第一項の規定により指定されたものをいう。

第二章　近畿圏整備本部

（設置）

第三条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として、近畿圏整備本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第四条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

一　近畿圏整備計画の立案及びその立案のため必要な調査を行なうこと。

二　近畿圏整備計画の実施に関して必要な関係行政機関相互の連絡調査を図ること。

三　近畿圏整備計画の実施を推進すること。

四　その他近畿圏整備計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること。

（組織）

第五条　本部の長は、近畿圏整備長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2　近畿圏整備長官は、本部の事務を統括し、所部の職員の服務を監督する。

3　本部に、次長その他の職員を置く。

4　この法律に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　近畿圏整備審議会

（設置及び所掌事務）

第六条　総理府に、附属機関として、近畿圏整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属させられた事項について調査審議する。

3　審議会は、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

（組織及び運営）

第七条　審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十三人以内で組織する。

一　関係行政機関の職員　十一人以内

二　関係府県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長　十一人以内

三　関係府県及び関係指定都市の議会の議長　十一人以内

四　関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者　一人

五　関係市の議会の議長（関係指定都市の市の議会の議長を除く。）を代表する者　一人

六　関係町村の町村長を代表する者　一人

七　関係町村の議会の議長を代表する者　一人

八　学識経験のある者　六人以内

2　審議会の委員は、非常勤とする。

3　学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の審議会の委員は、再任されることができる。

5　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　近畿圏整備計画

（近畿圏整備計画の内容）

第八条　近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする。

2　基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとと

もに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する整備及び開発に関する計画を定めるものとする。

3　事業計画は、基本整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で、政令で定めるものについての計画とする。

4　近畿圏整備計画は、文化財の保存について適切な考慮が払われたものでなければならない。

（近畿圏整備計画の立案及び決定）

第九条　近畿圏整備長官は、近畿圏整備計画を立案するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　近畿圏整備計画は、内閣総理大臣が、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見に基づく必要な措置について、適切な考慮を払わなければならない。

3　内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

4　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

5　前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（近畿圏整備計画の変更）

第十条　近畿圏整備計画は、情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

2　前条の規定は、近畿圏整備計画の変更について準用する。

第五章　近畿圏整備計画に基づく事業の実施

（近郊整備区域の指定）

第十一条　内閣総理大臣は、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域を近郊整備区域として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、近郊整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　近郊整備区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第十二条　内閣総理大臣は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（近郊整備区域等の整備等に関する法律）

第十三条　前二条に定めるもののほか、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（保全区域の指定）

第十四条　内閣総理大臣は、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

（工場、学校等制限区域）

第十五条　既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るため、大規模な工場、学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の新設又は増設を制限する必要がある既成都市区域内の区域を工場、学校等制限区域として指定することができる。

2　工場、学校等制限区域内における施設の新設又は増設の制限に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（事業の実施）

第十六条　事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

第十七条　関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本整備計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本整備計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本整備計画又は事業計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

（基本整備計画に関する施策の立案及び勧告）

第十八条　内閣総理大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

（国の普通財産の譲渡）

第十九条　国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

（近畿圏整備計画の実施に要する経費）

第二十条　政府は、近畿圏整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（企業債）

第二十一条　地方公共団体が事業計画に基づいて行なう地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で内閣総理大臣と自治大臣とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

（北陸地方開発促進計画との調整）

第二十二条　北陸地方開発促進計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣総理大臣が北陸地方開発審議会及

び審議会の意見をきいて行なうものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、政令で定める日から施行する。

2　前項ただし書に規定する政令は、近畿圏整備計画が四国地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と四国地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条・第十六条の二」に改める。

第十五条第一項の表中

「

北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

」を

「

北陸地方開発審議会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
近畿圏整備審議会	近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

」

に改める。

第十六条の見出しを「（日本学術会議）」に改め、第二章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（近畿圏整備本部）

第十六条の二　総理府の機関として、近畿圏整備本部を置く。

2　近畿圏整備本部は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進するための機関とする。

3　近畿圏整備本部の組織及び所掌事務については、近畿圏整備法の定めるところによる。

第十九条第四項中「外局」を「機関」に改める。

第二十三条中「委員並びに」を「委員、」に改め、「議員」の下に「並びに近畿圏整備長官」を加える。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6　当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条及び前項の規定による定数に二十人を加えたものとする。

（国土総合開発法の一部改正）

4　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は北陸地方開発促進計画」を「、北陸地方開発促進計画又は近畿圏整備計画」に改める。

（四国地方開発促進法の一部改正）

5　四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、高知県及び和歌山県」を「及び高知県」に改める。

第六条第一項中「三十二人以内」を「三十一人以内」に改め、同条第二項第四号中「五人」を「四人」に改める。

（水資源開発促進法の一部改正）

6　水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3　近畿圏整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が近畿圏整備審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

◆

法律第百三十号（昭三八・七・一〇）

◎明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法

明治三十二年発行の英貨公債を償還し、又は整理するため発行する連合王国通貨をもつて表示する公債については、外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第三項（外貨公債を失つた者に対する外貨公債の再交付）、第二条（利子等の非課税）及び第三条（省令への委任等）の規定を準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百三十一号（昭三八・七・一〇）

◎天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は繭」を「若しくは繭」に改め、「農業による総収入額の百分の十以上である旨」の下に「又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（その者がこれらを栽培する面積が政令で定める面積以上である場合におけるその果樹、茶樹又は桑樹に限る。以下この項及び次項において同じ。）の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の百分の三十以上である旨」を加え、同条第二項中「（開拓者にあつては百分の三十）以上である旨」の下に「又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその

者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の百分の五十（開拓者にあつては百分の四十）以上である旨」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日以後の天災につき適用する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭三八・七・一〇）

◎昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月から六月までの長雨（以下「長雨」という。）による麦等の農作物の被害が広範かつ大規模であつて、その国民経済及び民生に及ぼす影響が著しいことにかんがみ、これに対処する措置として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「法」という。）の適用の特例について規定するものとする。

（法の特例）

第二条　長雨が法第二条第一項の規定により同項の天災として指定された場合における長雨についての法の適用については、法第二条第二項中「又は天災による果樹」とあるのは「、天災による果樹」と、「（開拓者にあつては百分の四十）以上である旨」とあるのは「（開拓者にあつては百分の四十）以上である旨又は天災による麦その他の政令で定める農作物の減収による損失額の合計が平年における当該農作物（四月から六月までの期間に栽培されるものに限る。）による収入額の合計の百分の八十（開拓者にあつては百分の七十）以上である旨」とし、同条第四項第二号中「期限以内のものであること。」とあるのは「期限以内のものであり、かつ、特別被害地域内において農業を営む特別被害農業者に貸し付けられる場合にあつては、その償還期限内において、据置期間が、六月以上一年以内のものであること。」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十三号（昭三八・七・一一）

◎老人福祉法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　福祉の措置（第十条―第十三条）
第三章　老人福祉施設（第十四条―第二十条）
第四章　費用（第二十一条―第二十八条）
第五章　雑則（第二十九条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第二条　老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条　老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

2　老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

（老人福祉増進の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2　国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3　老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

（老人の日）

第五条　国民の間にひろく老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日を設ける。

2　老人の日は、九月十五日とする。

3　国及び地方公共団体は、老人の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

（老人福祉の業務に従事する社会福祉主事）

第六条　都道府県、市及び福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の指揮監督を受けて、主として次の業務を行なう所員として、社会福祉主事を置かなければならない。

一　福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行なうこと。

二　次条第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行なうこと。

（福祉事務所）

第七条　福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一　老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二　老人の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと、並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

（保健所）

第八条　保健所は、老人の福祉に関し、主として、次の業務を行なうものとする。

一　老人の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。

二　老人の健康相談に応じ、又は保健指導を行なうこと。

三　老人福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

（民生委員の協力）

第九条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第二章　福祉の措置

（健康診査）

第十条　市町村長は、当該市町村の区域内に居住地を有する六十五歳以上の者に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生大臣が定める方法により健康診査を行なわなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行なわなければならない。

3　都道府県の設置する保健所の長は、市町村長（保健所を設置する市の市長を除く。）が第一項の健康診査に関し指導、助言その他の協力を求めたときは、これに協力しなければならない。

（老人ホームへの収容等）

第十一条　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため、必要に応じて、次の措置をとらなければならない。

一　六十五歳以上の者又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）を社会福祉主事に指導させること。

二　六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する養護老人ホームに収容を委託すること。

三　六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する特別養護老人ホームに収容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに収容を委託すること。

四　六十五歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己のもとに預つて養護することを希望する者であつて、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）に委託すること。

2　都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、六十五歳未満の者についても、その者の老衰が著しいとき、その他その者の福祉のために特に必要があると認めるときは、前項各号の措置をとることができる。

3　都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、前二項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに収容し、若しくは収容を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行なう者がないときは、その葬祭を行ない、又はその者を収容し、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行なうことを委託する措置をとることができる。

4　第一項及び第二項に定める措置は、居住地を有する者については、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない者については、その現在地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。ただし、第一項第二号若しくは第三号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により収容されている者については、その者が収容前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、収容前におけるその者の所在地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうものとする。

5　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第一項から第三項までの規定による措置に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

6　福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する者に対する福祉の措置について、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう第一項から第三項までに規定する事務に協力しなければならない。

（老人家庭奉仕員による世話）

第十二条　市町村は、社会福祉法人その他の団体に対して、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人の家庭に老人家庭奉仕員（老人の家庭を訪問して老人の日常生活上の世話を行なう者をいう。）を派遣してその日常生活上の世話を行なわせることを委託することができる。

（老人福祉の増進のための事業）

第十三条　地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリエーションその他ひろく老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2　地方公共団体は、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行なう者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

第三章　老人福祉施設

（施設の種類）

第十四条　老人福祉施設の種類は、次のとおりとする。

一　養護老人ホーム

二　特別養護老人ホーム

三　軽費老人ホーム

四　老人福祉センター

2　養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置を受けた者を収容し、養護することを目的とする施設とする。

3　特別養護老人ホームは、第十一条第一項第三号の措置を受けた者を収容し、養護することを目的とする施設とする。

4　軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（前二項に定める施設を除く。）とする。

5　老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

（施設の設置）

第十五条　都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2　市町村及び社会福祉法人は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

3　市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

（廃止又は休止）

第十六条　市町村及び社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の時期について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（施設の基準）

第十七条　厚生大臣は、中央社会福祉審議会の意見を聞き、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

（報告の徴収等）

第十八条　厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に実地につき監督させることができる。

（改善命令等）

第十九条　厚生大臣又は都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームがこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第二項の規定による認可を取り消すことができる。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分を行なう場合には、当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3　厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、中央社会福祉審議会又は地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

（措置の受託義務）

第二十条　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、第十一条の規定による収容の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四章　費用

（市町村の支弁）

第二十一条　次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一　第十条及び第十一条の規定により市町村長が行なう措置に要する費用

二　市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用

（都道府県の支弁）

第二十二条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　第十一条の規定により都道府県知事が行なう措置に要する費用

二　都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用

（繰替え支弁）

第二十三条　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内にある養護老人ホーム又は特別養護老人ホームで厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十一条の規定により収容を委託した場合においては、その委託に要する費用について一時繰替え支弁をしなければならない。

（都道府県の負担及び補助）

第二十四条　都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一条に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない者についての措置に要する費用についてはその十分の二を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその四分の一を負担するものとする。

2　都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

（準用規定）

第二十五条　社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

（国の負担及び補助）

第二十六条　国は、政令の定めるところにより、市町村又は都道府県が第二十一条又は第二十二条の規定により支弁する費用のうち、第十条に規定する措置に要する費用についてはその三分の一を、第十一条に規定する措置に要する費用についてはその十分の八を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用についてはその二分の一を負担するものとする。

2　国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

（遺留金品の処分）

第二十七条　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、第十一条第三項の規定により葬祭の措置をとる場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2　都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

（費用の徴収）

第二十八条　第十条及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した都道府県又は市町村の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に嘱託することができる。

第五章　雑則

（有料老人ホーム）

第二十九条　有料老人ホーム（常時十人以上の老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与す

ることを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一　施設の名称及び在所地
二　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
三　条例、定款その他の基本約款
四　事業を開始した年月日
五　施設の管理者の氏名及び住所

2　有料老人ホームの設置者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一箇月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

3　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設の設備若しくは運営について調査させることができる。

4　都道府県知事は、有料老人ホームの設備又は運営が老人の福祉をそこなうものであると認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聞き、当該有料老人ホームの設置者に対し、必要な勧告を行なうことができる。

（審査庁）

第三十条　第十一条第五項の規定により市町村長が同条第一項から第三項までの規定による措置に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（再審査請求）

第三十一条　市町村長がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつてした処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十一条第五項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（町村の一部事務組合）

第三十二条　町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（措置の実施機関に変更があつた場合の経過規定）

第三十三条　町村の福祉事務所の設置又は廃止により第十一条の規定による措置をとるべき者（以下「措置の実施機関」という。）に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により変更前の措置の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の措置の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた措置に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

（大都市の特例）

第三十四条　この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定

都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

2　第三十一条の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

（日本赤十字社）

第三十五条　日本赤十字社は、この法律の適用については、社会福祉法人とみなす。

（調査の嘱託及び報告の請求）

第三十六条　措置の実施機関は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により同法の規定による養老施設に収容されている者は、第十一条第一項第二号の措置を受けて収容されている者とみなす。

第三条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設は、この法律の規定により設置した養護老人ホームとみなす。

第四条　この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年法律第百四十二号）第二条の規定によりこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設の用に供するため国が無償で貸し付けている普通財産を、引き続き地方公共団体において第十四条に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの用に供する場合又は社会福祉法人においてこれらの施設の用に供する場合においては、当分の間、これらの施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に掲げる施設とみなす。

第五条　この法律の施行の際現に存する有料老人ホームの設置者は、この法律の施行の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、第二十九条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

（社会福祉事業法附則第七項に関する特例）

第六条　社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「、養老施設」を削り、「児童福祉施設」の下に「、老人ホーム等の老人福祉施設」を加え、同条第五項第四号中「養老施設」を「老人ホーム」に改める。

第二百五十二条の十九第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　老人福祉に関する事務

（保健所法の一部改正）

第八条　保健所法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「乳幼児」の下に「並びに老人」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第九条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　老人の健康診査、養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに要する経費

（厚生省設置法の一部改正）

第十条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十二号の五の次に次の一号を加える。

五十二の六　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の定めるところにより、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について基準を定めること。

第十二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　老人福祉法を施行すること。

第二十九条第一項の表の種類の欄中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に、「中央身体障害者福祉審議会」を「身体障害者福祉審議会」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十一条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を「厚生省に附属機関として、身体障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同条中第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を削り、同条第七項中「中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改め、同項を同条第五項とする。

第七条第一項中「中央身体障害者福祉審議会は」を「審議会は、」に改め、「、地方身体障害者福祉審議会は委員二十人以内で」を削り、同条第二項中「前項の各審議会において、」を削り、「必要があるときは、」の下に「審議会に」を加え、同条第三項中「官吏又は吏員」を「職員」に改め、「又は都道府県知事」を削る。

第八条中「身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十五条第二項中「地方身体障害者福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改め、同条第十一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十九条の二第六項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十五条第四項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十八条第一項中「中央身体障害者福祉審議会」を「審議会」に改める。

第三十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条の二第二号中「第三号」を「第二号」に改め、同条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第四号中「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改める。

第四十条第一項中「都道府県の設置したものについては厚生大臣、市町村の設置したものについては都道府県知事が、身体障害者福祉審議会の意見を聞いて」を「都道府県の設置したものについては厚生大臣が審議会の意見を聞いて、市町村の設置したものについては都道府県知事が地方社会福祉審議会の意見を聞いて」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十二条　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四十九条第三号中「妊娠」の下に「、老衰」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十三条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「養老施設、」を削る。

第三十八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第八十四条の二に次の一項を加える。

2　第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

（保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き収容されている間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により収容されているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第四号中「児童福祉施設」の下に「、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設」を加える。

第三百四十八条第二項第十号中「児童福祉施設」の下に「、老人福祉法による老人福祉施設」を加える。

（社会福祉事業法の一部改正）

第十五条　社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）」を加える。

第二条第二項第一号中「養老施設、」を削り、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　老人福祉法にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

第二条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　老人福祉法にいう老人福祉センターを経営する事業

第六条第一項中「社会福祉審議会」を「厚生省に附属機関として、中央社会福祉審議会」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会は、厚生大臣の監督に属し」を「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、地方社会福祉審議会は都道府県知事又は指定都市の長の監督に属し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に地方社会福祉審議会を置く。

第六条に次の一項を加える。

4　中央社会福祉審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製

作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第七条第二項中「、委員の総数の三分の一以内の」を削る。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事若しくは指定都市の長」を加える。

第十条第一項中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、「生活保護専門分科会を」の下に「、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会を」を加え、同条第二項中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　地方社会福祉審議会に、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

4　地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

第十一条中「社会福祉審議会」を「中央社会福祉審議会」に改める。

第十二条を次のように改める。

（政令への委任）

第十二条　この法律で定めるもののほか、社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「指定都市」に改め、同条第六項中「児童福祉法」の下に「、老人福祉法」を加える。

第十七条第三項中「児童福祉法」の下に「、老人福祉法」を加える。

第十九条及び第二十条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「指定都市」に改め、「児童福祉法」の下に「、老人福祉法」を加える。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十六条　国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項」を「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十四条第二項」に改める。

（入場税法の一部改正）

第十七条　入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の主催者の欄中第十三号を第十四号とし、第十一号及び第十二号を一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

一一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による老人福祉施設（この表において「老人福祉施設」という。）を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「児童福祉施設」の下に「、老人福祉施設」を加える。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）

第十八条　社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「養老施設、」を削り、同項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第二項の規定による認可を受けた養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十九条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

第四条第五項中「、第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・自治大臣署名）

◆

法律第百三十四号（昭三八・七・一一）

◎新住宅市街地開発法

目次

第一章　総則（第一条—第六条）
第二章　新住宅市街地開発事業
　第一節　測量、調査及び事業用地の取得等（第七条—第二十条）
　第二節　事業計画及び処分計画（第二十一条—第二十六条）
　第三節　造成施設等の処分等（第二十七条—第三十四条）
第三章　雑則（第三十五条—第五十一条）
第四章　罰則（第五十二条—第六十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、人口の集中の著しい市街地の周辺の地域における住宅市街地の開発に関し、新住宅市街地開発事業の施行その他必要な事項について規定することにより、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地とあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2　公益的施設の整備に関する事業が前項の事業にあわせて行なわれる場合においては、その事業は、新住宅市街地開発事業に含まれるものとする。

3　この法律において「施行者」とは、新住宅市街地開発事業を施行する者をいう。

4　この法律において「施行地区」とは、新住宅市街地開発事業を施行する土地の区域をいう。

5　この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6　この法律において「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で、公共施設の用に供するもの以外のものをいう。

7　この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

8　この法律において「造成施設等」とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

9　この法律において「造成宅地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

10　この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

（新住宅市街地の開発に関する都市計画）

第三条　建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、新住宅市街地開発事業を施行すべきことを、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一　人口の集中に伴う住宅の需要に応ずるに足りる適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある市街地の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えているものであること。

イ　良好な住宅市街地として一体的に開発される自然的及び社会的条件を備えていること。

ロ　当該区域を住宅市街地とするために整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が決定されていること。

二　当該区域内において建築物の整地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

三　一以上の住区（一ヘクタールあたり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下次条において同じ。）を形成することができる規模の区域であること。

四　当該区域が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の住居地域及び商業地域内にあつて、その大部分が同法第五十条第一項の住居専用地区内にあること。

第四条　前条の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一　道路、公園、下水道その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二　各住区が、地形、地盤の性質等から想定される住宅街区の状況等を考慮して、適正な配置及び規模の道路、近隣公園（主として住区内の居住者の利用に供することを目的とする公園をいう。）その他の公共施設を備え、かつ、住区内の居住者の日常生活に必要な公益的施設の敷地が確保された良好な居住環境のものとなるように定めること。

三　当該区域が、前号の住区を単位とし、各住区を結ぶ幹線街路その他の主要な公共施設を備え、かつ、当該区域にふさわしい相当規模の公益的施設の敷地が確保されることにより、健全な住宅市街地として一体的に構成されることとなるように定めること。

（新住宅市街地開発事業の施行）

第五条　新住宅市街地開発事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第六条　都市計画法第五条の規定は、新住宅市街地開発事業には適用しない。

2　新住宅市街地開発事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に新住宅市街地開発事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二章　新住宅市街地開発事業

第一節　測量、調査及び事業用地の取得等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第七条　新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第八条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下この条、次条及び第五十五条において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下この条、次条及び第五十五条において「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、新住宅市街地開発事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第九条　第七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条の規定により障害物を伐除しようとする者又

は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第十条　新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十一条　新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十二条　新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第十三条　都市計画事業として決定された新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内において、新住宅市街地開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、新住宅市街地開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、新住宅市街地開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6　第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（事業の施行について周知させるための措置）

第十四条　第六条第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（以下次条及び第五十八条において「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する新住宅市街地開発事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

（土地建物等の先買い）

第十五条　前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2　前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3　第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）

第十六条　都市計画事業として決定された新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつている場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2　前項の規定により買い取るべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4　前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第百三十三条の規定の例による。

（新住宅市街地開発事業のための土地等の収用）

第十七条　施行者は、新住宅市街地開発事業の施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2　前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）

第十八条　施行者は、新住宅市街地開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用等）

第十九条　第十七条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2　都市計画法第十九条及び第二十条の規定は、第十七条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3　土地収用法第八十七条の規定は、第十七条第二項の規定による収用の請求について準用する。

（生活再建のための措置）

第二十条　施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるように努めるものとする。

第二節　事業計画及び処分計画

（事業計画及び処分計画）

第二十一条　施行者は、事業計画及び処分計画を定めなければならない。

2　事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画を定めなければならない。

3　処分計画においては、造成施設等の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の造成宅地等の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

4　この法律に規定するもののほか、事業計画及び処分計画の設定の技術的基準その他事業計画及び処分

計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（処分計画の認可等）

第二十二条　施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2　施行者は、事業計画を定めた場合においては、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。これを変更した場合（建設省令で定める軽微な変更をした場合を除く。）においても、同様とする。

（処分計画の基準）

第二十三条　処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するように定めなければならない。この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失つた者その他の者で政令で定めるものに対しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受ける機会を与えるように定めなければならない。

一　自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する宅地を必要とする者であること。

二　譲渡の対価の支払能力がある者であること。

第二十四条　処分計画においては、造成宅地等の処分価額は、居住又は営利を目的としない業務の用に供されるものについては、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用（公共施設及び公益的施設の整備に要する費用のうち当該造成宅地等である宅地に配分されるべき費用を含む。以下この条において同じ。）を基準とし、かつ、当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案し、営利を目的とする業務の用に供されるものについては、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用並びに当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するように定めなければならない。

第二十五条　処分計画においては、処分後の造成施設等のうち、都市計画が決定されているものについてはその都市計画に適合するように、その他の公益的施設等の施設については居住者の共同の福祉及び利便に資するように、各街区内の建築物の敷地については当該街区にふさわしい規模及び用途の建築物が建築されるように定めなければならない。

（事業計画及び処分計画に関する協議）

第二十六条　施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその変更に関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

第三節　造成施設等の処分等

（工事完了の公告）

第二十七条　施行者は、施行地区（施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（事業計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該施行地区について

工事が完了した旨を公告しなければならない。

（新住宅市街地開発事業の施行により設置された公共施設の管理）

第二十八条　新住宅市街地開発事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、前条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2　施行者は、前条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3　施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4　公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

（公共施設の用に供する土地の帰属）

第二十九条　新住宅市街地開発事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十七条第二項の公告の日の翌日において施行者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2　新住宅市街地開発事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分計画で特別の定めをしたものを除き、第二十七条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

（造成施設等の処分）

第三十条　施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2　地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

（建築物の建築義務）

第三十一条　施行者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者（その承継人を含むものとし、国、地方公共団体、日本住宅公団その他政令で定める者を除く。）は、その譲受けの日の翌日から起算して二年以内に、処分計画で定める規模及び用途の建築物を建築しなければならない。

（造成宅地等に関する権利の処分の制限）

第三十二条　第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一　当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、日本住宅公団その他政令で定める者である場合

二　相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

三　滞納処分、強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

四　土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合

五　その他政令で定める場合

2　前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成宅地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3　第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（買戻権）

第三十三条　施行者は、新住宅市街地開発事業により造成された宅地を譲り渡す場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

2　前項の特約に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合又は前条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3　前項の規定にかかわらず、同項の宅地又はその上に建築された建築物に関し前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4　第一項の規定により買い戻した宅地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

（図書の備置き等）

第三十四条　施行者は、第二十七条第二項の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2　前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3　都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第二十七条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4　何人も、前項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第三章　雑則

（費用の負担）

第三十五条　新住宅市街地開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。

2　施行者は、政令で定める幹線街路、終末処理場そ

の他の重要な公共施設で他の施行者の施行する新住宅市街地開発事業に係る施行地区内の居住者の利便に供されることとなるものの整備に要する費用について、当該他の施行者に対し、その一部の負担を求めることができる。

（新住宅市街地開発事業の引継ぎ）

第三十六条　現に施行されている新住宅市街地開発事業の施行地区となつている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。

2　現に施行されている新住宅市街地開発事業の施行地区となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3　前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務（その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

4　第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。

（関係簿書の備付け）

第三十七条　施行者は、建設省令で定めるところにより、新住宅市街地開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2　利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（書類の送付に代わる公告）

第三十八条　施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2　前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（資金の融通等）

第三十九条　国は、施行者に対し、新住宅市街地開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（技術的援助の請求）

第四十条　都道府県及び日本住宅公団は建設大臣に対して、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ新住宅市街地開発事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（施行者等に対する監督）

第四十一条　建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、新住宅市街地開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又

は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2　建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

（報告、勧告等）

第四十二条　建設大臣は施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれその施行する新住宅市街地開発事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する新住宅市街地開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（関連公共施設等の整備）

第四十三条　国及び地方公共団体は、新住宅市街地開発事業の施行に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に努めるものとする。

（新住宅市街地開発事業と農地等の関係の調整）

第四十四条　建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、その決定に係る区域内の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による転用又は処分が制限されることとなる土地が新住宅市街地開発事業の用に供されることとなることについて、農林大臣に協議しなければならない。

2　建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

（施行者に関する特例）

第四十五条　第六条第二項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域内に政令で定める規模以上の一団の土地を有する法人で、新住宅市街地開発事業を行なうため必要な資力、信用及び技術的能力を有するものは、政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて、その所有する土地及びこれに接続する公共施設の用に供する土地について新住宅市街地開発事業を施行することができる。

2　前項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業については、第二章第一節、第二十二条第二項、第三十三条及び第三十八条並びに第四十一条第一項中事業計画の変更に係る部分の規定は、適用しない。

第四十六条　前条第一項の規定による施行者は、事業計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合（建設省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

第四十七条　第四十五条第一項の規定による施行者は、第三十一条の規定に違反した者に対して、同条の譲渡契約を解除することができる。この場合においては、第三十三条第四項の規定を準用する。

第四十八条　第四十条及び第四十二条中市町村に係る部分は、第四十五条第一項の法人に準用する。

2　建設大臣は、第四十五条第一項の規定による施行者の施行する新住宅市街地開発事業について、その事業がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は事業計画若しくは処分計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業の状況を検査することができる。

3　建設大臣は、第四十五条第一項の規定による施行者が第四十一条第一項の命令に従わない場合におい

ては、第四十五条第一項の許可を取り消すことができる。

（不動産登記法の特例）

第四十九条　施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

（大都市の特例）

第五十条　この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている新住宅市街地開発事業に関する事務（都道府県が施行する新住宅市街地開発事業に係る事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（政令への委任）

第五十一条　この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章　罰則

第五十二条　第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員が新住宅市街地開発事業に係る職務に関し、賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2　第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて新住宅市街地開発事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を収受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　第四十五条第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員が新住宅市街地開発事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4　犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十三条　前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第五十四条　第四十五条第一項の規定による施行者である法人が第三十条第一項の規定に違反して、造成施設等をこの法律又は処分計画に従わないで処分したときは、その行為をした役員又は職員を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三　第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

四　第三十一条の規定に違反して、同条に規定する用途以外の建築物を建築した者

五　第三十二条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

六　第三十二条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの

第五十六条　第十一条第二項又は第三十四条第四項の規定に違反して、第十一条第一項又は第三十四条第三項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十七条　第四十五条第一項の規定による施行者である法人が次の各号の一に該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条第一項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

二　第四十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三　第四十八条第二項の規定による建設大臣の検査を拒み、又は妨げたとき。

第五十八条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二　第十五条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三　第十五条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四　第三十二条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十九条　次の各号の一に掲げる場合においては、第四十五条第一項の規定による施行者は、一万円以下の過料に処する。

一　第三十七条第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二　第三十七条第二項の規定に違反して、簿書の閲覧を拒んだとき。

第六十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第五十四条、第五十五条又は第五十七条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（旧土地台帳法等の特例）

2　施行地区内の土地及び建物に関して不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第三条第三号の規定により同法第二条の規定による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の規定が適用される場合においては、第四十九条中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）」とあるのは「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）並びに不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）第二条の規定によ

る廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）」とする。

（都市計画法の一部改正）

3　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「第十三条ノ工業団地造成事業」の下に「、第十四条ノ新住宅市街地開発事業」を加える。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条　都市計画区域内ニ於ケル土地ニ付テハ健全ナル住宅市街地ノ開発及居住環境ノ良好ナル住宅地ノ大規模ナル供給ヲ図ル為新住宅市街地開発法ノ定ムル所ニ依リ新住宅市街地開発事業ヲ施行スルコトヲ得

第十五条　削除

（公有水面埋立法の一部改正）

4　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「又ハ土地区画整理法」を「、土地区画整理法又ハ新住宅市街地開発法」に改める。

第二十六条中「又ハ土地区画整理法第百五条」を「、土地区画整理法第百五条又ハ新住宅市街地開発法第二十九条」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

5　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の四の次に次の一号を加える。

二十二の五　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第四項中「指定に関するもの」の下に「、第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関するもの」を加え、同条第七項中「及び第二十一号から第二十三号の四まで」を「、第二十一号から第二十二号の四まで及び第二十三号から第二十三号の四まで」に、「をつかさどる」を「及び同条第二十二号の五に規定する事務（新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に関する事務を除く。）をつかさどる」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

6　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項中「同条第四項の規定による貸付を受けた者」の下に「（新住宅市街地開発事業に関し同項の規定による貸付けを受けた者を除く。以下本条において同じ。）」を加える。

（農地法の一部改正）

7　農地法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　新住宅市街地開発事業（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業で、同法第四十四条第一項の規定による協議がととのつた区域内において行なわれるものをいう。以下同じ。）の施行者が当該事業の目的に供するため農地を農地以外のものにする場合

第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の目的に供するため農地又は採草放牧地を取得する場合

第七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の目的に供するために所有する小作地は小作採草放牧地

第七十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の目的に供するため土地等を取得する場合

（土地区画整理法の一部改正）

8　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号及び第二十一条第一項第三号中「市街地とするのに適当でない地域」の下に「又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画として決定された区域」を加える。

（日本住宅公団法の一部改正）

9　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡」の下に「（新住宅市街地開発事業による宅地の造成及び譲渡を除く。）」を、「第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡」の下に「（新住宅市街地開発事業による施設の建設及び譲渡を除く。）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

10　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）」の下に「、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）」を加える。

（法務・大蔵・農林・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭三八・七・一二）

◎薬事法の一部を改正する法律（参法）

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生省令で定める員数に達しないとき。

第六条に次の三項を加える。

2　前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合には、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、当該許可を与えない場合には、理由を附した書面でその旨を通知しなければならない。

3　都道府県知事は、前条第一項の許可の申請について前項本文に規定する事由があるかどうかを判定するには、地方薬事審議会の意見を聞かなければならない。

4　第二項の配置の基準は、住民に対し適正な調剤の

確保と医薬品の適正な供給を図ることができるように、都道府県が条例で定めるものとし、その制定に当たつては、人口、交通事情その他調剤及び医薬品の需給に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。

第八条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

第八条第二項を次のように改める。

2　薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。

第八条第三項中「薬局を管理する薬剤師（以下「薬局の管理者」という。）」を「薬局の管理者（第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。）」に改める。

第二十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第一号の二及び第二項から第四項までの規定は、もつぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業の許可については、準用しない。

第二十六条に次の二項を加える。

3　前項ただし書の規定に該当する一般販売業の許可を受けている者は、当該許可に係る店舗については、業として、医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者及び病院、診療所又は家畜診療施設の開設者以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

4　前項ただし書の許可については、第六条第一項第一号の二及び第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十八条第三項第二号中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、薬種商販売業の許可に関しては、第六条第二項から第四項まで並びに第二十六条第二項ただし書、第三項及び第四項（第六条第一項第一号の二に係る部分を除く。）の規定を準用する。

第三十条第二項第一号中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第七十二条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二　都道府県知事は、薬局開設者又は一般販売業者に対して、その薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師が第六条第一項第一号の二（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生省令で定める員数に達しなくなつた場合においては、当該員数に達するように当該薬剤師の増員を命ずることができる。

第七十五条第一項中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号の次に一号を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定中第六条第一項第一号の二に係る部分及び第七十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭三八・七・一二）

◎ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十六条第三項ただし書中「指定地域となつた際」の下に「又は当該施設がばい煙発生施設となつた際」を加える。

第六章中第三十二条の次に次の一条を加える。

（条例との関係）

第三十二条の二　この法律の規定は、地方公共団体が、ばい煙を発生する施設であつて第二条第三項に規定するばい煙発生施設以外のものについて、その施設において発生するばい煙の指定地域内における排出に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭三八・七・一二）

◎豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法

国は、政令で指定する豪雪に際して地方公共団体が行なう学校その他の公共の施設で政令で定めるものの除雪事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）に要する費用が平年に比し著しく多額である場合において、当該地方公共団体の財政事情等を勘案して特に必要があると認めるときは、当該除雪事業に要する費用について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百三十八号（昭三八・七・一二）

◎刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法

（この法律の趣旨）

第一条　刑事事件における被告人以外の者の所有に属する物の没収手続については、当分の間、この法律の定めるところによる。

（告知）

第二条　検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外の者（以下「第三者」という。）の所有に属する物（被告人の所有に属するか第三者の所有に属するかが明らかでない物を含む。以下同じ。）の没収を必要と認めるときは、すみやかに、その第三者に対し、書面により、次の事項を告知しなければならない。

一　被告事件の係属する裁判所

二　被告事件名及び被告人の氏名

三　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

四　没収の理由となるべき事実の要旨

五　被告事件の係属する裁判所に対し、被告事件の手続への参加を申し立てることができる旨

六　参加の申立てをすることができる期間

七　被告事件について公判期日が定められているときは、公判期日

2　第三者の所在がわからないため、又はその他の理由によつて、前項の告知をすることができないときは、検察官は、同項に掲げる事項を官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して公告しなければならない。ただし、価額が五千円に満たないことが明らかな物については、検察庁の掲示場における掲示をもつて足りる。

3　検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所に提出しなければならない。

（参加の手続）

第三条　没収されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判があるまで（略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判があつたときは、正式裁判の請求をすることのできる期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判の請求があつたときは、さらに通常の規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。）、被告事件の係属する裁判所に対し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることができる。ただし、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限る。

2　検察官が前条第一項又は第二項の規定により告知し又は公告した裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた裁判所は、被告事件の移送を受けた裁判所にその申立ての書面を送付しなければならない。この場合において、その書面が送付されたときは、参加の申立ては、はじめから、被告事件の移送を受けた裁判所に対してされたものとみなす。

3　裁判所は、参加の申立てが法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間の経過後にされたとき、又は没収すべき物が申立人の所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを棄却しなければならない。ただし、第一項ただし書に規定する期間内に参加の申立てをしなかつたことが、申立人の責めに帰することのできない理由によると認めるときは、第一審の裁判があるまで参加を許すことができる。

4　前項の場合を除き、裁判所は、申立人の参加を許さなければならない。ただし、没収をすることができないか又はこれを必要としない旨の検察官の意見を相当と認めるときは、参加の申立てを棄却することができる。

5　裁判所は、参加を許した場合において、没収すべき物が参加を許された者（以下「参加人」という。）の所有に属しないことが明らかになつたときは、参加を許す裁判を取り消さなければならない。没収をすることができないか又はこれを必要としない旨の検察官の意見を相当と認めるときは、参加を許す裁判を取り消すことができる。

6　参加に関する裁判は、申立人又は参加人、検察官及び被告人又は弁護人の意見をきき、決定でしなければならない。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てを棄却する決定又は参加を許す裁判を取り消す決定（第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

7　参加の取下げは、書面でしなければならない。ただし、公判期日においては、口頭ですることができる。

（参加人の権利）

第四条　参加人は、この法律に特別の規定がある場合のほか、没収に関し、被告人と同一の訴訟上の権利を有する。

2　前項の規定は、参加人を証人として取り調べることを妨げるものではない。

（参加人の出頭等）

第五条　参加人は、公判期日に出頭することを要しない。

2　裁判所は、参加人の所在がわからないときは、公判期日の通知その他書類の送達をすることを要しない。

3　裁判所は、公判期日に出頭した参加人に対し、没収の理由となるべき事実の要旨、その参加前の公判期日における審理に関する重要な事項その他参加人の権利を保護するために必要と認める事項を告げたうえ、没収について陳述する機会を与えなければならない。

（証拠）

第六条　参加人の参加は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百二十条から第三百二十八条までの規定の適用に影響を及ぼさない。

2　裁判所は、刑事訴訟法第三百二十条第二項本文、第三百二十六条又は第三百二十七条の規定により証拠とすることができる書面又は供述を取り調べた場合において、参加人がその書面又は供述の内容となつた供述をした者を証人として取り調べることを請求したときは、その権利の保護に必要と認める限り、これを取り調べなければならない。参加人の参加前に取り調べた証人について、参加人がさらにその取調べを請求したときも、同様とする。

（没収の裁判の制限）

第七条　第三者の所有に属する物については、その第三者が参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　第二条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつた場合において、第三条第一項ただし書に規定する期間が経過したとき（没収すべき物が申立人若しくは参加人の所有に属しないことが明らかであることを理由とし、又は没収をすることができないか若しくは、これを必要としない旨の検察官の意見に基づいて、参加の申立てが棄却され、又は参加を許す裁判が取り消された場合を

除く。）。

二　参加の申立てが法令上の方式に違反したため棄却されたとき。

三　参加の取下げがあつたとき。

（上訴）

第八条　原審における参加人は、上訴審においても、参加人としての地位を失わない。

2　参加人が上訴をしたときは、検察官及び被告人が上訴をせず、又は上訴の放棄若しくは取下げをした場合においても、原審の裁判中没収に関する部分は、確定しない。

3　前項の場合において、被告人は、上訴審及びその後の審級における公判期日に出頭することを要しない。刑事訴訟法第三十六条、第三十七条、第二百八十九条及び第二百九十条の規定は、適用しない。

4　前二項の規定は、略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判に対して参加人が正式裁判の請求をした場合に準用する。

（訴訟能力）

第九条　第三者が法人であるときは、その代表者が、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人が、訴訟行為についてこれを代表する。

2　第三者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自）が、訴訟行為についてこれを代理する。

3　刑事訴訟法第二十七条第二項並びに第二十九条第一項及び第三項の規定は、この法律の規定により被告事件の手続に関与する第三者に準用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「前二条」とあるのは、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第九条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（代理人）

第十条　この法律の規定により被告事件の手続に関与する第三者は、弁護士の中から代理人を選任し、これに訴訟行為を代理させることができる。

2　代理人の選任は、審級ごとに、代理人と連署した書面を差し出してしなければならない。

3　代理人は、参加人の書面による同意がなければ、参加の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上訴の放棄若しくは取下げをすることができない。

4　刑事訴訟法第三十三条から第三十五条まで及び第四十条の規定は、代理人に準用する。

（訴訟費用）

第十一条　没収の裁判をしたときは、被告人に負担させるものを除き、参加によつて生じた訴訟費用を参加人に負担させることができる。参加を許す裁判を取り消したとき、又は参加の取下げがあつたときも、同様とする。

2　前項前段の規定により参加人に訴訟費用を負担させるときは、没収の裁判と同時に、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、没収の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

3　刑事訴訟法第百八十一条第三項及び第三百六十八条から第三百七十一条までの規定は、参加人又は参加人であつた者に準用する。この場合において、同法第三百六十九条中「弁護人であつた者」とあるのは、「代理人であつた者」と読み替えるものとする。

（刑事訴訟法との関係）

第十二条　第三者の所有に属する物を没収する手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事訴訟法による。

（没収の裁判の取消し）

第十三条　法律上没収することのできない物について

没収の裁判が確定したときは、その物の所有者で、自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、没収の確定裁判を知つた日から十四日以内に限り、没収の裁判をした裁判所に対し、その裁判の取消しを請求することができる。ただし、没収の裁判が確定した日から五年を経過したときは、その請求をすることができない。

2　前項の請求は、その理由となる事実を明示した趣意書を差し出してしなければならない。

3　第一項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間の経過後にされたとき、請求人がその責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたと認められないとき、又は没収された物が請求人の所有に属しないものであつたことが明らかであるときは、請求人及び検察官の意見をきき、決定で請求を棄却しなければならない。請求人は、この決定に対し、即時抗告をすることができる。

4　前項の場合を除き、請求が理由がないときは、判決でこれを棄却し、理由があるときは、判決で没収の裁判を取り消さなければならない。請求人又は検察官は、この判決に対し、上訴をすることができる。

5　裁判所は、趣意書に包含された事項について、請求人及び検察官に陳述をさせ、並びに請求人若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認める証拠の取調べをしなければならない。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その不出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行ない、又は判決の宣告をすることができる。

6　請求を棄却したときは、訴訟費用を請求人に負担させることができる。請求の取下げがあつたときも、同様とする。

7　請求に関する裁判手続については、第三条第七項、第五条第二項、第九条、第十条並びに第十一条第二項及び第三項の規定を準用するほか、刑事訴訟の例による。

8　前項の規定にかかわらず、請求に関する裁判手続においては、請求人を証人として取り調べ、又は公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、若しくは公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることができる。

9　没収の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める没収の執行による補償の例により、補償を行なう。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　第十三条の規定は、この法律の施行前に第三者の所有に属する物を没収する裁判が確定した場合においても、適用する。この場合において、その第三者がこの法律の施行前に確定裁判を知つたものであるときは、同条第一項本文に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

（法務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百三十九号（昭三八・七・一二）

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「省令の定める簡易な手続により、」を「簡易な手続による」に改め、同条第二項中「郵便貯金の団体取扱においては」を「前項の団体取扱においては、省令の定めるところにより」に、「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改める。

第十条第一項ただし書中「法人又は」を「法人その他の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　国

二　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三条第一項に掲げる法人

三　労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条第二項の職員の組合その他の団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項の職員団体（これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。）

四　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を経営する営利を目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）

第十条第二項を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条（貯金の利率）　郵便貯金には、政令で定める利率により、利子をつける。

前項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合には、郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払うとともに、あわせて一般の金融機関の預金の利率についても配慮しなければならない。

郵政大臣は、第一項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。

第十三条第一項本文中「利子」を「郵便貯金の利子」に改める。

第十六条第一号中「第十条第一項但書に掲げる法人又は」を「第十条但書に掲げる法人その他の」に改め、同条第二号中「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、同条第四号中「通常郵便貯金、団体取扱の通常郵便貯金」を「団体取扱の郵便貯金、通常郵便貯金」に改める。

第二十条第二項中「第十条第一項但書に掲げる法人又は」を「第十条但書に掲げる法人その他の」に改める。

第五十二条及び第五十三条第二項中「割増金附定額郵便貯金」を「割増金品をつける取扱いをする定額郵便貯金」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二（割増金品をつける取扱い）　定額郵便貯金については、割増金品をくじびきによりつける取扱いをすることができる。

前項の取扱いをする定額郵便貯金には、そのすえ置期間中利子をつけない。

第一項の取扱いをする定額郵便貯金の割増金品については、所得税を課さない。

第五十七条第五項中「第五十五条」を「第三十七条の規定を適用せず、第五十五条」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正前の第十条第一項各号の一に該当する法人その他の団体のうち、改正後の同条各号の一に該当しなくなつたものであつて、この法律の施行の際現にその郵便貯金の総額が改正前の同条第一項本文の額をこえているものについての郵便貯金の総額の制限については、この法律の施行後六月間は、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に改正前の第十二条第一項及び第二項に定められている郵便貯金の利率は、改正後の同条第一項の規定による政令が定められるまでの間は、同項の規定により定められたものとみなす。

4　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条中「第十条第一項第四号」を「第十条第三号」に改める。

5　地方公務員法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（郵便貯金法の一部改正）

第十条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第一項」に改める。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百四十号（昭三八・七・一二）

◎公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律

（公衆電気通信法の一部改正）

第一条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　電話（第二十五条―第五十五条）　第三章の二　加入電信（第五十五条の二―第五十五条の八）」を「第三章　電話（第二十五条―第五十四条の二）　第三章の二　有線放送電話接続通話（第五十四条の三―第五十五条）　第三章の三　加入電信（第五十五条の二―第五十五条の八）」に改める。

第四十四条第一項中「電話を含む。」を「電話及び第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約に基づき設置される同項の有線放送電話接続回線を含む。」に改め、同項の表中「加入電話等の数の」を「加入電話等の数（その数から、第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約に基づき設置される同項の有

線放送電話接続回線がある場合には、その有線放送電話接続回線の数を差し引いた数）の」に改める。

第四十六条中「公社が定めるもの」を「第五十四条の五に規定する有線放送電話接続通話及び公社が定めるその他の通話」に改める。

第三章中第五十五条を第五十四条の二とし、第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　有線放送電話接続通話

（接続通話契約）

第五十四条の三　公社は、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第三条の許可を受けた者（以下「有線放送電話業者」という。）から、その有線放送電話業務（同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。）の用に供する設備（以下「有線放送電話設備」という。）の交換設備と第二十六条第一項第一号に規定する局交換設備との間に、これらを接続する公社の電話回線（以下「有線放送電話接続回線」という。）の設置を受け、これを通ずる当該有線放送電話設備による通話に関し公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「接続通話契約」という。）の締結の申込みを受けたときは、公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならない。

2　接続通話契約は、当該契約に係る有線放送電話設備により当該有線放送電話接続回線を通じて通話することができる地域の区分により第一種接続通話契約及び第二種接続通話契約の二種とする。

3　公社は、次に掲げる場合には、接続通話契約の締結の申込みを承諾しないことができる。

一　有線放送電話接続回線その他その申込みをした接続通話契約に係る公衆電気通信役務を提供するために必要な公社の公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二　その申込みをした接続通話契約に係る有線放送電話設備が、前項の契約の種類ごとにその設備により有線放送電話接続回線を通じて通話することができる地域に応じ、公衆電気通信業務に支障を及ぼすのを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき。

三　その他公社の業務の遂行に著しい支障があるとき。

4　接続通話契約に係る有線放送電話接続回線を収容すべき電話取扱局は、次のとおりとする。

一　その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備（二以上あるときは、そのすべて）の所在場所が一の電話加入区域内にあるときは、その電話加入区域内の電話取扱局（二以上あるときは、公社が指定するもの）

二　その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が二以上ある場合において、これらのうちの一部の交換設備の所在場所が一の電話加入区域内にあり、他の交換設備の所在場所が電話加入区域外の地域にあるときは、その一部の交換設備の所在場所のある電話加入区域内の電話取扱局（二以上あるときは、公社が指定するもの）

三　その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が二以上ある場合において、これらのうちのいずれか一の所在場所と他の一の所在場所とがそれぞれ異なる電話加入区域内にあるときは、これらのすべての交換設備のうち、その所在場所がいずれかの電話加入区域内にあるものにつき、その契約の締結の申込みをした者が選定した一の交換設備の所在場所のある電話加入区域内の電話取扱局（二以上あるときは、公社が指定するもの）

四　その他の場合には、公社が指定する電話取扱局

5　前項第一号から第三号までの場合において、当該各号の規定により定まる電話取扱局が当該接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備のある都道府県の区域（北海道にあつては、郵政省令でその区域を分けて定める区域。以下第五十四条の五までにおいて同じ。）以外の都道府県の区域内にあるとき、その他郵政省令で定める特別の事由があるときは、当該接続通話契約に係る有線放送電話接続回線を収容すべき電話取扱局は、同項の規定にかかわらず、公社が、郵政大臣の認可を受けて定める基準に基づいて指定する。

（接続通話契約の解除等）

第五十四条の四　公社は、公社と接続通話契約を締結した者（以下「接続通話契約者」という。）が有線放送電話業者でなくなつたときは、当該接続通話契約を解除するものとする。

2　第四十二条の規定は、接続通話契約を締結した有線放送電話業者について準用する。

（有線放送電話接続通話の種類）

第五十四条の五　接続通話契約に係る有線放送電話設備（以下「接続有線放送電話設備」という。）による当該有線放送電話接続回線を通ずる通話（以下「有線放送電話接続通話」という。）は、公社が定めるものを除き、第一種接続通話契約に係るものにあつては第一号に掲げる通話、第二種接続通話契約に係るものにあつては次の各号に掲げる通話に限るものとする。

一　市内接続通話　一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する普通加入区域内にある電話取扱局に収容されている電話（その交換に関する事務が電話取扱局によつて行なわれる電話をいう。以下この条において同じ。）又はその普通加入区域内にある電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話

二　市外接続通話　一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局（郵政省令で定める基準に該当するものに限る。）に収容されている電話又はこれらの電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話（前号に掲げるものを除く。）

（有線放送電話接続通話についての準用規定）

第五十四条の六　第四十七条の規定は、市外接続通話の種類について、第四十八条から第五十条までの規定は、市外接続通話の接続の順序について、それぞれ、準用する。

2　第四十八条の規定は、市外通話に係る第四十七条第一項各号の種類の通話と市外接続通話に係る前項において準用する同条第一項の当該各号の種類の通話との間の接続の順序について、第四十九条及び第五十条の規定は、これらの各条に規定する特別の事項を内容とする市外通話又は市外接続通話と当該事項を内容としない市外接続通話又は市外通話との間の接続の順序について、それぞれ、準用する。

（接続有線放送電話設備に係る交換の取扱い）

第五十四条の七　公社は、接続有線放送電話設備の交換設備による有線放送電話接続通話に係る交換

の事務の円滑化を図り、公衆電気通信業務の適正な運営に資するため、接続通話契約者に対し、その交換の取扱方法について必要な助言又は指導を行なうように努めるものとする。

（接続有線放送電話設備の保存等）

第五十五条　接続通話契約者は、当該接続有線放送電話設備が当該接続通話契約の種類につき定められた第五十四条の三第三項第二号の技術基準に適合するように保存しなければならない。

2　接続有線放送電話設備の保存は、その設備が前項の技術基準に適合し、かつ、公衆電気通信業務に支障を及ぼすのを防止するために必要な限度において郵政省令で定めるところにより公社が定める準則に従つて行なわなければならない。

3　接続通話契約者は、当該接続有線放送電話設備を変更したときは、郵政省令で定めるところにより、公社の検査を受け、その変更後の設備が第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、有線放送電話接続通話の請求をしてはならない。ただし、その変更が郵政省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

第五十六条中「前三章」を「前四章」に改める。

第七十五条中「地域団体加入電話に関する料金」の下に「、共同して接続通話契約を締結した者が支払うべき接続通話契約に係る料金」を加える。

第七十七条中「第四十三条の五」の下に「、第五十四条の四第二項」を、「地域団体加入電話の通話」の下に「、有線放送電話接続通話」を加える。

第七十八条第一項第四号中「又は加入組合の組合員」を「、加入組合の組合員又は接続通話契約者」に、「又は地域団体加入電話」を「、地域団体加入電話又は接続有線放送電話設備」に、「又は地域団体加入契約」を「、地域団体加入契約又は接続通話契約」に改め、「電話使用料」の下に「又は有線放送電話接続通話に係る有線放送電話接続回線等使用料（加入電話における電話使用料に相当するものとして公社が郵政大臣の認可を受けて定めるものをいう。以下第百九条第一項第三号において同じ。）」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同項第五号中「又は加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）」を「、加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）又は接続通話契約者」に、「又は地域団体加入電話による市内通話」を「若しくは地域団体加入電話による市内通話又は度数料金局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備による市内接続通話」に改め、「その市内通話」の下に「又は市内接続通話」を加え、同項第六号中「第四十七条第一項第四号」の下に「（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「第四十七条第三項（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」に、「同条第一項第四号」を「第四十七条第一項第四号（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第八号中「又は加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）」を「、加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）又は接続通話契約者」に改め、「第四十七条第一項第五号」の下に「（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第三項」を「第四十七条第三項（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」に、「同条第一項第五号」を「第四十七条第一項第五号（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第九号中「又は加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）」を「、加入組合の組合員（加入組合の業務執行者を含む。）又は接続通話契約者」に改める。

第百五条の二中「加入組合」の下に「、接続通話契約者」を、「加入契約」の下に「、接続通話契約」を、「電話機」の下に「、組合交換設備、接続有線放送電話設備の交換設備」を加える。

第百九条第一項各号列記以外の部分中「電話の通話」を「通話」に改め、同項第三号中「又は加入組合の組合員」を「、加入組合の組合員又は接続通話契約者」に、「又は地域団体加入電話」を「、地域団体加入電話又は接続有線放送電話設備」に改め、「電話使用料」の下に「又は有線放送電話接続回線等使用料」を、「定額料金制による加入電話」の下に「若しくは地域団体加入電話又は定額料金局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備」を加え、同項第四号中「第四十七条第一項第四号」の下に「（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「第四十七条第一項第四号（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十条」の下に「（これらの規定を第五十四条の六において準用する場合を含む。）」を、「市外通話」の下に「又は市外接続通話」を加え、同項第五号中「第四十七条第一項第五号」の下に「（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「第四十七条第一項第五号（第五十四条の六第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十条」の下に「（これらの規定を第五十四条の六において準用する場合を含む。）」を、「市外通話」の下に「又は市外接続通話」を加える。

（有線電気通信法の一部改正）

第二条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　二人以上の者が、共同して一の業務区域につき有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第三条の許可を受け、その許可に係る有線放送電話業務（同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）の用に供する設備を設置するとき。

第九条の二第一項中「（昭和三十二年法律第百五十二号）」及び「（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、公衆電気通信法第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約を締結した場合において、その契約に基づいてするときは、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に、公衆電気通信法（以下「公衆法」という。）第十二条の二の規定により日本電信電話公社（以下「公社」という。）が試行的に提供する有線放送接続電話試行役務（有線放送接続電話試験実施のための契約約款（昭和三十六年日本電信電話公社公示第百十四号）に基づき提供される試行役務をいう。）の提供を受ける契約（以下「試行契約」という。）を公社と締結している者は、この法律の施行の時において、当該試行契約に代えて、公社と第二種接続通話契約（改正後の公衆法第五十四条の三第二項の第二種接続通話契約をいう。）を締結したものとみなす。

3　前項の規定により公社と締結したものとみなされる第二種接続通話契約でこれに係る従前の試行契約が昭和三十八年四月三十日までに締結されたものに

ついては、その接続通話契約に係る有線放送電話設備（改正後の公衆法第五十四条の三第一項の有線放送電話設備をいう。）による有線放送電話接続回線（同項の有線放送電話接続回線をいう。以下同じ。）を通ずる通話の範囲は、改正後の公衆法第五十四条の五の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して三年間は、なお、この法律の施行の際に効力を有していた前項の契約約款の相当規定の例によるものとする。この場合における公衆法の規定の適用については、同条第一号の市内接続通話たる通話以外の通話（有線放送電話接続回線を通ずる通話に限る。）は、これを市外接続通話とする。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百四十一号（昭三八・七・一二）

◎港則法の一部を改正する法律

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項を削る。

第十八条中「汽船及び帆船」を「雑種船以外の船舶」に改め、同条に次の二項を加える。

2　総トン数が五百トンをこえない範囲内において命令の定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの（以下この条において「小型船」という。）は、命令の定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3　小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、命令の定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第十九条中「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

運輸大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条件により第十四条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、命令で当該港における航法に関して特別の定めをすることができる。

第三十六条の次に次の二条を加える。

（喫煙等の制限）

第三十六条の二　何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の附近で喫煙し、又は火気を取り扱つてはならない。

2　港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火気の取扱いを制限し、又は禁止することができる。

（船舶交通の制限等）

第三十六条の三　特定港内の命令の定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行なう信号に従わなければならない。

2　総トン数が命令の定めるトン数以上である船舶は、前項の水路を航行しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に当該水路を航行する予定時刻を通報しなければならない。

3　第一項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、命令で定める。

第三十七条の見出しを削り、同条に次の一項を加える。

3　港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。

第三十七条の二中「第三十六条第二項」の下に「、第三十六条の二第二項、第三十六条の三」を加える。

第三十九条第三号中「又は第十三条」を「、第十三条又は第三十六条の三第一項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）」に改め、同条第四号中「第三十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　第三十六条の二第二項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、これを三万円以下の罰金に処する。

別表中「神戸」を「神戸　姫路」に、「今治」を「今治　松山」に改め、「住ノ江」及び「口之津」を削る。

附　則

この法律は、昭和三十八年八月一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百四十二号（昭三八・七・一三）

◎政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

本則ただし書を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条ただし書を削る。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百四十三号（昭三八・七・一五）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条の二―第五十三条の六」を「第五十三条の二」に、「第五十七条」を「第五十七条の三」に、「第五章の二　未開発炭田の開発（第六十八条の二―第六十八条の十五）」を「第五章の二　未開発炭田の開発（第六十八条の二―第六十八条の八）　第五章の三　鉱区の調整（第六十八条の九―第六十八条の十五）」に改め、「第六章の二　石炭鉱区調整協議会（第七十六条の二―第七十六条の六）」を削り、「第八十三条」を「第八十三条の二」に改める。

第一条中「促進することにより、石炭鉱業の合理化」を「促進すること等により、石炭鉱業の合理化及び安定」に改める。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二　石炭坑の近代化に関する事項

第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　石炭鉱業の整備に関する事項

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　石炭鉱業合理化実施計画のうち前項第三号に掲げる事項に係る部分（以下「整備計画」という。）は、地域別に定めるものとする。

第四条の次に次の一条を加える。

（再就職計画）

第四条の二　労働大臣は、毎年、前条第一項の規定により通商産業大臣が意見をきくに際し石炭鉱業審議会の意見をきいて、整備計画の実施に伴い離職を余儀なくされる鉱山労働者の再就職に関する計画（以下「再就職計画」という。）を定めなければならない。

2　第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　労働大臣は、前項の規定により通商産業大臣が第四条第二項第三号に掲げる事項について石炭鉱業合理化実施計画を変更する場合において必要があるときは、前項の規定により通商産業大臣が意見をきくに際し石炭鉱業審議会の意見をきいて、雇用事情の著しい変動がある場合において整備計画の円滑な実施を図るため特に必要があるときは、石炭鉱業審議会の意見をきいて、再就職計画を変更しなければならない。

第九条の二第三項中「第二十六条の三第一項各号」を「第二十六条の二第一項各号」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二十五条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け

第二十六条第二項に次の一号を加える。

十三　前条第一項第十二号の二に規定する資金の貸付け及び償還の方法

第二十六条の二を削る。

第二十六条の三第一項第一号中「整備資金保証業務」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同項第二号中「運賃保証業務」を「第二十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において」を「通商産業省令で定めるところにより、」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第三十六条の十二を次のように改める。

第三十六条の十二　削除

第三十六条の十四中「第二十六条の三第一項第一号」を「第二十六条の二第一項第一号」に改める。

第三十六条の二十二の次に次の一条を加える。

（再建資金の貸付け）

第三十六条の二十三　第二十五条第一項第十二号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を再建するために必要な資金（設備資金を除く。）について行なうものとする。

2　前項の貸付けは、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいて、その貸付けを行なうことが石炭鉱業の合理化の円滑な実施を図るため必要と認めた場合に限り、行なうものとする。

第五十三条の二第三号中「第二十七条第三項」を「第二十六条の二第二項、第二十七条第三項」に改め、「第三十六条の二十一」の下に「、第三十六条の二十三第一項」を加える。

第五十三条の三から第五十三条の六までを削る。

第四章中第五十七条の次に次の二条を加える。

（請負夫の使用の承認）

第五十七条の二　鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者（以下「請負夫」という。）を従事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

（承認の基準）

第五十七条の三　通商産業大臣は、前条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間をこえず、かつ、その申請に係る作業に請負夫を従事させることにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同条の承認をしなければならない。

第五十八条の前の見出し中「標準額」を「基準額」に改め、同条第一項中「生産費を基準とし」を「生産費」に、「参酌して」を「考慮して」に、「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に、「標準額」を「基準額」に改め、同条第二項中「標準額」を「基準額」に改める。

第五十九条第一項中「石炭の生産費又は」を削り、「標準額（以下「標準炭価」という。）」を「基準額（以下「基準炭価」という。）」に改める。

第六十条の前の見出しを「（販売価格に関する勧告）」に改め、同条第一項を次のように改める。

　通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者の石炭の販売価格が基準炭価をこえていることにより、石炭の販売価格が基準炭価をこえ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあると認めるときは、その鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者に対し、石炭を販売するに当たつては基準炭価によるべきことを勧告することができる。

第六十一条第一項を次のように改める。

　通商業業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者の石炭の販売価格が石炭の平均生産費を下り、かつ、基準炭価を下つていることにより、石炭の販売価格が基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重

大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その鉱業権者若しくは租鉱権者又は販売業者に対し、石炭を販売するに当たつては基準炭価によるべきことを勧告することができる。

第六十二条第一項中「失した場合において、石炭の販売価格が標準炭価を著しく下り」を「失し、かつ、石炭の販売価格がその平均生産費を下つている場合において、石炭の販売価格が基準炭価を下り」に改める。

第六十三条第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、前条第一項の場合において、石炭の販売価格が基準炭価を下り、鉱業権者及び租鉱権者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあるため、石炭鉱業合理化基本計画の実施に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をするとともに、販売価格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

第六十八条の十四及び第六十八条の十五を削り、第六十八条の十三中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の十三第一項」に改め、同条を第六十八条の十五とし、第六十八条の十二を第六十八条の十四とし、第六十八条の十一第二項中「石炭鉱区調整協議会」を「石炭鉱業審議会」に改め、同条を第六十八条の十三とし、第六十八条の十中「第六十八条の八第一項」を「第六十八条の十第一項」に、「第六十八条の十二第二項」を「第六十八条の十四第二項」に、「第六十八条の十三第二項」を「第六十八条の十五第二項」に改め、同条を第六十八条の十二とし、第六十八条の九を第六十八条の十一とし、第六十八条の八を第六十八条の十とし、第六十八条の七中「指定地域内の」を削り、同条を第六十八条の九とし、同条の前に次の章名を附する。

第五章の三　鉱区の調整

第五章の二中第六十八条の六の次に次の二条を加える。

（事業計画）

第六十八条の七　前条第三項において準用する第三条第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘鉱区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

一　工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二　前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産能率及び生産費の見込み

三　その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八　通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第七十条中「合理化」の下に「及び安定」を加える。

第七十一条第一項中「四十人」を「四十五人」に改める。

第六章の二を削る。

第八十三条中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の十三第一項」に改める。

第七章中第八十三条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第八十三条の二　この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

第八十四条に次の一号を加える。

三　第五十七条の二の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けたところによらないで請負夫を作業に従事させた者

第八十六条第一号中「第六十八条の十四第一項」を「第六十八条の七第一項」に改める。

附則第二条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二第二号中「交付」の下に「、雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け」を加え、「及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け」を「、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け」に、「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改め、同条第三号を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に第五十七条の二に規定する作業に請負夫を従事させている鉱業権者又は租鉱権者が引き続き当該請負夫を従事させる場合には、この法律の施行の日から六月間は、同条の規定は、適用しない。その者がその期間内に当該作業に当該請負夫を従事させることについて同条の承認の申請をした場合において、承認又は承認の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表石炭鉱業審議会の項中「合理化」の下に「及び安定」を加え、同表中石炭鉱区調整協議会の項を削る。

4　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を削る。

（大蔵・通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百四十四号（昭三八・七・一五）

◎電力用炭代金精算株式会社法

（会社の目的）

第一条　電力用炭代金精算株式会社は、電力用炭の価格の安定に資するためその代金の受渡しに関する事業を行ない、あわせて石炭の流通の合理化に資する事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条　電力用炭代金精算株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2　政府は、一億円を限り、会社に対して出資することができる。

3　会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

第三条　会社以外の者は、その商号中に電力用炭代金精算株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役の人数）

第四条　会社の取締役は、五人以内、監査役は、二人

以内とする。

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第五条　会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）

第六条　会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第七条　会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一　電気事業者であつて政令で定めるもの（以下「電気事業者」という。）が購入した発電の用に供する石炭（以下「電力用炭」という。）の代金の受渡しに関する事業

二　石炭の銘柄の整理及び輸送の共同化についての調査、あつせんその他の事業

三　石炭の販売業者、石炭の購入者その他の関係者から委託を受けて行なう石炭を輸送する船舶の配船の調整

四　他の者から委託又は貸付けを受けて行なう石炭の流通の合理化に必要な設備の管理及び運営

五　前各号の事業に附帯する事業

（事業に関する規程）

第八条　会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

（事業計画等）

第九条　会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第十条　会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債及び借入金）

第十一条　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第十二条　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十三条　会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（電力用炭の代金の受渡しに係る制限）

第十四条　電気事業者（その者が購入した電力用炭の代金に係る債務の引受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）は、石炭の販売業者（その者が販売した電力用炭の代金に係る債権の譲受人その他の承継人を含む。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に対し、電力用炭の代金に係る債務を弁済し、又は当該債務につき相殺の意思表示をする場合には、会社に対してしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　石炭の販売業者は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済を受領する場合には、前項ただし書に規定する場合を除き、会社にこれをさせなければならない。

3　電気事業者が会社に対し第一項に規定する行為をしたときは、その行為は、石炭の販売業者に対してしたものとみなす。

（電力用炭の代金の受渡手続等）

第十五条　会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務の弁済の申出を受けたときは、遅滞なく、これを受領し、かつ、その受領した金銭その他の物を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に引き渡さなければならない。

2　会社は、電気事業者から電力用炭の代金に係る債務につき相殺の意思表示を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該電力用炭の販売に係る石炭の販売業者に通知しなければならない。

（民法の準用）

第十六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四十四条から第六百四十七条まで（受任者の注意義務等）の規定は、石炭の販売業者のため前条に規定する行為をする会社に準用する。

（電力用炭の代金債権を消滅させる場合等の届出）

第十七条　石炭の販売業者は、更改、代物弁済その他第十四条第二項に規定する事由以外の事由によつて電力用炭の代金に係る債権を消滅させようとする場合、電力用炭の販売に関し電気事業者に割戻金を支払おうとする場合その他通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、会社に届け出なければならない。

（電力用炭の販売に関する契約書等の送付）

第十八条　石炭の販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、電力用炭の販売に関する契約書の写しその他の書類を会社に送付しなければならない。

（通商産業大臣に対する報告）

第十九条　会社は、第七条第一号に掲げる事業を行なうに当たり、電力用炭の販売価格が、その品位に応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第五十八条第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して通商産業大臣が電力用炭につき定めた品位別の価格と異なつていることを知つたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

（帳簿の記載）

第二十条　会社は、帳簿を備え、第七条第一号に掲げる事業に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

（監督）

第二十一条　会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第二十二条　通商産業大臣は、第二条第三項、第八条第一項、第九条から第十一条まで、又は第十二条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第二十三条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身

分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（手数料）

第二十四条　電気事業者に電力用炭を販売した石炭の販売業者は、会社に対し、第七条第一号に掲げる事業の執行に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、当該電力用炭につき政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2　前項の政令で定める手数料の額は、当該電力用炭の数量一トンにつき三円をこえてはならない。

（罰則）

第二十五条　会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十六条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、債務を弁済し、若しくは相殺の意思表示をし、又は債務の弁済を受領したとき。

二　第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条　第十八条の規定に違反して、同条に規定する書類を送付せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二　第八条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。

三　第九条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

四　第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

五　第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

六　第十三条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

七　第二十条の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八　第二十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十二条　第三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条から第二十条まで（これらの規定に係る罰則を含む。）及び第二十四条の規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃止）

2　この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

（会社の設立）

3　通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

4　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

5　通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

6　設立委員は、附則第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

7　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

8　商法第百六十七条、第百八十一条及び第百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（登録税の免除）

9　この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

（商号についての経過規定）

10　第三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に電力用炭代金精算株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（事業計画等についての経過規定）

11　会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百四十五号（昭三八・七・一五）

◎石炭鉱業経理規制臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、石炭鉱業の合理化の円滑な実施に資するため、石炭鉱業を営む会社の経理の適正化を図ることを目的とする。

（指定会社）

第二条　通商産業大臣は、この法律の施行の日から二月以内に、石炭鉱業を営む会社がこの法律の施行の日現在において次の各号に該当するときは、その会社を指定しなければならない。

一　石炭鉱業合理化事業団から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開発銀行から借り入れた石炭鉱業に関する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額をこえていること。

二　前一年間に掘採した石炭の数量が十五万トン以上において政令で定める数量をこえていること。

2　通商産業大臣は、昭和三十九年以後毎年二月末日までに、石炭鉱業を営む会社（前項又はこの項の規定による指定を受けている会社（以下「指定会社」という。）を除く。）が毎年一月一日現在において前項各号に該当するときは、その会社を指定し、指定会社が同日現在において同項各号に該当しないときは、同項又はこの項の規定による指定を取り消さなければならない。

（利益金の処分）

第三条　指定会社の利益金の処分に関する決議（前条の規定による指定を受けた日の属する営業年度以後の営業年度に係るものに限る。）は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後に行なうものであること。

二　石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（事業計画及び資金計画の届出）

第四条　指定会社は、第二条の規定による指定を受けた日の属する営業年度の翌営業年度以後の毎営業年度の開始の日から起算して一月を経過する日までに、その営業年度の事業計画及び資金計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。

2　指定会社は、前項の事業計画又は資金計画を変更したとき（通商産業省令で定める事項を変更したときに限る。）は、その変更の日から一月以内に、変更後の事業計画又は資金計画を通商産業大臣に届け出なければならない。

（勧告）

第五条　通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた場合において、その事業計画又は資金計画（前条第二項の規定による届出の場合にあつては、変更後の事業計画又は資金計画）が石炭鉱業の合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定会社に対し、これらの計画の改善に関する勧告をすることができる。

（監査）

第六条　通商産業大臣は、毎年、指定会社の業務及び経理の監査をしなければならない。

（監査の実施）

第七条　通商産業大臣は、前条の規定による監査を行なうため必要があると認めるときは、当該指定会社からその業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に当該指定会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九条　指定会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その指定会社の業務又は経理に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定会社に対して同条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百四十六号（昭三八・七・一五）

◎石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二年」を「三年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百四十七号（昭三八・七・一五）

◎中小企業指導法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　中小企業指導事業（第三条―第七条）
第三章　日本中小企業指導センター
第一節　総則（第八条―第十四条）
第二節　役員等（第十五条―第二十五条）
第三節　業務（第二十六条・第二十七条）
第四節　財務及び会計（第二十八条―第三十五条）
第五節　監督（第三十六条・第三十七条）
第六節　雑則（第三十八条・第三十九条）
第七節　罰則（第四十条―第四十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図り、もつて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの

第二章　中小企業指導事業

（中小企業指導計画）

第三条　通商産業大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び日本中小企業指導センターが行なうもの（以下「中小企業指導事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一　中小企業者の依頼に応じて、その経営管理に関し、経営の診断又は指導を行なう事業

二　中小企業者の依頼に応じて、技術指導を行なう事業又はそのために必要な試験研究を行なう事業

三　中小企業の経営管理又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行なう事業

四　中小企業指導担当者（国又は都道府県が行なう第一号又は第二号に掲げる事業において、経営の診断若しくは指導又は技術指導を担当する者をいう。以下同じ。）を養成し、又は中小企業指導担当者に対して研修を行なう事業

五　前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断若しくは指導又は技術指導に関連する事業

2　通商産業大臣は、前項の計画を定めるにあたつては、国、都道府県及び日本中小企業指導センターが行なう事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業の経営管理又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業指導事業が行なわれるように配慮しなければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四条　都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、同条第一項の計画に基づき、当該都道府県が行なう中小企業指導事業の実施に関する計画を定め、これを通商産業大臣に届け出るものとする。

2　都道府県知事は、前項の計画を定めるにあたつては、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営管理又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業指導事業が行なわれるように配慮しなければならない。

（通商産業大臣の助言）

第五条　通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の計画の作成及びこれに基づく中小企業指導事業の実施に関し助言をすることができる。

（基準の作成等）

第六条　通商産業大臣は、中小企業指導事業の効率的な実施に資するため、中小企業近代化審議会の意見をきいて、通商産業省令で、経営の診断若しくは指導又は技術指導の方法、経営の診断を担当する者の資格その他の事項について、中小企業指導事業の実施に関する基準を定めるものとする。

2　通商産業大臣は、登録簿を備え、中小企業指導事業において経営の診断を担当する者であつて、前項の通商産業省令で定める資格を有するものに関する事項を登録する。

3　前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、通商産業省令で定める。

（国の補助）

第七条　国は、第四条第一項の規定による届出があつた計画が第三条第一項の計画に適合している場合において、都道府県が当該届出に係る計画に基づいて中小企業指導事業を行なうときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することができる。

第三章　日本中小企業指導センター

第一節　総則

（目的）

第八条　日本中小企業指導センター（以下「指導センター」という。）は、第三条第一項の計画において指導センターが行なうべきものと定められた事業を行なうこと等により、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第九条　指導センターは、法人とする。

（事務所）

第十条　指導センターは、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第十一条　指導センターの資本金は、五千万円とし、政府がその全額を出資する。

（登記）

第十二条　指導センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項

は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十三条　指導センターでない者は、日本中小企業指導センターという名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十四条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、指導センターに準用する。

第二節　役員等

（役員）

第十五条　指導センターに、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十六条　理事長は、指導センターを代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して指導センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、指導センターの業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第十七条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、四年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十八条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十九条　通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第二十条　通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第二十一条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十二条　指導センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が指導センターを代表する。

（評議員会）

第二十三条　指導センターに、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、指導センターの業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、評議員二十人以上で組織する。

5　評議員は、都道府県知事及び中小企業の経営管理又は技術に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6　評議員の任期は、二年とする。

7　評議員は、再任されることができる。

（職員の任命）

第二十四条　指導センターの職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第二十五条　指導センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第二十六条　指導センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　中小企業指導担当者を養成し、又は中小企業指導担当者に対して研修を行なうこと。

二　役員又は職員を派遣して、都道府県が行なう中小企業指導事業の改善向上のため必要な協力を行なうこと。

三　中小企業の経営管理又は技術に関する調査及び研究を行なうこと。

四　中小企業の経営管理又は技術に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五　中小企業の経営管理又は技術に関する指導を行なう団体との提携又は連絡を行なうこと。

六　中小企業の経営管理の合理化又は技術の向上に関する業務であつて、行政庁から委託を受けたもの

七　前各号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第二十七条　指導センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節　財産及び会計

（事業年度）

第二十八条　指導センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十九条　指導センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第三十条　指導センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　指導センターは、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十一条　指導センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　指導センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額

は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第三十二条　指導センターは、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十三条　指導センターは、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行への預金又は郵便貯金

四　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十四条　指導センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第三十五条　この法律に規定するもののほか、指導センターの財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第三十六条　指導センターは、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指導センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十七条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指導センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指導センターの事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　雑則

（解散）

第三十八条　指導センターの解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十七条第一項、第二十九条又は第三十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第二十七条第二項又は第三十五条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第三十条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

四　第三十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七節　罰則

第四十条　第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指導センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指導センターの役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十六条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十二条　第十三条の規定に違反して日本中小企業指導センターという名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（指導センターの設立）

第二条　通商産業大臣は、指導センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、指導センターの成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、指導センターの設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、指導センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　指導センターは、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（財団法人日本中小企業指導センターからの引継ぎ）

第六条　昭和三十七年六月二十七日に設立された財団法人日本中小企業指導センター（以下この条において「財団法人日本中小企業指導センター」という。）は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、指導センターにおいてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があつたときは、財団法人日本中小企業指導センターの一切の権利及び義務は、指導センターの成立の時において指導センターに承継されるものとし、財団法人日本中小企業指導センターは、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　指導センターは、前項の規定により財団法人日本中小企業指導センターの権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除

した残額に相当する金額は、第三十一条第一項の規定による積立金と区別して、積み立てなければならない。

5　第三項の規定により財団法人日本中小企業指導センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）

第七条　この法律の施行の際現に日本中小企業指導センターという名称を用いている者については、第十三条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条　指導センターの最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第九条　指導センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「指導センターの成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「、日本中小企業指導センター」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に「、中小企業指導法」を加え、同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「、日本中小企業指導センター」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ六　日本中小企業指導センターノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「及び地方競馬全国協会」を「、地方競馬全国協会及び日本中小企業指導センター」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を「、日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本中央競馬会」を「、日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「中小企業信用保険公庫」の下に「、日本中小企業指導センター」を加える。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十六条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）の施行に関すること。

（企業合理化促進法の一部改正）

第十七条　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第六章を次のように改める。

第六章　削除

第十二条及び第十三条　削除

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・自治大臣署名）

◆

法律第百四十八号（昭三八・七・一五）

◎積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（建設大臣である道路管理者を除く。）」を削る。

第五条第一項中「第六条」を「次条及び第六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（費用の負担割合の特例）

第五条の二　建設大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道（以下「指定区間内の一級国道」という。）についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する国の負担金の割合は、同法（第八十八条を除く。）の規定にかかわらず、三分の二とする。

第六条中「道路管理者が」を「道路管理者（建設大臣である道路管理者を除く。）が」に改め、「道路法第十二条の二第一項に規定する」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第五条の二の規定は、昭和三十八年度の予算に係る国の負担金から適用する。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百四十九号（昭三八・七・一五）

◎道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三項及び第四項中「けん引し」を「牽引し」に改め、同条第七項中「又は「軽車両運送事業者」」及び「又は軽車両運送事業者」を削る。

第三条中「及び特殊自動車」を「、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改める。

第四条中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加える。

第五条第二項中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第十二条第一項中「記載されている」の下に「型式、」を加える。

第十四条第二項前段中「の謄本」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「自動車登録原簿に第九条の規定に準じて、」を「当該自動車登録原簿に」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「の謄本」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「、第二項後段の規定による当該自動車登録原簿の表示をまつ消するとともに」を削り、同項を同条第八項とする。

第二十条第一項中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二十一条第一項中「、閉鎖した場合においては、その日から五年間」を削り、「場合においては、その日から十年間これを」を「場合は、その日から五年間」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

3　何人も、陸運局長に対し、第百二条に定める手数料のほか郵送料を納付して、新規登録用謄本以外の自動車登録原簿の謄本又は自動車登録原簿の抄本の送付を請求することができる。

第二十五条に次の二項を加える。

2　前項の指定には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

3　前項の条件又は期限は、第一項の規定により指定を受けた者（以下「自動車登録番号標交付代行者」という。）が行なう自動車登録番号標の交付が適切に行なわれるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該自動車登録番号標交付代行者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六条第一項中「前条の規定により指定を受けた者（以下「自動車登録番号標交付代行者」という。）」を「自動車登録番号標交付代行者」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（遵守事項）

第二十八条の二　この法律に規定するもののほか、自動車登録番号標の管理の方法、事業場に掲示すべき事項その他自動車登録番号標の適正な交付の確保のために自動車登録番号標交付代行者の遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

2　運輸大臣は、自動車登録番号標交付代行者が前項の運輸省令で定める事項を遵守していないため自動車登録番号標の適正な交付が確保されていないと認めるときは、当該自動車登録番号標交付代行者に対し、自動車登録番号標の管理の方法の改善その他の是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　車輪にかかる荷重

第四十一条第十二号中「煤煙」を「ばい煙」に改め、同条第十三号中「燈火装置」の下に「及び反射器」を加える。

第四十四条中第八号を第十一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　方向指示器

十　後写鏡

第四十四条中第六号を第七号とし、同条第五号中「前照燈」の下に「、番号燈、尾燈、制動燈」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

（定期点検整備）

第四十八条　自動車（小型特殊自動車を除く。以下この条及び次条において同じ。）の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車にあつては一月ごとに、その他の自動車にあつては六月ごとに、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

2　自動車の使用者は、前項の点検を行なつた結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあると認めるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

（定期点検整備記録簿）

第四十九条　自動車の使用者は、当該自動車について、前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を定期点検整備記録簿に記載しなければならない。

一　点検の年月日

二　点検の結果

三　整備の概要

四　整備を完了した年月日

2　前項の場合において、第七十八条の自動車分解整備事業者が分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取りはずして行なう自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。）の工事をしたときは、当該自動車分解整備事業者の交付する第九十一条第二項の分解整備記録簿の写しをもつて定期点検整備記録簿の当該事項の記載に代えることができる。

3　定期点検整備記録簿は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第五十条第一項中「自動車運送事業者にあつては」を「自動車運送事業者又は乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車の使用者は」に改める。

第五十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の指定する自動車整備士の養成施設の課程を修了した者その他一定の資格を有する者に対して、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

第五十八条中「軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加える。

第五十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　陸運局長は、前条の検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る第四十九条の定期点検整備記録簿の呈示を求めることができる。

第六十条中「適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する」を「適合する」に改め、同条第七号及び第十五号中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同条第十六号中「被けん引自動車」を「被牽引自動車」に、「けん引自動車」を「牽引自動車」に改める。

第六十一条第二項中「第六十三条第三項」の下に「（第六十四条第二項及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十二条第一項中「適合し、且つ、申請者が当該自動車を使用する権利を有する」を「適合する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第五十九条第二項の規定は、第一項の検査について準用する。

第六十三条第一項中「自動車の使用者」を「自動車（軽自動車を含む。以下第三項までにおいて同じ。）の使用者」に改め、同条第三項中「適合し、且つ、呈示をした者が当該自動車を使用する権利を有すると認めるときは、」を「適合すると認めるときは、軽自動車にあつてはその旨を証明し、その他の自動車にあつては」に改め、同条第四項中「前条第二項の規定は、前項」を「第五十九条第二項及び前条第二項の規定は、前項の検査及び同項」に改める。

第六十五条第二項中「自動車」の下に「（軽自動車を含む。）」を加え、同条第三項中「自動車の」を「自動車（軽自動車を含む。）につき、軽自動車にあつては保安基準に適合する旨の証明、その他の自動車にあつては」に改める。

第六十七条第二項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式を変更したとき。

第六十七条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三　燃料の種類を変更したとき。

第七十一条第五項中「第六十三条第三項」の下に「（第六十四条第二項及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十二条及び第七十四条第一項中「自動車の検査」を「自動車（軽自動車を含む。）の検査」に改める。

第七十七条中「軽自動車以外の自動車」を「自動車（小型特殊自動車及び二輪の軽自動車を除く。）」に改め、同条第一号中「電気自動車（電動機を原動機とする自動車をいう。以下同じ。）以外の」を削り、「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改め、同条第二号中「電気自動車以外の小型自動車」を「小型自動車及び三輪以上の軽自動車」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　軽自動車分解整備事業（三輪以上の軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）

第九十条中「当該自動車」の下に「の分解整備に係る部分」を加える。

第九十一条第一項第一号中「第六十条後段」の下に「又は第九十七条の三第一項」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者の請求があつたときは、前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。

第九十四条の六第一項第一号中「第六十条後段」の下に「又は第九十七条の三第一項」を加える。

第九十七条第四項中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

第九十七条の二第一項中「当該地方公共団体の長の書面を提出し」を「に足る書面を呈示し」に改め、同条第二項中「提出」を「呈示」に改める。

第九十七条の三第二項に後段として次のように加える。

この場合において、「その後面の見易い位置」とあるのは、「運輸省令で定める位置」と読み替えるものとする。

第九十七条の三に次の一項を加える。

3　前項において準用する第七十三条第一項の規定により軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、運輸省令で定める。

第百九条第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同条第五号中「第三十二条」を「第二十八条の二第二項又は第三十二条」に改める。

第百十条第一号及び第四号中「、第四十九条」を削り、同条第五号中「及び第七十六条」を「、第七十六条及び第九十七条の三第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行前に改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により申請された登録換えについては、なお従前の例による。

2　前項の規定により閉鎖した自動車登録原簿は、その閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

3　この法律の施行前に旧法第十四条第七項の規定により閉鎖した自動車登録原簿の保存については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車を使用する者であつて第五十条第一項の規定の改正により新たに五両以上九両以下の自動車の使用の本拠につき整備管理者を選任しなければならなくなつたものは、この法律の施行の日から一年間は、改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第五十一条第一項各号の一に該当しない者を当該使用の本拠における整備管理者に選任することができる。

第四条　この法律の施行前にした旧法の規定による自動車分解整備事業の認証は、運輸省令で定めるところにより、新法の規定に基づいてしたものとみなす。その認証の申請についても、同様とする。

2　この法律の施行の際現に軽自動車分解整備事業に相当する事業を経営している者は、新法第七十八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、軽自動車分解整備事業の認証を受けたものとみなす。その者が、その期間内に新法第七十八条第一項の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

3　前項の規定により軽自動車分解整備事業の認証を受けた者とみなされたものは、この法律の施行の日から一年間は、新法第八十六条第一項各号の一に該当しない者を検査主任者に選任することができる。

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鉄道抵当法の一部改正）

第六条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第三号中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加える。

（工場抵当法の一部改正）

第七条　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加える。

（自動車抵当法の一部改正）

第八条　自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特殊自動車」を「大型特殊自動車」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第九条　道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加える。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正）

第十条　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び二輪の軽自動車」を「、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車」に改める。

（内閣総理・法務・運輸大臣署名）

◆

法律第百五十号（昭三八・七・一六）

◎国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員」を削る。

第二十七条第三項中「一万二千円」を「一万三千二百円」に改める。

第五十八条中「一万八千円」を「二万一千六百円」に改める。

第六十一条第一項中「以下同じ。）のもの」を「以下同じ。）であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改める。

第六十二条中「一万二千円」を「一万五千六百円」に改める。

第六十三条第三項各号を次のように改める。

一　第三十九条第三項第一号から第五号まで又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　義務教育終了前の子でなくなつたとき。ただし、妻が受給権を取得した時から引き続き別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときを除く。

三　別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が義務教育終了前であるときを除く。

第六十四条の三第二項中「義務教育終了前であり」を「義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり」に改める。

第六十五条第六項中「十五万円」を「十八万円」に、「義務教育終了前のもの」を「義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改める。

第六十六条第一項及び第二項を次のように改める。

障害福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、同法第十一条の八、第十一条の九及び第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額を基準として政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

2　障害福祉年金は、受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である場合には、給与所得の収入金額六十万円につき同法第九条第一項の規定により計算した額以上であるとき、その他の場合には、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十六条第三項中「所得につき所得税法の規定により計算した同年分の所得税額が、前項の規定に基づく政令で定める金額」を「所得が、前項の規定に基づく政令で定める額」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十七条第一項中「又は所得税額」を削り、同条第二項第一号中「十五万円」を「十八万円」に、「義務教育終了前のもの」を「義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改め、同項第二号中「所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額がある」を「当該損害を受けた年の所得が、前条第一項の規定に基づく政令で定める額をこえる」に改め、同項第三号中「所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、前条第二項の規定に基づく政令で定める金額」を「当該損害を受けた年の所得が、前条第二項の規定に基づく政令で定める額」に改め、同条第三項中「例による」を「例により、前項第二号及び第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項から第三項までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による」に改める。

第七十九条の二第三項中「一万二千円」を「一万三千二百円」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第七十九条の四第一項中「義務教育終了前のもの」を「義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改める。

第八十二条第三項中「義務教育終了前のもの」を「義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの」に改める。

第八十三条第二項を削る。

附則第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　被保険者（第七条第一項又は附則第六条第一項の規定による被保険者を除く。）が、第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつたときは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2　前項の申出は、第七条第二項第一号に該当しなくなつた日から起算して三箇月以内に行なわなけ

ればならない。

3　第一項に規定する被保険者は、第七十八条第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたときは、被保険者の資格を喪失する。

4　第七十五条第三項から第五項まで及び前条第三項の規定は、第一項に規定する被保険者について準用する。この場合において、第七十五条第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは「昭和三十六年四月一日以降の通算対象期間を合算した期間」と読み替えるものとする。

附則第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三　第三十七条第一項又は第四十一条の二第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十一条第二項（第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその額の一部につき支給を停止されるべき場合において、停止されない部分の額が一万五千六百円（第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹が二人以上あるときは、一万五千六百円にその子、孫又は弟妹のうち一人を除いた子、孫又は弟妹一人につき四千八百円を加算した額とする。以下同じ。）未満であるときは、第四十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間、一万五千六百円に満たない額に相当する部分の支給の停止は、行なわない。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「者」の下に「又は二十歳未満で別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態若しくは内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある者」を加え、同条第三項中「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の下に「を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を加える。

第四条第二項第四号中「法律第九十六号」を「法律第百九十一号」に改め、同項第七号中「（母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた配偶者を含む。）」を削り、同項第八号中「配偶者」の下に「（別表に定める程度の廃疾の状態にある父を除く。）」を加える。

第五条中「八百円」を「千円」に、「千四百円」を「千七百円」に改める。

第九条第一項中「十五万円」を「十八万円」に改め、同条第二項を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条　手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年の所得が、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、同法第十一条の八、第十一条の九及び第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額を基準として政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条　母に対する手当は、その母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である場合には、給与所得の収入金額六十万円につき同法第九条第一項の規定により計算した額以上であるとき、その他の場合には、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十二条　養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である場合には、給与所得の収入金額六十万円につき同法第九条第一項の規定により計算した額以上であるとき、その他の場合には、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条第一項中「又は所得税額」を削り、同条第二項第一号中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第二号中「所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額がある」を「当該損害を受けた年の所得が、第十条の規定に基づく政令で定める額をこえる」に改め、同項第三号中「所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、第十一条の規定に基づく政令で定める金額」を「当該損害を受けた年の所得が、第十一条の規定に基づく政令で定める額」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　第九条から第十二条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十四条第二号中「当該児童の父その他の者」を「当該児童又は当該児童の父」に改める。

第二十九条第二項中「児童の父その他の者」を「児童又は児童の父」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は、昭和三十八年九月一日から施行する。

（障害福祉年金等の額の改定）

2　昭和三十八年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの（義務教育終了前のものを除く。）と生計を同じくするときは、この法律の施行の日の属する月の翌月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

4　夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻であつてこの法律の施行の日において二十歳をこえるもの（前項に規定する妻を除く。）が、この法律の施行の際現に夫又は妻の子であつて別表に定める一級

に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　妻が、現に婚姻をしているとき。

二　妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

5　夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した祖母又は姉であつて、この法律の施行の日において二十歳をこえるもの（附則第三項に規定する祖母又は姉を除く。）が、この法律の施行の際現にこの法律による改正後の国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、義務教育終了後であるものに限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　祖母又は姉が、現に婚姻をしているとき。

二　祖母又は姉が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　祖母又は姉と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか又は祖母又は姉以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

（障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

6　この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条及び第六十七条（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十七年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十六年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

7　前項の場合において、昭和三十八年八月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金についての昭和三十七年の所得による支給の停止については、この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第六十六条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（高齢任意加入被保険者に関する経過措置）

8　国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項又は同法附則第六条第一項の規定による被保険者を除く。）で、同法第七条第二項第一号に該当するに至つた後この法律の施行の際現に同号に該当していないものは、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

9　この法律による改正後の国民年金法附則第七条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定により申出をした者について準用する。

（母子年金及び準母子年金の支給停止に関する経過措置）

10　この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和三十八年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、なお従前の例による。

（手当の額に関する経過措置）

11　この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和三十八年九月以降の月分の児童扶養手当（以下「手当」という。）について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

（手当の支給制限に関する経過措置）

12　この法律による改正後の児童扶養手当法第九条から第十二条まで及び第十三条第二項の規定は、昭和三十七年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十六年以前の年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

13　前項の場合において、昭和三十八年八月以前の月分の手当についての昭和三十七年の所得による支給の制限については、この法律による改正後の児童扶養手当法第九条中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第十一条及び第十二条中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（手当の支給に関する経過措置）

14　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件に該当するものが、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に児童扶養手当法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月の翌月から始める。

15　この法律の施行の際現に手当の支給を受けている者が二十歳未満で児童扶養手当法別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態又は内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある者（この法律による改正前の同法第三条第一項に規定する児童を除く。）を監護し、又は養育している場合における手当の額の改定は、その者が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に、改定後の額につき認定の請求をしたときは、同法第八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月の翌月から行なう。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十一号（昭三八・七・一六）

◎建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の二」を「第五十九条の三」に改める。

第三条第三項第二号ハ中「特定街区」を「容積地区」に改める。

第六条第六項中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十五条の二中「特殊建築物」の下に「、高さ三十一メートルをこえる建築物」を加える。

第五十六条第三項中「合計」を「合計。以下この節において同じ。」に改める。

第五十九条の二第一項中「建築物の高さの最高限度」を「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度」に改め、「別表第五(い)欄の各項に掲げる」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　特定街区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築物の高さは、これらについて第一項の規定により定められた限度以下でなければならない。

4　特定街区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、第一項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。

第五十九条の二第五項中「別表第五(い)欄の各項に掲げる」を削り、「前六条」を「前七条」に改め、同条を第五十九条の三とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

（容積地区）

第五十九条の二　建設大臣は、都市計画上又は土地利用上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、別表第五(い)欄の各項に掲げる容積地区を指定することができる。

2　別表第五(い)欄の各項に掲げる容積地区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同表(ろ)欄の当該各項に掲げる限度以下であり、かつ、当該建築物の前面道路（二以上あるときは、その幅員の最大なもの。以下この項において同じ。）が十二メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

3　建築物の敷地が第四十四条第二項に規定する計画道路（以下この項において、「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を前項の前面道路とみなして、同項の規定を適用するものとする。この場合において、同項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路に係る部分を除いた部分の面積」とする。

4　次の各号の一に該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合は、第二項の規定にかかわらず、その許可の限度内において、同項の規定による限度をこえるものとすることができる。

一　同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

二　その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

三　その敷地内に当該地方公共団体の条例で定める規模以上の空地を有し、かつ、その敷地面積が当該条例で定める規模以上である建築物

5　別表第五(い)欄の各項に掲げる容積地区内においては、建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下でなければならない。

一　住居地域内においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の一・二五倍に二十メートルを加えたもの

二　住居地域外においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の二・五倍に三十一メートルを加えたもの

6　建築物の敷地が公園、広場、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地と隣地との高低の差が著しい場合その他隣地に関し特別の事情がある場合における当該隣地との関係についての前項の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

7　第四十八条第二項の規定は第一項の規定による指定をする場合に、第五十七条第三項の規定は第三項及び第四項の規定による許可をする場合に準用する。

8　別表第五(い)欄の各項に掲げる容積地区内の建築物については、第五十七条及び第五十八条第一項第二号の規定は、適用しない。

第八十二条中「裁定又は同意」を「同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決」に改める。

第八十五条第一項中「建設大臣」を「都道府県知事」に改める。

第八十六条第一項中「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第二項から第六項まで、第五十九条の三第三項」に改める。

第八十六条の二中「若しくは第四項」の下に「、第五十九条の二第二項」を加える。

第九十九条第一項第五号中「第五十九条の二第三項若しくは第四項」を「第五十九条の二第二項若しくは第五項、第五十九条の三第三項若しくは第四項」に改め、同項第十二号中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五　容積地区の種別及び容積地区内の建築物の制限

(い)	(ろ)
容積地区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合
第一種容積地区	十分の十以下
第二種容積地区	十分の二十以下
第三種容積地区	十分の三十以下
第四種容積地区	十分の四十以下
第五種容積地区	十分の五十以下
第六種容積地区	十分の六十以下
第七種容積地区	十分の七十以下
第八種容積地区	十分の八十以下
第九種容積地区	十分の九十以下
第十種容積地区	十分の百以下

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十二条、第八十五条及び第九十九条第一項第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用

については、なお、従前の例による。

（この法律の施行前に指定された特定街区に関する経過措置）

3　この法律の施行の際この法律による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第五十九条の二第一項の規定により指定されている同法別表第五(い)欄の各項に掲げる特定街区は、この法律による改正後の建築基準法（以下「新法」という。）第五十九条の三第一項の規定により指定された特定街区と、当該特定街区についての旧法別表第五(ろ)欄の当該各項に掲げる建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合並びに同法第五十九条の二第一項の規定により定められた建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、新法第五十九条の三第一項の規定により定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限とみなす。

（建設・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百五十二号（昭三八・七・一六）

◎不動産の鑑定評価に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補
第一節　不動産鑑定士試験（第三条―第十四条）
第二節　登録（第十五条―第二十一条）
第三章　不動産鑑定業
第一節　登録（第二十二条―第三十四条）
第二節　業務（第三十五条―第三十九条）
第四章　監督（第四十条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十五条）
第六章　罰則（第五十六条―第六十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士等の資格及び不動産鑑定業について必要な事項を定め、もつて土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「不動産の鑑定評価」とは、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。

2　この法律において「不動産鑑定業」とは、みずから行なうと他人を使用して行なうとを問わず、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行なうことをいう。

3　この法律において「不動産鑑定業者」とは、第二十四条の規定による登録を受けた者をいう。

第二章　不動産鑑定士及び不動産鑑定士補

第一節　不動産鑑定士試験

（不動産鑑定士試験）

第三条　不動産鑑定士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定するため、この法律で定めるところにより、不動産鑑定士試験を行なう。

（不動産鑑定士試験の種類）

第四条　不動産鑑定士試験を分けて、第一次試験、第二次試験及び第三次試験とする。

2　第二次試験に合格し、かつ、政令で定めるところにより二年以上不動産の鑑定評価に関する実務に従事した者は、不動産鑑定士補となる資格を有する。

3　第三次試験に合格した者は、不動産鑑定士となる資格を有する。

（第一次試験）

第五条　第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、国語、数学及び論文について行なう。

（第一次試験の免除）

第六条　次の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は同法第五十七条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

二　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

三　高等試験予備試験、司法試験第一次試験又は公認会計士試験第一次試験に合格した者

四　前三号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者

（第二次試験）

第七条　第二次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、民法、不動産に関する行政法規、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論について行なう。

2　第二次試験は、第一次試験に合格した者又は前条の規定により第一次試験を免除された者に限り、受けることができる。

（第二次試験の一部免除）

第八条　次の各号の一に該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。

一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学（予科を含む。）、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校（以下この条において「大学等」と総称する。）において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、民法

二　大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、経済学

三　大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学

四　民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験第二次試験又は公認会計士試験第二次試験を受け、その試験に合格した者については、その試験において受験した科目

（第三次試験）

第九条　第三次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産の鑑定評価に関する実務について行なう。

2　第三次試験は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補で、次条の規定による実務補習を受けた期間が一年以上のものに限り、受けることができる。

（実務補習）

第十条　実務補習は、不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補に対して、不動産鑑定士となるのに必要な技能を修得させるため、不動産鑑定業者の事務所、第五十二条の規定による届出をした社団又は財団その他の建設大臣の認定する機関において行なう。

2　前項に規定するもののほか、実務補習に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（受験手数料）

第十一条　第一次試験を受けようとする者は五百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は千円を、政令で定めるところにより、受験手数料として納付しなければならない。

2　前項の規定により納付した受験手数料は、不動産鑑定士試験を受けなかつた場合においても返還しない。

（試験の施行）

第十二条　不動産鑑定士試験は、毎年一回以上、不動産鑑定士審査会が行なう。

（合格の取消し等）

第十三条　不動産鑑定士審査会は、不正の手段によつて不動産鑑定士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　不動産鑑定士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて不動産鑑定士試験を受けることができないものとすることができる。

（省令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、不動産鑑定士試験に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節　登録

（登録）

第十五条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる資格を有する者が、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となるには、建設省に備える不動産鑑定士名簿又は不動産鑑定士補名簿に、氏名、生年月日、住所その他建設省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2　不動産鑑定士補が不動産鑑定士の登録を受けたときは、不動産鑑定士補の登録は、その効力を失う。

（欠格条項）

第十六条　次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けることができない。

一　未成年者
二　禁治産者又は準禁治産者
三　破産者で復権を得ない者
四　禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
五　公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者
六　第二十条第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者
七　第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

（登録の手続）

第十七条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けようとする者は、登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2　前項の登録申請書には、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補となる資格を有することを証する書類を添附しなければならない。

3　建設大臣は、前二項の規定による書類の提出があつたときは、遅滞なく、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録をしなければならない。

（変更の登録）

第十八条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第十五条第一項の規定により登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

（死亡等の届出）

第十九条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

一　死亡したとき。	相続人
二　第十六条第二号に該当するに至つたとき。	後見人又は保佐人
三　第十六条第三号から第五号までの一に該当するに至つたとき。	本人

（登録の消除）

第二十条　建設大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除しなければならない。

一　本人から登録の消除の申請があつたとき。
二　前条の規定による届出があつたとき。
三　前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。
四　偽りその他不正の手段により不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けたことが判明したとき。
五　第十三条第一項の規定により不動産鑑定士試験の合格の決定を取り消されたとき。

（省令への委任）

第二十一条　この法律に定めるもののほか、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第三章　不動産鑑定業

第一節　登録

（不動産鑑定業者の登録）

第二十二条　不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては建設省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

2　不動産鑑定業者の登録の有効期間は、三年とする。

3　前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4　更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第二十三条　前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、建設省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつては建設大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一　名称又は商号

二　個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ。）の氏名

三　事務所の名称及び所在地

四　事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名（不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨）

五　不動産鑑定業以外の業務を行なつているときは、その業務の種類

2　前項の登録申請書には、建設省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　不動産鑑定業経歴書

二　事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面

三　第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面

四　第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

五　その他建設省令で定める書面

（登録の実施）

第二十四条　建設大臣又は都道府県知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第二十五条　建設大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三　第十六条第六号又は第七号に該当する者

四　第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者

五　第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

六　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

七　法人で、その役員のうちに第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

（登録換え）

第二十六条　不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。

一　建設大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。

二　都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けるとき。

三　都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けるとき。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は建設大臣に通知しなければならない。

3　第一項の登録換えは、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

（変更の登録）

第二十七条　不動産鑑定業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2　不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書をその不動産鑑定業者の登録をした建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に関する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

3　第二十四条及び第二十五条の規定は、変更の登録の申請があつた場合に準用する。

（書類の提出義務）

第二十八条　不動産鑑定業者は、建設省令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、次の各号に掲げる書類を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一　過去一年間における事業実績の概要を記載した書面

二　事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の変動を記載した書面

三　その他建設省令で定める書面

（廃業等の届出）

第二十九条　不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日（第二号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした建設大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　不動産鑑定業を廃止したとき。	不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員
二　死亡したとき。	相続人
三　法人が破産により解散したとき。	破産管財人
四　法人が合併により解散したとき。	法人を代表する役員であつた者
五　法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき。	清算人
六　第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。	不動産鑑定業者

（登録の消除）

第三十条　建設大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

一　前条の規定による届出があつたとき。

二　前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

三　登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

四　第二十二条第四項に規定する場合において、更新の登録がなされないこととなつたとき。

五　第二十六条第二項の規定による通知があつたとき。

六　偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。

（不動産鑑定業者登録簿等の供覧等）

第三十一条　建設大臣は次に掲げる書類を、都道府県知事は次に掲げる書類及び次項の規定により送付を受けた書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

一　不動産鑑定業者登録簿

二　第二十三条第二項、第二十七条第二項後段又は第二十八条の規定により提出を受けた書類

2　建設大臣は、その登録を受けた不動産鑑定業者に関する前項各号に掲げる書類の写しをその不動産鑑定業者の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による書類の供覧に関し必要な事項は、政令で定める。

（登録申請手数料）

第三十二条　登録申請者は、政令で定めるところにより、五千円をこえない範囲内で政令で定める額の登録申請手数料を納付しなければならない。

（無登録業務の禁止）

第三十三条　不動産鑑定業者の登録を受けない者は、不動産鑑定業を営んではならない。

（省令への委任）

第三十四条　この法律に定めるもののほか、不動産鑑定業者の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節　業務

（不動産鑑定士の設置）

第三十五条　不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一人以上置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なわない事務所についても、同様とする。

2　不動産鑑定業者は、前項の規定に抵触するに至つた事務所があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

（不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者等による鑑定評価の禁止）

第三十六条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でない者は、不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行なつてはならない。

2　不動産鑑定業者は、その業務に関し、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補でない者又は第四十条第一項若しくは第二項の規定による禁止の処分を受けた者に不動産の鑑定評価を行なわせてはならない。

（不動産鑑定士等の責務）

第三十七条　不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、良心に従い、誠実に不動産の鑑定評価を行なうとともに、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第三十八条　不動産鑑定業者並びにその業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定業者がその不動産鑑定業を廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

（鑑定評価書等）

第三十九条　不動産鑑定業者は、依頼者に、鑑定評価額その他建設省令で定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなければならない。

2　鑑定評価書には、その不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその資格を表示して署名押印しなければならない。

3　不動産鑑定業者は、建設省令で定めるところにより、鑑定評価書の写しその他の書類を保存しなければならない。

第四章　監督

（不当な鑑定評価等についての懲戒処分）

第四十条　建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に関し、故意に、不当な不動産の鑑定評価を行なつたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止し、又はその不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録を消除することができる。不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、第三十三条又は第三十八条の規定に違反したときも、同様とする。

2　建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に関し、相当の注意を怠り、不当な不動産の鑑定評価を行なつたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止することができる。

3　建設大臣は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前二項の規定による禁止の処分に違反したときは、その不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除することができる。

（不動産鑑定業者に対する監督処分）

第四十一条　建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、その不動産鑑定業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。

一　この法律又はこの法律に基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。

二　不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前条の規定による処分を受けた場合において、その不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由があるとき。

（不当な鑑定評価に対する措置の要求）

第四十二条　不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が不動産鑑定業者の業務に関し不当な不動産の鑑定評価を行なつたことを疑うに足りる事実があるときは、何人も、建設大臣又は当該不動産鑑定業者が登録を受けた都道府県知事に対し、資料を添えてその事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（懲戒処分等の手続）

第四十三条　建設大臣又は都道府県知事は、第四十条又は第四十一条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者について聴聞を行ない、なお必要があるときは、参考人の意見をきかなければならない。ただし、その処分に係る不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者